

平成 2 6 年 第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成26年 6 月 23 日
- ・ 開 会 平成26年 6 月 23 日
- ・ 閉 会 平成26年 6 月 24 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	小	島	一	弘
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		建設課参事
住民課長		住民福祉課長
福祉課長		産業建設課長
産業課長		総務課主幹
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成 26 年第 2 回大空町議会定例会を開会します。

◎開会の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第 119 条の規定によって、議長において、5 番、品田好博議員及び 6 番、松田信行議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第 2 議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、松岡克美議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。
今定例会を開催するにあたり、去る 6 月 17 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。
今定例会では一般質問者が 3 名、町長から提出されている案件が 15 件であります。このほか、財団法人等からの経営状況についての報告等が予定をされております。
従いまして、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、今定例会の会期は、本日 6 月 23 日に開会して、6 月 24 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断をいたしました。
この結果について報告いたします。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第 3 会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先程の議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 6 月 24 日までの 2 日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月24日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
大槻事務局長。

- ◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。

小島一弘議員から遅参する旨届け出であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付している
とおりであります。なお、職務の都合により、一部の異動がある場合があります
ことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとお
りであります。

報道機関及び議会事務局職員による写真撮影の申請があり許可をしております
ので、御了承願います。

以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎副町長、教育長、就任挨拶

- ◇議 長 次に、6月12日に就任した川口副町長、並びに教育委員会渡邊教育長
から、それぞれ就任挨拶の申し出がありますので、これを許します。
川口明夫副町長。

- ◇副町長 このたびの副町長の選任につきましては、議員各位の格別の御同意を賜
り、6月12日付けをもちまして、再び副町長を拝命いたしました。

光栄に存じますとともに、今改めてその責任の重さに身の引き締まる思いでご
ざいます。もとより浅学非才の身、微力ではございますけれども、この4年間の
経験を生かし、大空町振興発展のために、山下町長の補佐役として誠心誠意努め
る所存でございます。

今後とも、議員各位におかれましては、これまで同様に御指導、御助言、御協
力を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

また、大変申し遅れましたが、本日は、このような発言の機会をいただきまし
たことに対しまして心から厚くお礼を申し上げ、誠に簡単措辞と存じますけれ
ども、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 渡邊國夫教育長。

◇教育長 このたび議会の同意並びに教育委員会での選任をいただき、教育長を拝命いたしました渡邊國夫でございます。

引き続き、重責を担わせていただくことになり大変身の引き締まる思いでございますが、一言御挨拶を申し上げます。

今日、人口の減少、少子高齢化、グローバル化など、社会情勢が変動する中、教育に対する期待もより一層高まっているものと受けとめております。もとより微力でございますが、これまで培ってまいりました行政経験を生かし、大空町教育のさらなる充実発展のため粉骨砕身、全力で取り組んでまいり所存でございます。

議員の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。簡単でございますが、就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これで就任挨拶を終わります。

◎日程第４ 行政報告

◇議 長 日程第４ 行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。

平成２６年第２回大空町議会定例会に当たり、行政報告を行います。

３月１６日、女満別空港国際チャーター便誘致協議会タイ観光関係者招聘事業歓迎会が網走市で行われ、参加をいたしました。昨年１１月のチャーター便誘致活動、タイ国へ赴いた際、現地の航空事業者、観光事業者のオホーツク来管について打診がございまして、今回の招聘事業として、実現したものでございます。来年２月のチャーター便就航に向けて現在調整中でございます。

３月２４日、オホーツク圏活性化期成会市町村会議が美幌町で開催をされました。この会議の中では、オホーツク地域化製場、さらには、石北線ＪＲ貨物列車の両案件について報告がなされたところであります。化製場につきましては、国庫補助事業の採択の可能性、さらにＪＲ貨物につきましては、北海道、北見市、訓子府町、美幌町の負担による事業方向などが説明されたところでございます。

３月２５日、大空町青少年問題協議会を開催いたしました。本町における青少年の問題行動、不審者情報などについて説明をさせていただいたところであります。しかし３月２５日、年度末ということでございますが、ちょうど委員の任期が切れる間際での開催時期ということで、開催時期などについて不適切ではないかと、そんな問題提起をさせていただいたところでございます。

３月２６日には、北網地域医療再生事業運営委員会が北見市で開催をされ、出

席をいたしました。北見赤十字病院、道立北見病院の整備について説明がなされるところとともに、ドクターカーの充実、障害者歯科口腔センターの整備についても説明があったところでございます。

同日、大空町農業再生協議会水田部会を開催してございます。主食用米の配分方針、また、目標面積などについて決定をさせていただくとともに、水田フル活用ビジョンについても、承認をいただいたところでございます。

3月29日、北見赤十字病院PETセンター竣工記念式に出席をいたしました。がんの早期発見に効果的なPET検査が可能となる施設がオープンしたということでございます。今まででありますと、札幌、旭川、帯広などへ出向がなければならなかったこの検査が、このオホーツク管内でも実施できるようになったというわけでございます。

4月20日、美幌駐屯地創立63周年記念式典に出席をいたしました。例年、7月の実施でございますけれども、ことは南スーダンへの派遣の関係から、4月の実施となったところでございます。

4月22日から25日にかけて、札幌市におきまして北海道道路整備促進協議会通常総会、北海道治水砂防海岸事業促進同盟通常総会、北海道災害復旧促進協会通常総会などが開催され、出席をいたしました。いずれも平成25年度の事業報告、決算並びに26年度事業計画、予算について審議をしたところでございます。災害復旧協会の会議の中では、災害の復旧ということはもちろんでありますけれども、防災、減災という考え方も今後取り入れていくべきではないか、そんな議論がなされたところであります。また、この期間中、北海道町村会定期総会が札幌市で開催をされ、出席をいたしました。寺島会長の挨拶からは、道州制への反対、また、北海道がこの道州制に対して積極的な姿勢を持っているというようなことに対する批判が表明されたところでございます。この会議の中では、平成26年度の活動方針を決定するとともに、TPP反対、地域医療の確保、地方分権、原発安全確保の決議などが採択されたところでございます。

4月25日、大空町交通安全防犯推進委員会を開催いたしました。この4月23日に本町における交通事故死ゼロ1,500日の達成ということに鑑みまして、北海道からの感謝状、また、北海道交通安全推進委員会からの表彰状の伝達が行われたところでございます。あわせて、平成26年度活動計画を説明し決定をいただきました。

4月28日は、大空町農業再生協議会を開催いたしました。平成25年度の報告決算、26年度の計画予算などについて御審議をいただくとともに、新規事業などについて意見交換を行ったところでございます。

5月12日、オホーツク圏活性化期成会ベトナム労働省副大臣懇談会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。水産加工、農業などの現場で働く実習生の受け入れについてオホーツクの実態を説明させていただきました。ベトナム側からは、ぜひ研修生の受け入れを拡大してほしい、そんな要請があったところでございます。

同日、大空町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。後期高齢者分、介

護分の限度額を法定どおり、おのおの2万円引き上げるという提案につきまして、了承の答申をいただいたところでございます。

5月15日、オホーツク町村会臨時総会が網走市で開催をされました。平成27年の職員採用試験の内容について決定するとともに、本年度26年度の職員研修の予定について報告がなされました。

5月17日、美幌自衛隊南スーダン派遣施設隊員壮行会に出席をいたしました。野村司令以下120名の隊員が国連平和維持活動に参加をするということで半年間の任務に就くという説明でございました。壮行会に参加をいたし激励を行ったところでございます。

5月21日には、三町農業推進協議会総会が美幌町で開催をされました。平成25年度の報告決算、平成26年度の事業計画予算について、承認するとともに、3町の農業普及計画について、農業改良普及センターから説明をいただき、了解をしたところでございます。

5月24日、道州制問題を考える緊急集会在、札幌市で開催をされて参加をいたしました。これは道町村会と町村議会議長会が主催の集会でございました。東京大学名誉教授大森渉先生の講演からは、今回の道州制法案の問題点、提起、解説をいただいたところでございます。今回の法案の内容から見ますと、結果的に市町村合併につながる内容であり、反対というような考え方でございます。道内144の町村議会がございすけれども、このようなことから、124の町村議会において反対決議がなされている状況にございます。

裏面にまいりまして5月28日、大空町青少年問題協議会を開催いたしました。新しい委員の方々に辞令を交付させていただき、その中で、本町を取り巻く青少年の問題などについて議論をしたところであります。特に今回はインターネット犯罪の恐ろしさについて学び、そして意見交換をさせていただきました。

5月30日、オホーツク圏活性化期成会役員会・総会が北見市で開催をされました。平成26年度の活動計画について決定をしたところであります。

あわせて、同会場におきまして、オホーツク地域づくり連携会議が行われました。昨年度、このオホーツク地域、遠紋地区、北網地区2地区に分かれてこの会議を開催いたしておりましたことから、全体の報告というものが、オホーツク総合振興局から行われたところでございます。

同日、大空町家畜伝染病防疫対策協議会を開催いたしました。前日、5月29日から町内における豚流行性下痢が疑われる症状の発生を受け、検査結果を見守っていたところでございますが、5月30日検査の結果、陽性となったため緊急に開催をいたしました。協議会の構成メンバーのほかに、オホーツク総合振興局、網走家畜保健衛生所、網走農業改良普及センター、JAめまんべつ、JAオホーツク網走などの皆さんの御出席をいただきました。協議会としての防疫対策を説明するとともに、関係機関と情報交換を行ったところでございます。その後の状況でありますけれども、6月発生農場において6月20日時点で下痢をしている哺乳豚はゼロとなりました。今回の発生を受けて、46頭が死亡、哺乳豚が死亡したわけでありすけれども、その後、10日間の発症がなければ、鎮静化

したとの判断がなされる見込みであります。今月いっぱい様子を見なくてはなりませんので、その推移を見守ってまいりたいと、そのように考えております。

6月6日、札幌地区女満別会が、札幌市で開催をされました。31名の出席でございます。昭和55年に第1回の開催から今年で35回を数えることとなりましたけれども、会員の高齢化と減少が課題となっていると、そのような報告がなされたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 平成26年第2回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）

◇議 長 日程第5、平成26年第2回大空町議会定例会にあたって、町政執行方針の説明を行います。

山下町長から、町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 平成26年第2回大空町議会定例会にあたり、私の所信と町政に対する基本的な考え方、追加予算を含む本年度予算の概要について御説明申し上げ、町議会議員並びに町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、本年4月に施行されました、大空町長選挙におきまして、町民皆様との共通目標を掲げ、愛情を基本理念としたまちづくりを訴えてまいりました。結果として、無投票当選という身の引き締まる御審判をいただいたところであります。再び皆様とともにまちづくりに携わる機会を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。責任の重さをしっかりと受け止め、誠心誠意町民主体のまちづくりに邁進してまいりたいと存じます。議員各位、町民皆様の一層の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

世界に目を向けると民族や宗教の違いによる地域間の紛争が絶え間なく、国家間では利益を巡る軋轢が生じています。我が国においても、近隣諸国との領土における主張の食い違いが緊張感を高めている現状があります。一方で、国際貿易交渉の進展、情報社会の発達、地球規模の環境問題は、グローバル化を象徴する事象です。

国内では、経済不況デフレからの脱却を掲げた政権が誕生し、金融緩和、財政出動、成長戦略の政策が進められています。しかし、地方における波及効果は十分実感できる状況にはなく、物価上昇、国の債務残高の増大、消費税率の改定、国際貿易交渉の行方など、景気の先行きを不安視する材料も数多くあります。また、憲法改正や集団的自衛権の解釈、東日本大震災に学んだ防災・減災、原子力発電所事故に端を発したエネルギーの確保のあり方など、日本の将来を左右する大きな課題が横たわっています。しっかりとした議論の上に方向性を定めていかなくてはなりません。

大空町の財政は、町民皆様の御協力や国の経済対策の効果もあり、健全化に向かいつつあります。しかし、各種指数は道内他市町村と比べ平均よりも高い位置にあります。生産活動の現場からは労働者が、組織や団体からは後継者が、地域からは若者が「いない、足りない」という声が届きます。町政懇談会では道路の改善や老朽した施設の長寿命化、福祉施設の整備や細やかな除雪体制など、高齢社会ならではの要望が多く寄せられます。医療や教育は全国的な格差が広がり不安を招いています。

すべてにおいて時代は急速に動いています。これまでの常識から発想を切り替え、現代社会に即応した資本整備や仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

平成27年度は、大空町にとって10年という節目の年となります。従来のように、大規模な式典や記念施設の建設といった事業に取り組む考えはありませんが、この機会に町民の融和が図られる事業について検討してまいりたいと思います。また、新しい時代を拓くための目標づくりや、先人が築いてくださった歴史や伝統を記すことも必要です。町民皆様の御意見にも耳を傾け、取りまとめてまいりたいと存じますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

オホーツク管内は農業、林業、漁業といった1次産業が盛んで、北海道の生産額の多くを占める地域となっています。多くの産品や食材、更には観光資源にも恵まれています。都市圏から遠隔地にあるなどの理由から、素材を十分に活かし切れていないとの指摘があり、大空町においても同様の状況にあります。北海道農業の縮図的な多様な農業が展開され、オホーツクの空の玄関となる女満別空港が立地する大空町は、農業、観光、交流などにおいて管内の中心的役割を担っていかなくてはなりません。大空町としての発信はもとより、オホーツクの一員として管内の発展にも積極的に取り組む姿勢を持ちたいと思います。

次に、訴えてまいりました政策の四つの柱に沿って考え方を申し述べたいと思います。

まちづくりは、一人が頑張るのではなく、特定の立場の人が頑張るだけでなく、みんなで支え合うことが大切です。自治基本条例は、町民が自治の主体であり、情報の共有、町民参加、町民・議会・行政の協働を基本原則としています。各々の立場を理解し実行する成熟したコミュニティ社会の形成を目指します。

子どもたちが生まれ、育っていく環境が変化しています。時代に即した環境を整えていかなくてはなりません。子育て、教育、学力、体力、施設など子どもたちにとって、いま必要なものは何かを考え将来の夢の実現を応援します。

1次産業の将来不安、構造的な商工業の衰退、各産業共通の人材不足など、地域産業の課題は深刻です。農業基盤の強化、起業化の促進、人材の育成確保、旅行者・交流人口の誘致を進めます。地域で経済循環する元気な仕組みをつくりま

す。環境、食、健康、気象、災害や犯罪などに対する不安など、身の回りには多くの心配が存在します。安心な生活には行政としての不安解消の取り組みが不可欠です。町民皆様の取り組みを助長するなど、地域が一体となった活動を展開しま

す。

次に、予算についてであります。本年度当初予算は骨格予算として編成させていただきました。そのため、今回につきましては補正予算に関連するもののほか、主要な２６年度事業について、あわせて概要を申し述べたいと存じます。

総務関係についてであります。

地域主権の時代、地域の課題を自ら見つけだし町民目線に立ったまちづくりが求められています。職員一人一人が時代の変化に適應できる知識や能力が備わるよう、職員研修の更なる充実に取り組んでまいります。

社会保障・税番号制度が平成２８年１月からスタートします。個人を特定する個人情報ファイルの作成にあたり、情報量や取り扱われる頻度などを評価し、セキュリティ対策の必要度を判定して、プライバシーの保護措置を講じる必要があります。制度の導入によって改正が必要となる例規の整備を進めてまいります。

役場、総合支所、各公共施設のデータ通信及び電話音声データ通信を制御するためのネットワーク機器が耐用年数を経過しています。効率的な行政情報の運用をはかるために機器を更新してまいります。

東日本大震災が発生してから３年が経過しました。被災地では復興への取り組みが進められていますが、いまだ不自由な生活が続いています。被災された方々に復興への希望も続けてもらえるよう、引き続き支援活動を行ってまいります。

地域防災計画の防災ビジョン「自助・共助・公助」を念頭に、町民の防災意識の高揚と災害時における適切な行動力を向上させるため、防災訓練を継続して実施してまいります。

災害時などに必要となる物品と防災用品の備蓄倉庫や避難所用テントなどの備品の整備を行います。緊急地震速報などの町民が必要とする防災情報を自動的に緊急速報メールとして配信するサービスを導入し、防災対策の向上に努めてまいります。

消防ポンプ自動車を更新し防災体制の強化をはかり、町民の生命や財産の保護と安全で安心な暮らしに貢献してまいります。

まちづくりの基本的な方向を示した現在の総合計画は、平成２７年度に計画期間の最終年度を迎えます。このため、将来のまちのあるべき姿を御審議いただくために策定審議会を設置します。自治基本条例の基本理念である町民参加のもと、町民を主体として町民皆様の視点に立ったまちづくりを計画的に推進するための大きな柱となる新たな総合計画の策定を行ってまいります。

地域交通につきましては、両地域間の通勤・通学や高齢者の通院などにおける公共交通網を維持するため、スクールバスや患者送迎バスの運行について引き続き取り組んでまいります。

日常の生活において不可欠である地域バス路線の維持対策として、バス事業者に対して補助を継続し、地域の実情に合った交通体系の維持確保に努めてまいります。

地方空港を取り巻く状況は、運航機材の小型化、不採算路線の休廃止や減便な

どにより、依然として厳しい状況が続いています。女満別空港の利用状況につきましても、前年と比較して旅客数が上向き傾向にはあるものの、地域の観光振興や経済の活性化をはかるため、更なる利用の促進が求められます。このため、機材の大型化や増便、新たな航空路線の開設などについて、引き続き近隣の市町や関係団体と連携して取り組んでまいります。

外国人観光客の誘致促進をはかるため、海外プロモーション活動などにより、国際チャーター便の誘致への取り組みについても推進してまいります。

企業誘致対策につきましては、地域産業の振興、雇用機会の拡大や活気あるまちづくりの促進をはかるため、企業の事業拡大や新規の誘致について必要な支援を行うとともに、積極的な誘致活動と情報の提供に努めてまいります。

人口の減少、高齢化の進行は、町民生活の活力の低下を招くばかりではなく、地域経済や財政運営にも影響を及ぼし、地域の将来に関わる大きな問題になっています。町内の空き家などを登録する制度を活用した定住支援や移住希望者の生活体験などへの支援を実施し、移住・定住の促進をはかってまいります。

定住をサポートする関係団体や移住を経験された方々と連携し、的確なニーズ把握と効果的なPR活動に取り組んでまいります。

持ち家を希望する町民や、交通の利便性を活かし近隣市町からの移住希望者に対して宅地を造成し分譲を行い、住みやすい環境づくりを進めます。分譲地を購入し住宅を建設する子育て世帯に対しては、子育てしやすい住環境づくりの支援を行うための助成制度を検討してまいります。

町民皆様によるさまざまな活動は、元気あるまちづくりの源です。地域づくりや文化、産業などを活かした自主的に行われる活動に対して支援する元気づくり応援事業を継続して実施してまいります。

国の最も基本的な統計調査で、国内の人口・世帯の実態などを調査する国勢調査が平成27年10月に実施されます。調査の正確性を期すために必要となる調査区設定業務などの事前準備を実施し、各種行政施策などの基礎資料を得るために重要な本調査の円滑な実施に努めてまいります。

財政につきましては、地方財政計画において、地方税などの伸びによる財源不足の縮小により、地方交付税は前年度から減少となっており、財政運営は厳しい状況が続くものと考えています。本年度の予算編成では、公共施設などの整備充実をはかるため、公共施設等整備基金を取り崩し、更に財源不足を補うため財政調整基金の一部を取り崩すことといたしました。

今後の財政運営にあたっては、引き続き地方債残高を計画的に縮減し将来の財政負担の軽減をはかります。国の動向を見極めながら財源の確保を図るとともに行財政改革を推進し、健全な財政運営と安定的な財政基盤の確立に努めてまいります。

広報広聴事業につきましては、広報モニターや町民皆様からのご意見を反映し、見やすさ・読みやすさなどに配慮するとともに、誌面編集の工夫にも努めます。ホームページシステムを更新し、的確な情報提供の手段として活用し、災害などの緊急情報の発信も行なってまいります。

町民参加のまちづくりを推進していくうえで、町民皆様との情報の共有はもっとも重要なことです。広報紙などによる情報発信のほか、ふれあいトークなどの対話を重視し、開かれた行政を推進してまいります。

来年度は、大空町が誕生して10年の節目を迎えます。この記念すべき年を町民の皆様とともに祝い、融和と一体感をより深めるとともに、更なる飛躍を目指すため、様々な記念事業の実施について検討してまいります。

これを契機として、大空町の魅力を町内外に広く効果的にPRする取り組みを行います。更に、大空町の誕生とその歴史や伝統を後世に残し伝えるため、町史の編纂業務を進めてまいります。

姉妹都市の稲城市と友好町の氷川町との交流事業につきましては、教育・産業分野における交流のほか、文化・伝統や地域生活に触れる交流が行われ広くその輪が広がってきているところです。交流や人と人との繋がりや、様々な分野への波及と可能性を持っていることから、継続して両市町との交流を深めてまいります。

定住自立圏構想につきましては、地域医療や公共交通などの生活基盤の確保をはじめ、観光、産業などの振興について引き続き網走市と連携・協力し、地域の一体的な発展をはかってまいります。

住民関係についてであります。

平成23年度から実施してまいりました戸籍事務のOA化事業が25年度で完了となりました。戸籍業務の正確性の確保と情報が一元管理されたことにより、役場・総合支所を問わず戸籍証明書の発行が可能になるとともに発行時間が短縮され、町民サービスの一層の向上がはかれるようになりました。また、電話予約を受けて平日の夜間及び土・日・祝日に行う各種証明書などの発行業務につきましましては、継続してまいります。

地域担当職員制度は、各自治会と行政をつなぐ役割として発足して早7年目を迎えます。自治会では、少子高齢化や地域で抱える様々な課題は途絶えることがありません。今後も地域担当職員を配置して、この町で末永く暮らしていただけるように活動を継続してまいります。

各地域の町民会館は、地域のコミュニティ活動の拠点として大切な施設です。高齢社会が進む中では、椅子席の利用を望まれる意向が多いことから高齢者に配慮した座面の低い椅子を配置し、より多くの皆様に利用されるよう努めてまいります。

花いっぱい運動につきましては、車の往来の多い道道女満別空港線や公共施設周辺の路地花壇などへ花を植栽し、町のイメージアップや景観の美化に努めます。潤いと安らぎを与えてくれる運動に、町民の皆様との共同作業で取り組んでまいります。

防犯、交通安全運動につきましては、特に子どもや高齢者を犯罪や交通事故から守るため、自治会や各学校、関係機関・団体と連携した運動に継続して取り組みます。本年4月23日で交通事故死ゼロ1,500日を達成し、北海道交通安全推進委員会より表彰を受けたところです。これも、町民皆様と関係する団体の

皆様が地域ぐるみで活動を続けてこられた成果によるものです。新たな目標に向けて、町民皆様とともに安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

環境対策につきましては、ごみの減量化をより一層推進するため家庭用生ごみ処理器の導入補助、小型家電の再資源化に向けた回収を継続してまいります。

現在の最終処分場は、平成31年までを使用の期限としています。すでに残り6年と期限が迫ってきていますので、少しでも長く使用することができるよう、新たに重機を使った埋立ごみの減容処理を行ってまいります。

地球温暖化対策につきましては、「地球温暖化対策実行計画」の第1期が終了し、概ね目標を達成したと評価しています。平成25年度から29年度までの第2期計画に基づき、省エネルギー対策などに引き続き取り組んでまいります。

「町民・事業所のための地球温暖化対策行動指針」により、町民皆様や事業所の皆様にも温室効果ガス排出量抑制に御協力をいただくとともに、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を継続してまいります。

公共施設の充実として、葬斎場につきましては、障がいのある方に対応したトイレの整備などを行います。また、他の公共施設につきましても、トイレなどの改修を計画的に行い利便性の向上に努めてまいります。

住宅対策として町営住宅につきましては、中央さくら団地の調査設計を行うなど、「長寿命化計画」に基づき適切な維持管理・更新を引き続き行ってまいります。

景観や周辺への影響が心配され、社会的に問題となっている廃屋などの対策につきましては、条例に基づく適正管理の指導などを強化するとともに、解体処理の支援に新たに取り組んでまいります。

徴収事務につきましては、職員の資質向上をはかるために、徴収の実務や債権の管理、応対の方法などに関する研修と徴収事務がより統一的行えるよう取り組んでまいります。

福祉関係についてであります。

地域福祉につきましては、町民と行政、民間事業者の皆様が一体となり、誰もがこのまちに住み続けたいと思われる地域づくりの実現を目的とした「第2次地域福祉計画」を策定してまいります。

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への負担緩和と消費の下支えをはかるため、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給事務を進めてまいります。

ボランティアに対し有用感の醸成と担い手の確保を目的として、前年度に引き続きそらっきーポイントの経費を社会福祉協議会補助金に計上し、ボランティア団体を支援してまいります。

高齢者福祉につきましては、一人暮らしの高齢者などが急病時に迅速な救援体制が取れるよう設置している緊急通報システムの更新を継続します。また、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、除雪サービスを行い冬季の日常生活の支援を引き続き行ってまいります。

災害時における要援護者の支援につきましては、災害対策基本法の改正に伴う

「災害時要援護者支援プラン」の見直しを行うとともに、福祉避難所の設置について引き続き関係機関・団体と協議を進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法の改正により、障がいのある方が福祉サービスを受けるために「サービス利用計画書」の作成が義務づけられました。この改正に伴い、相談支援事業所の設置を行い適切な運営を進めてまいります。

「障害者福祉センターちあふる」につきましては、現在、グループホームの定員が9名のところ全室の入居となっています。指定管理者である東藻琴福祉会と連携し、就労支援事業や生活介護事業の充実をはかってまいります。

現在、小学校6年生までを対象に実施している乳幼児等医療費助成事業につきましては、少子化対策の一環として入院・外来の助成対象を中学生まで拡大し、子ども医療費助成事業として子育て世帯の経済的な負担軽減をはかってまいります。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした「子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めてまいります。

子どもたちの健全な遊びの場の提供や交流をはかるため、児童センターや児童クラブの運営を行い、心身ともに健やかな子どもに育つよう努めてまいります。

町民一人一人が、健やかでいきいきと心豊かに暮らすためには、生活状況や能力、ライフステージに応じた自己管理能力を身に付け、健康増進をはかることが基本となります。心疾患、糖尿病などの生活習慣病が増加する中であって、高齢化の進展による病気や介護の負担の増加、医療費や保険料は上昇するものと捉えています。生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や重症化予防を重視した「大空町健康増進計画」を推進していくことが重要となります。特定健診・保健指導により、食生活や運動などの生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防に努めます。また、医療保険制度を堅持するためにも、特定健診や各種がん検診などの受診率の向上に努め、個々の段階に見合った保健指導を充実してまいります。

母子保健につきましては、新たに第1子の2か月児訪問を行い、早期から健康的な生活習慣が確立できるよう保健指導の充実をはかります。4か月児健診を集団検診に変更し、乳児期から定期的な関わりを持つことで母親の不安を解消し、安心して子育てができるよう努めてまいります。

医療制度の改正や医師・看護師不足などにより、病院は厳しい経営を強いられています。その中で救急や東藻琴診療所の指定管理を受託するなど、町の医療を担っている医療法人社団双心会が運営する女満別中央病院を本町の基幹病院として位置付けています。本町の医療環境の充実のため、必要な支援を引き続き実施してまいります。

医療機関や介護施設における医療・介護従事者不足の解消と定着をはかることを目的に、新たに常勤雇用として就職する医療・介護従事者に対して就業支援を行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、年間医療費の減少・増加はあるものの、一人当たりの医療費は全道平均を下回っています。しかし、道内市町村間の保険税の平準化や高額な医療費の支出を調整する共同事業の支出額が、収入額を超えている状況にあることから、税収や医療費の動向を踏まえつつ、必要な財政支援を行ってまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者福祉の基本施策を定め、新たな施設整備も検討したうえで、施設利用量や介護給付費などの推計を行い、保険料を設定することを主な目的とした「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定を行ってまいります。

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の権利擁護と福祉の増進を図るために、成年後見制度の利用に必要な手続きなどの支援をしてまいります。

介護保険を必要とする高齢者の増加が見込まれ、高齢になっても安心して住み続けられる施設の整備を目的とした「認知症高齢者グループホーム」の建設に対して支援してまいります。

産業の振興についてであります。

農業につきましては、本年度から国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」により、農業政策が大きく転換されます。

低迷する農業情勢の中、40年間続けてきた米の生産調整、減反政策を平成29年度に廃止し、現行の経営所得安定対策の大幅な見直し、日本版の直接支払制度の創設や農地中間管理機構の設置による農地の集約化など、農業政策は大きく変化しています。

日本の農業に大きな影響を及ぼすTPP交渉も先行きが不透明であり、米国との隔たりは大きく予断を許さない状況となっています。関係機関・団体と連携をはかりながら情報収集などを行い、しっかりと対応していくことが重要であると考えています。

本町の農業は、農業者の高齢化、担い手不足、農家戸数の減少などに加え、燃油の高騰や資材価格の高止まり、肥料や飼料の価格上昇など、経営の厳しさが増えています。このような中、優れた担い手を育成し、持続的な発展をはかるため、実践的な技術・技能・知識を習得するための研修を支援する農業担い手実践研修支援事業に引き続き取り組んでまいります。また、地場農畜産物の魅力の発信に努め、6次産業化へつながる取り組みを推進してまいります。

本町の農業振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、前年度に引き続き、「農業振興地域整備計画」の策定作業に取り組んでまいります。

農業の基本である土づくり対策につきましては、緑肥の導入や土壌分析・土壌診断に対して支援を継続します。新たにジャガイモシストセンチュウ侵入防止のために、低減効果の高い抵抗性トマト野生種の導入に対し支援を行ってまいります。

農業経営基盤の強化対策につきましては、農業関係資金対策や農業気象情報の提供などの事業を引き続き実施してまいります。

農業・農村の多面的機能の向上をはかる中山間地域等直接支払い事業に引き続き取り組むとともに、本年度から農業の基盤となる農地・用排水路・農道などの地域資源の保全をはかる農業農村多面的機能支払交付金事業を実施してまいります。

減肥料・減農薬や有機農業の取り組みなど環境保全効果の高い営農活動を実践する農業者を支援する環境保全型農業直接支援対策事業を実施し、有機農業への取り組みに対して支援を行ってまいります。

農業委員会につきましては、本年7月19日をもって、現在の農業委員は、改選となり、平成20年に統合してから3期目を迎えます。農業従事者の高齢化や減少が進む中、地域農業の発展及び安定的な農業経営を目指すために、意欲のある担い手を育成し、確保することが重要な課題です。新規就農者の確保や農業後継者の就農を促進するとともに、後継者のパートナー対策に向けて農業担い手育成センターを中心として、近隣市町村、関係機関や各団体と連携・協力して後継者の婚活を支援してまいります。また、農業委員会が農地の確保・保全とあわせて、農地を意欲と能力のある担い手へ集積し、有効活用するための利用調整が円滑に行えるよう努めてまいります。

農業・農村整備事業につきましては、女満別本郷地区地域水田農業再編緊急整備事業、女満別東部高台地区担い手畑総整備事業、女満別湖南昭和地区畑総整備事業を実施し、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を推進してまいります。

新規事業としての女満別南部地区農地整備事業、東藻琴地区中山間地域総合整備事業につきましては、調査設計・工事に着手します。

新規地区としての女満別豊里・住吉地区の基盤整備と東藻琴山園・末広地区を中心とした草地整備につきましては、計画樹立に向けた調査業務を進め、農業経営の安定化と生産性の向上に努めてまいります。

本郷地域の国営美女地区かんがい排水事業につきましては、本年度に排水機場の完成を予定しています。また、東幹線排水路整備につきましては早期完成するよう努めてまいります。

酪農につきましては、飼料、燃油、資材などの高騰、飲用乳の消費低迷が続く、大変厳しい情勢となっています。そのような中、4月からは北海道の乳価も引き上げられており、多少なりとも経営が改善されるものと期待をしています。良質な生乳生産のために、牛群個体の能力を把握し、更なる乳牛改良を推進する乳牛検定組合に対して運営費の補助を行います。酪農ヘルパー利用組合に対しても運営費の補助を行い、酪農家の労働負担の軽減など、ゆとりある酪農経営のために継続して支援してまいります。

畜産においては、T P P交渉をめぐる状況が不透明な中であって、米国の干ばつや円安などにより飼料価格の高値に加え、繁殖基盤の脆弱化による素牛価格の上昇や枝肉価格の低迷など、肥育農家の経営環境は厳しい状況にあります。肉牛の産地として、和牛生産改良組合が取り組む素牛能力の実証事業やJ Aオホーツク網走が取り組む受精卵移植を活用した和牛改良事業を引き続き支援してまいります。

町営住吉牧野につきましては、家畜に中毒の恐れそれがあるワラビの駆除などを行い、草地の適正管理に努め入牧家畜の健康保持と利用促進をはかってまいります。

最近、北海道内や町内においても発生が確認されている豚流行性下痢や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病対策につきましては、国内外における動向の監視や最新情報の入手と生産者への速やかな情報の伝達など、家畜伝染病防疫対策協議会を中心に関係する機関・団体と連携しながら、迅速な侵入防止に向けた取り組みを進めます。過去に町内で発生している牛のヨーネ病につきましては、発生農場における定期検査や衛生対策によって清浄化が進んでおり、今後も一層の浄化対策に努めてまいります。

林業につきましては、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備計画に基づく森林づくりを推進します。未来につなぐ森づくり推進事業の活用や森林整備推進対策事業による造林、下刈りや除間伐を引き続き支援し、施業者の負担軽減をはかってまいります。

町有林につきましては、適正な保安全管理に努め、造林や下刈りなどを計画的に実施してまいります。

有害鳥獣につきましては、引き続き狩猟免許を取得する方への支援やエゾシカの駆除処理に要する経費の一部を支援します。「鳥獣被害防止計画」に基づく効果的な駆除を実施するため、鳥獣被害防止対策協議会と連携した取り組みを行い、農林業被害や人的被害への防止の取り組みを一層強化してまいります。

水産振興につきましては、西網走漁業協同組合が行う網走湖有用資源・水質環境調査事業に対する支援を継続するとともに、昨年発生したシジミカビ臭の対策として、定期的な食味試験を関係機関と連携して取り組んでまいります。

商工関係についてであります。

国内経済は、円安・株高の進行により、個人消費・公共投資の増加などから大手企業を中心に業況の改善が進み、景気の回復傾向にあると報告されています。一方、地方を取り巻く環境は回復の実感に乏しく、依然として停滞感が強く、厳しい状況にあります。

高齢化や人口減少、空洞化といった従来からの構造的な問題が続いています。地域内経済循環による経済再生を目指して、商工会や関係機関、団体などと連携し各種事業の取り組みを行ってまいります。

商工会で取り組んでいるプレミアム商品券発行事業に支援するとともに、中小企業が融資を受けた資金に対する利子、保証料の一部を引き続き助成します。また、効果的な情報の発信により、販路の拡大をはかることができるよう、ホームページを作成するための費用の一部を助成してまいります。

商店街の空洞化対策や商工業の活性化をはかるため、店舗リニューアルや町内で起業を考えている方を対象に必要な経費の一部を助成し、店舗のイメージアップと商店街の活性化に努めてまいります。

ポイントカード事業につきましては、地元商店街などの活性化の一環として、イベントなどへの参加者や町の振興につながる事業参加者に対してポイントを積

極的に発行し、事業の一層の促進をはかってまいります。

前年度まで3か年実施した住宅リフォーム事業につきましては、快適な住環境の向上をはかるとともに、地元経済の活性化対策と雇用促進の一助となるよう、新たに5年間の事業として費用の一部を助成してまいります。

町内の各産業においては、従事者の高齢化と担い手不足などが課題となっています。町内の様々な職種の方々が幅広い人的交流や情報交換、仲間づくりなどができるよう、青年団体連絡協議会と連携して異業種交流事業を実施し、出会いの場の提供に努めてまいります。

観光につきましては、旅行者のニーズが多様化するとともに、旅行スタイルも従来の画一的な観光から、個々のニーズにあわせた観光へと変化しつつあります。

入り込み客数は、訪日外国人観光客を含め、東日本大震災前の水準に回復しており、特にタイをはじめとしたアジア諸国などからの観光客が増加傾向にあります。町のホームページの観光情報の多言語による情報発信の充実など、外国人観光客を意識した対応に努めてまいります。

着地型観光として網走国定公園を中心とする地域性豊かな観光資源を活用した、レンタカーマップやサイクリングマップを作成し、旅行者の満足度を高め新たな観光客の誘致を目的に近隣市町と連携し取り組んでまいります。

東藻琴地区における地域振興施設の施設整備計画につきましては、これまで町民が参加する委員会などで様々な角度から御協議をいただきました。本年度はその協議結果を踏まえ、町としての方向性を整理してまいります。

朝日ヶ丘公園パークゴルフ場につきましては、本年4月より直営方式による管理といたしました。コースレイアウトの変更などを含めた実施設計を行います。利用者の利便性の向上をはかり、計画的な施設整備に努めてまいります。

芝桜公園につきましては、既存施設の適正管理と老朽化した施設の改修整備を年次計画で進めていくとともに、新たな魅力づくりや様々なメディアを活用したPR活動を強化し、収益の確保に努めます。課題となっている芝桜公園までの2次交通システムにつきましては、実証試験を行い集客力の向上に努めてまいります。

花をメインとした観光につきましては、芝桜や水芭蕉、朝日ヶ丘公園や空港周辺に植栽しているひまわりの観賞に多くの観光客が訪れています。タイムリーな開花情報の提供に努めてまいります。

イベントにつきましては、引き続き「芝桜まつり」「観光夏まつり」「ふるさとまつり」などの開催について支援するとともに、発信効果の高いマスメディアを積極的に活用し情報発信に努めてまいります。

ひがしもこと乳酪館につきましては、産・学・官連携による新製品の研究開発に引き続き取り組むとともに、新たな販路の拡大と集客・PR活動を強化し、収益の確保と産業・観光資源の活性化に努めてまいります。

建設関係についてであります。

道路、橋梁及び河川の維持管理並びに除排雪対策関係につきましては、町民ニ

ーズに効果的・効率的に対応するため指定管理者制度を導入し、民間事業者が持つ専門的な技術を活用した事業運営を行っています。引き続き町民サービスの向上と安全で快適な道路交通網などの適切な管理に努めてまいります。

除排雪事業につきましては、老朽化している除雪機械の更新とメンテナンスを行い、指定管理者と連携し冬季の除排雪対策の確立をはかってまいります。

道路整備事業につきましては、継続事業である仲通り線及び5丁目線の歩道整備を引き続き実施し、歩行者の安全確保に努めます。道路舗装補修事業として、本郷西2号線、朝日巴沢線、千草101号線の車道整備を継続的にを行い、安全で安心な交通環境の確保をはかってまいります。

両地域を結ぶアクセス道路としての開陽中央線の整備につきましては、財源を確保しながら、引き続き橋梁下部工事を進めてまいります。

新規事業として、中央さくら団地の整備に伴い東藻琴44号線の整備と国営事業である東幹線排水路橋架換工事に伴う迂回道路として、本郷西4号北線を整備してまいります。

街灯の整備につきましては、町民が安心して道を歩けるよう適正な維持管理に努めるとともに、省エネルギー化のために計画的な更新を行ってまいります。

都市公園などの緑地につきましては、利用者が憩いと安らぎを実感できる快適で安全な利用空間の実現を目指し、適切な維持管理に努めます。本年度から女満別運動公園の計画的な改修工事を実施し、家族で親しめる機能的な公園の実現を目指してまいります。

簡易水道事業につきましては、町民に安全な水を安定的に供給するため、水道施設の適切な維持管理を行うとともに、水道台帳システムを導入し配水管路の更新計画の策定など、将来に向け安定した給水ができるよう体制を整えます。また、東藻琴地区の水源を有効活用するための事前調査を実施してまいります。

下水道事業につきましては、施設の安定した機能を維持するため、計画的な改築・更新と修繕を実施し、適切な維持管理を行ってまいります。

合併処理浄化槽につきましては、下水道区域以外の生活環境の改善と公共用水域の水質保全の観点から引き続き設置費用の一部を助成し、合併処理浄化槽設置の普及を促進してまいります。

水道料金などの改定につきましては、給排水事業経営審議会において御審議をいただいています。本年からは、消費税と地方消費税の税率引き上げ分を改定いたしました。国では、簡易水道事業会計を地方公営企業法適用会計に移行するよう見直しを進めています。会計移行にあたっては、財源の確保が課題となることから、今後も審議会からいただいた答申や町民皆様の御意見をいただきながら、料金などのあり方について総体的な検討を行ってまいります。

学校教育関係についてであります。

学校教育環境の充実につきましては、東藻琴高等学校体育館及び弓道場の耐震補強工事を実施するとともに、外部建具・外装などの改修工事を実施します。東藻琴小学校の大規模改修に係る実施設計にも着手します。また、東藻琴幼稚園保育室の改修工事を実施してまいります。

児童生徒の通学環境の充実をはかるために、老朽化したスクールバスの更新を行うとともに、給食配送車を更新し、より安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

小学校と中学校における指導体制の確立をはかるため、任期付教員や補助教員を配置します。質の高い教育の提供をはかるため、教職員の研修機会の充実をはかってまいります。

児童・生徒の読書活動の充実をはかるため、学校図書館司書を引き続き配置してまいります。

語学指導助手と外国語活動推進教諭につきましては、子どもたちの国際感覚の醸成と英語力向上のために引き続き配置してまいります。

特別支援教育充実のための特別支援コーディネーター、学校における教育活動支援のための地域コーディネーターを引き続き配置してまいります。

食育につきましては、毎月1回の地場産食材で調理した「ふるさと給食」の提供を引き続き行ってまいります。

学校と地域社会との融合を図るとともに、地域の資源を生かしたファームスクール事業などへの支援を継続してまいります。

青少年の芸術文化鑑賞事業につきましては、園児、児童、生徒を対象に優れた芸術舞台の鑑賞機会を提供してまいります。

町立東藻琴高等学校と道立女満別高等学校はともに地域に根差した教育機関として高い評価を受けています。引き続き特色ある高等学校活動への取り組みに支援してまいります。

生徒確保対策として、通学困難生徒を対象とした寄宿舎の運営や寄宿受入者への支援、補助教員の配置や制服購入費用への助成などを行います。通学対策として、町内外から両校へ通学する生徒のためにスクールバスの運行を継続します。網走東学区の高等学校への通学対策として、通学交通費または下宿費用の一部を引き続き支援してまいります。

教育機会の確保と充実を図るため、奨学金の貸し付けのほか、大学などへの入学時に必要な資金の借入金に対する利子、信用保証料の一部助成を引き続き行ってまいります。

社会教育についてであります。

子どもたちに学校の放課後や週末などに安全な遊びや生活の場を提供し、地域住民との交流活動を推進するため、社会教育コーディネーターを引き続き配置します。

大空町と姉妹都市や友好町の生徒・児童が、お互いの文化や生活習慣などを学び、友好を深める取り組みとして、研修事業を引き続き支援してまいります。

青年たちが行う様々な活動は、地域の活性化を促すためには欠かせないものです。青年たちの自主的な活動を支援するとともに、昨年に引き続き青年リーダーの養成や青年団体の支援をとおして青年の交流を進めてまいります。

町民皆様が自主的・主体的に学習した成果を発表する場と機会の充実をはかるとともに、文化活動や各種団体活動に対する支援を継続してまいります。

来年度の大空町誕生１０年の記念事業として実施を予定している町民舞台につきましては、各種関係団体と連携しながら舞台創作ができるよう準備を進めてまいります。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落につきましては、２年間にわたって現況調査を行いました。その結果を踏まえて関係機関と連携し、保全に向けた対応を進めてまいります。

豊かな心を育む町民の読書活動推進するため、乳幼児と保護者が絵本をとおして、本との出会いや親子のふれあいを深めるためブックスタート事業を実施し、家庭での読書活動の習慣化を進めてまいります。

図書館運営につきましては、図書の管理や検索、貸し出し、予約などを効率的に行うため図書館システムを更新します。あわせて、図書館と小・中学校の学校図書館のネットワーク化をはかってまいります。

スポーツ振興につきましては、幅広い年代の町民を対象に、気軽にスポーツに親しんでもらうための「スポーツ縁日」を継続して実施します。各種体育団体やスポーツサークルなどの活動を支援してまいります。

来年度の大空町誕生１０年の記念事業として、町民運動会の実施に向けた準備を進めてまいります。

総合型地域スポーツクラブの運営や冬のスポーツを振興するウインタースポーツ実行委員会の活動を引き続き支援してまいります。

近年、大鵬杯相撲大会や相撲合宿の開催、青少年のクラブ活動など、相撲に対する期待が高まっています。全道規模の相撲大会や合宿の誘致など、更なる相撲活動の充実・発展に向け、遊休施設の一部を改修し相撲場の整備を進めてまいります。

女満別運動公園野球場につきましては、大規模改修に係る実施設計に着手してまいります。

青少年の健全育成と芸術文化の拠点として、多くの町民の方々に利用されている教育文化会館につきましては、耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強とあわせて老朽化した施設の整備のための全面的な改修を行うこととし、青少年育成協会へ必要経費を補助してまいります。

事業の概要について申し上げましたが、その結果平成２６年度の予算は各会計の補正予算総額７億６，６０６万１千円を追加し、

一般会計	７億６，９１３万５千円。
国民健康保険事業特別会計	１億　　６５４万３千円。
後期高齢者医療特別会計	１億１，２７５万４千円。
介護保険事業勘定特別会計	６億９，６０３万８千円。
介護サービス事業勘定特別会計	７８３万８千円。
簡易水道事業特別会計	４億　　９１万９千円。
下水道事業特別会計	４億１，１２２万１千円。
個別排水処理事業特別会計	２，９４８万４千円。
合計	１０億３，３９３万２千円となりました。

私の町政に臨む基本的な考え方と事業の概要、各会計の予算について述べさせていただきました。

私は、物事の基点となる発想は、生活現場から始まらなくてはならないと考えています。高齢の両親、妻や子どもたちという各世代の家族とともに農村部に住み、毎日の通勤と朝の散歩の中で季節の移り変わりを感じる普通の生活があります。生活を共有することで、町民皆様の課題を共通のものとして捉えられるのではないかと考えています。

「まち」という場所は、そこに暮らす人たちが愛情をもって、生活が営める存在でなくてはならないと思います。まちを愛し、人を愛することがまちづくりには必要です。地域には、声をかけてくださる大勢の人がおり、楽しく語らい、お酒を酌み交わすこともあります。私は、「大空町」とここに住む「町民」の皆様が大好きです。これからも「まち」と「人」を愛し続け、まちづくりに携わってまいりたいと存じます。

私の所信の一端を申し述べました。あわせて、町民皆様には大空町と生活する大勢の人たちに対し、愛情を育んでくださいますよう、心からお願いを申し上げます。

なお、提案いたしております補正予算の細部につきましては、担当者から説明させていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これで町政執行方針の説明は終わりました。
ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時14分
再開 午前11時24分

◎日程第6 平成26年度大空町教育行政執行方針

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、平成26年度大空町教育行政執行方針の説明を行います。

渡邊教育長から教育行政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。

渡邊教育長。

◇教育長 平成26年第2回大空町議会定例会の開会にあたり、平成26年度教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日の社会は、少子高齢化、過疎化、高度情報化、グローバル化などにより急激な社会変動が生じており、地域や社会生活、そして教育を取り巻く環境にも大きな影響を与えております。

国においては、教育委員会制度の見直しやグローバル化に対応した教育環境の整備などが進められ、また、北海道においても創意工夫ある様々な取り組みが展開されております。

こうした背景の下、本町の教育も時代の要請や変化に柔軟に対応した教育行政の推進が求められており、これまでも大空町総合計画や大空町教育推進計画などにに基づき各種施策を推進しているところではありますが、変容する社会の中で次代を担う子どもたちが、心豊かにたくましく生きる力を身につけるとともに、町民一人一人が生涯にわたって学習し、その成果を生かすことが出来るよう、関係機関や関係団体と連携して教育行政の推進に取り組んでまいります。

学校教育の推進についてであります。

第1に確かな学力の向上についてであります。

子どもたちが変化の激しい社会において自立して生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能やそれらを活用できる力を育むことが必要であります。全国学力・学習状況調査の結果を分析活用し、学習指導の充実に取り組むほか、小学校へ教科指導に優れた巡回指導教員の配置し、授業改善をはかります。

引き続き町内小学校に任期付教員及び補助教員を配置し、多人数学級の解消やきめ細かな教育指導の充実に努めてまいります。

本年度は、新たに女満別中学校に補助教員を配置し、多人数学級の円滑な運営や各種指導を強化してまいります。

グローバル社会にあって、外国語力を身につけることは、必要不可欠となっております。引き続き外国語活動推進教諭及び語学指導助手を幼稚園から高校まで巡回配置し、外国語教育環境の充実に努め、英語力の向上を目指してまいります。

特別支援教育の推進及び通級指導教室の運営支援のための特別支援コーディネーターや地域の教育資源を学校に提供し本物教育を推進するための地域コーディネーターを引き続き配置してまいります。

学校における読書活動を推進するため、引き続き学校図書館司書を巡回配置し、児童・生徒の読書習慣の形成と家庭読書の定着、調べる力の育成を推進してまいります。

放課後や長期休業中における補充学習に取り組むとともに、高校生など学生ボランティアの活用はかつてまいります。

わかる・できる授業の実現や子どもたちが説明する力を育むために有効なICT（情報通信技術）である実物投影機を町内小学校の全学級に導入してまいります。

第2に豊かな心の育成についてであります。

就学前の幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、「幼稚園教育要領」に基づく総合的な指導の推進と小・中・高等学校や高齢者、地域住民との交流活動などに取り組み、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実に努めてまいります。

子どもの生命を大切にする心、思いやりのある心、美しいものに感動する心など、豊かな感性とふるさとを愛する心を育むため、家庭や地域との連携をはかり、地域の人材や本町の多様な教育資源の活用を推進してまいります。また、道徳教育の充実に努め、社会規範や倫理感を培ってまいります。

いじめ問題につきましては、未然防止、早期発見・早期対応に努め、相談機能の充実と関係機関との連携をはかるとともに、児童・生徒一人一人の状況を多角的、多面的に把握・分析し、児童・生徒理解や適正な学級運営につなげるためのアセスメント調査の導入を進めてまいります。

第3に健やかな体の育成についてであります。

児童・生徒の体力運動能力が低下している傾向にあることから、実態を把握するとともに、道から追加配置を受けた体育専科教員を活用し、保健体育を中心とした教科指導の充実と体力向上を目指してまいります。

体力向上には継続した取り組みが必要であり、休み時間などを活用し、気軽に実施できる縄跳び運動に引き続き取り組んでまいります。

早寝・早起き・朝ごはん運動への理解を促し、児童・生徒の基本的生活習慣や学習習慣の形成に向け、保護者との連携・協力関係を一層深めてまいります。

本年度から小学校に配置となった学校栄養教諭が中心となり、学校・家庭・地域と連携し、計画的な食育の推進に取り組んでまいります。

地元の食材を活用した「ふるさと給食」による食育も引き続き実施するとともに、安全で安心な給食の提供に努めてまいります。また、老朽化した給食搬送車1台を更新してまいります。

第4に信頼される学校づくりについてであります。

学校評議員制度の有効な活用や地域住民等を評価者とする学校関係者評価の充実をはかるとともに、地域の人材を活用した特色ある教育活動に努め、地域と連携・協働する学校づくりに努めてまいります。

学習の円滑な移行や生徒指導の充実のため、幼稚園と小学校並びに小学校と中学校の連携強化に向けた取り組みを推進してまいります。

指導力・実践力のある教職員を育成し、教育内容の質の向上を目指すため、大空町学校教育研究会への補助金を増額し、研修機会の拡充と研修内容の充実をはかってまいります。

町立東藻琴高等学校及び道立女満別高等学校では、それぞれ地域に根差した、魅力ある高等学校づくりに取り組んでおります。学校と地域が一体となり様々な教育活動を支援するとともに、進学や就職など生徒たちの進路実現のため、東藻琴高等学校教育振興会及び女満別高等学校振興協議会との連携をはかり、一層の教育環境の充実に努めてまいります。

学校教育施設の整備につきましては、東藻琴高等学校体育館及び弓道場の耐震化工事を実施するとともに、両施設の改修工事を実施してまいります。東藻琴小学校の大規模改修に係る実施設計にも着手してまいります。また、東藻琴幼稚園保育室の改修工事を実施してまいります。

スクールバスにつきましては、安全運行の徹底を図り、児童・生徒の通学環境の充実に向けてまいります。また、老朽化したスクールバス1台を更新してまいります。

社会教育の推進についてであります。

第1に生涯学習の振興についてであります。

町民皆様が生涯にわたって豊かな生活を送るためには、自己を磨くための学習を積極的に行うとともに、その学んだ成果を生かせる環境が必要であります。生涯各期における町民のニーズを的確に把握し、質の高い学習活動を提供するとともに、社会教育に関係する各種団体等や自主的な学習活動を支援することをおして、心豊かで潤いのある生涯学習社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

乳幼児期、少年期につきましては、少子化、核家族化などにより家庭の教育力低下が指摘されております。親子のふれあい異年齢による交流などを積極的に進め、家庭教育の充実をはかってまいります。

社会教育コーディネーターを引き続き配置し、教育部門と福祉路門の連携事業である子育て支援事業に取り組むとともに、ボランティアリーダー研修会等の開催や子ども会活動への支援により、豊富な体験活動やリーダー育成の機会を提供し、青少年の健全育成を推進してまいります。

姉妹都市稲城市・友好町氷川町との児童・生徒交流事業につきましては、教育の分野における中心的事業として継続するとともに、体験学習など交流内容の充実をはかってまいります。

青年期においては、青年団体の自主的活動を支援するとともに、昨年発足した大空町青年団体連携会議を支援することで青年リーダーの養成と青年交流を進めてまいります。

学習ニーズが多様化・高度化している成人期においては、生活に密着した生涯学習講座を開催するとともに、ボランティア団体や地域づくり活動を進める各種団体を支援しながら学習機会の充実をはかってまいります。

町内には、貴重な文化財を初めとした各種財産があり、後世に伝えるための継続した取り組みが必要であります。郷土・歴史文化保勝会の主体的な活動を支援するとともに、連携して文化財等の保全や継承に向けた取り組みを進めてまいります。

大空町の歴史や文化、観光、風土などの知識を高め、町民皆様に大空町の魅力や価値感を再認識、再発見していただき、故郷への愛着と誇りを深めることを目的とした「大空検定」を実施してまいります。

第2に芸術文化の振興と読書活動の推進についてであります。

心の豊かさと生活に潤いをもたらす町民皆様の文化・芸術活動の推進につきましては、質の高い芸術鑑賞機会を提供するとともに、町民皆様が主体的に行っている活動に対し、発表の機会や場を提供することが必要であります。大空町文化団体協議会をはじめ、各種文化団体・サークル等への活動支援を行うとともに、教育文化合宿誘致事業による文化団体の誘致や大空町青少年育成協会と連携し、優れた芸術鑑賞機会の提供に努めてまいります。

来年度、大空町10年の記念事業として実施を予定しております町民舞台につきましては、各種関係団体と連携しながら舞台創作ができるよう準備を進めてまいります。

国の天然記念物に指定されております女満別湿生植物群落につきましては、大

空町の貴重な財産であり、現状把握のための調査を2年間にわたり実施してまいりました。その調査結果を踏まえ、関係機関と連携しながら引き続き保全策を検討してまいります。

図書館につきましては、大空町図書館第2期5ヶ年計画及び子どもの読書活動推進計画に基づき、豊かな心を育む町民皆様の読書活動を推進するとともに、図書管理や検索・貸し出し・予約などを効率的に行うため、図書館システムを更新してまいります。

図書館と小中学校の学校図書館をネットワーク化し、学校図書との一元化を図り、児童・生徒の読書活動の充実に努めてまいります。

乳幼児と保護者が絵本をとおして、本との出会いや親子のふれあいを深めるため、新たにブックスタート事業に取り組み、家庭における読書活動の習慣化を奨励してまいります。

第3にスポーツ活動の推進についてであります。

生涯各期におけるスポーツ活動は、健康な心身を維持するだけではなく青少年の健全育成や地域コミュニティの振興に大きな役割を果たしており、町民一人一人がスポーツ活動を実践でき、健康で心豊かな生活が送れるよう、生涯スポーツ社会の実現をめざす環境づくりが求められています。そのため、誰もが気軽に楽しめるスポーツ教室や町民大会等を開催し、町民の交流、体力の向上や健康維持とスポーツに親しむ機会を提供してまいります。

各種体育団体やスポーツサークル、スポーツ推進員等と連携し、ふきおろしマラソン大会やジェットラインさわやかマラソン大会、スポーツ縁日など、各種スポーツ大会等を開催することで、町民誰もがスポーツ活動に取り組める体制づくりを推進してまいります。

来年度、大空町10年の記念事業として実施を予定している町民運動会の実施に向けた準備を進めてまいります。

地域において、子どもから高齢者までがそれぞれの技術レベルに応じて気軽にスポーツに親しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」である豊住スポーツクラブの活動を引き続き支援するとともに、新たなスポーツクラブの創出を検討してまいります。

第4に社会教育環境の充実にについてであります。

生涯学習活動を推進していくためには、多種多様な学習活動に対応した社会教育環境の整備・充実が必要であります。社会教育施設などの計画的な整備と適切な維持管理に努めてまいります。また、指定管理者と連携し、社会教育資源を活用した各種文化・スポーツ事業に取り組んでまいります。

青少年の健全育成及び芸術・文化振興の拠点施設であります教育文化会館につきましては、老朽化が進んでおり全面的な改修が必要であります。青少年育成協会が実施する耐震補強工事及び改修工事に対し、必要な支援をしてまいります。

近年の幼児・児童・生徒の相撲への活発な取り組みや大鵬杯相撲大会の開催、さらには相撲合宿や新たな相撲大会の誘致など相撲振興をはかるため、遊休施設の一部を改修し相撲場の整備を進めてまいります。

女満別運動公園内野球場につきましては、安全対策と老朽化に対する長寿命化を図るため、実施設計に着手してまいります。

以上、平成26年度の教育行政執行にあたっての主要な方針について申し上げました。

教育委員会といたしましては、次代を担う子どもたちの心豊かな成長と町民皆様の活気と潤いに満ちた生涯学習社会の創造を目指し、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体等との連携をはかり、本町教育の一層の充実・発展のため、全力で取り組んでまいりますので、町議会議員並びに町民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで、教育行政執行方針の説明は終わりました。

◎日程第7 一般質問

◇議 長 日程第7、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

2番、田中裕之議員。

◇田中議員 本日は、このような貴重な時間と機会をいただきましてありがとうございます。

質問に入ります前に、先月の16日と17日にかけての大雨と風によりまして、本町でも大変大きな被害が出ております。ここで被害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

本町の基幹産業は農業でありますので、本町の発展もこれからの農業の振興に関わってくるのではないかと思います。しかしながら、現在は諸問題を抱え大変厳しい状態にあるのも事実であります。生命を維持するのに不可欠なのが食糧であり、その食糧を生産、加工する農家が後継者や、また、それに伴い労働力不足に悩んでいるのも、憂慮すべきことであります。

先月、隣町にあります美幌町の農業基本調査が新聞で報道されました。それによりますと、農家戸数は403戸で前回の23年度に比べて11戸減り、農家の形態では専業が310戸で9戸増えました。兼業は93戸で、20戸減ったとのことでした。また、農家人口は1,715人で60人の減、そのうち、65歳以上が30.8%を占める高齢化の状況が続き、農家の人口は10年間で4分の3に減っているとのことでした。

また、後継者については、「いる」と答えたのが123戸で10戸減、「いない」と答えたのが173戸で2戸増え、後継者の問題が深刻さを増しているのがうかがえるとのことでした。

私はこの報道に大変衝撃を受けました。

そこで、お伺いしたいのは農業後継者問題であります。人口の高齢化に伴って、農業従事者が高齢化し、後継者がいないので、農業が自分の代で終わりだと

いう話を聞くことがあります。後継者がいる、いないは個人的な問題ではあるとは思いますが、基幹産業である農業だけに、看過できない問題であると考えます。本町の実態として、現在専業農家は何戸あり、そのうち、後継者がいる数といない数はどうなっているのでしょうか。

次に、町では、現在後継者の確保に向けてどういう対策をとっているのかということであります。この問題は、本町だけでの問題ではなく、全道的な問題であると思います。現在の就農パターンとしては、学校卒業後、間を置かずに就農するタイプ、一旦他の職業に就業後、親の営農を後継するため就農するタイプ、農業の魅力に引かれて新規に就農するタイプなどがあると思いますが、今でも一定程度の参入はあると思いますが、農家戸数の減少数を充足する程ではありません。したがって、担い手確保対策は、今の本道や本町の農業にとって重要課題であり、関係者上げて、魅力ある農村、遣り甲斐のある農業経営を実現するための環境整備に取り組むことが求められていると思います。

道には就農支援の機関、組織として道担い手育成センターというものがあるということですが、本町にも、現在、担い手を支援する仕組みがあると思いますが、どういう性質のものなのか、また、十分に機能しているのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

最後に将来的に残念ながら後継者不足などで農家戸数が減り、1戸当たりの耕作面積は増えるということも考えられるわけですが、そうなりますと、今よりも労働力の不足という問題が深刻になると思われます。その場合、農家で労働力に余裕のあるものが仕事を請け負うということもあり、GPSを利用し、省労働力用の機械や技術の導入、また農協等を中心としてコントラクター事業が立ち上がることも考えられます。これらのことは、後継者対策の一つとして考えられ、町も積極的にかかわっていくべきではないかと考えますが、そのようなお考えをお持ちでしょうか。

また、その他の労働力の確保というお考えがあればお伺いしたいと思います。

以上3件についての御所見をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 田中議員からは、農業後継者対策についての一般質問をいただきましたので、御答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、本町における専業農家数と後継者の有無についてでございます。

中核的農家であります認定農業者数は、この3月現在で445戸、前年度より1戸減少している状況にあります。これは認定農業者ということでありまして、美幌町のように統計調査による調査ではございません。美幌町については、独自に2年に一度農業基本調査を実施しておりますが、我が町では国などが主体となります統計調査、農業センサス、世界農林業センサス、5年に一度行われるもの

のみということですので、あえて認定農業者として専業農家の数を御報告申し上げたいと思います。

後継者の有無につきましても、統計的に数値を押さえてはおりませんが、昨年ＪＡめまんべつ、ＪＡオホーツク網走でアンケート調査を実施しております。それを御報告申し上げたいと思います。「後継者がいる」と答えた農家の方々、ＪＡめまんべつでは３３．７％、９０戸でございます。ＪＡオホーツク網走では、５０％でございますが、全体的な数字でありますので、我が町東藻琴地区分ということでは、不明な状況になってございます。

一方で、「後継者がいない」とお答えになられた方々は、ＪＡめまんべつで３６％、９６戸、ＪＡオホーツク網走は２８．０％、これも東藻琴地区分は網走地区と地域区分ごとには分けられておりません。

しかし、「後継者がいない」と回答する農家の方々は、ここ何年かの調査結果の中でわずかずつでございますが、増加傾向にあるという状況が見てとれます。

２点目でございます。

農業後継者や新規就農者に対しては、どのような支援を町として行っているかということでございます。町と、それから農業委員会、ＪＡ女満別、ＪＡオホーツク網走東藻琴支所、農業改良普及センター美幌支所、農業担い手育成推進員で構成されます町の農業担い手育成センターというものを組織して、これを中心として支援を行っております。支援の一つとして、後継者のパートナー対策がございます。交流事業といたしまして、網走郡の３町大空町、美幌町、津別町合同による交流事業、もう一つは、大空町単独の交流事業がございます。

平成２５年度は、この３町合同の交流会は、札幌近郊の女性をお招きして７月に実施をいたしました。大空町から４名が参加してございます。木工、そば打ち、アイスクリームづくり、トラクターの試乗などを体験し、会食交流を行っております。単独のふれあいコンパというものを実施しておりますが、これは札幌で１１月に、北見で１月に年２回開催をいたしました。会食交流に１１名の方が参加をしております。これらここ数年の活動でございますけれども、ここの会で知り合い、昨年度は２組の方が御結婚というところまで至っております。

参考でございますけれども、近年の農業後継者の婚姻状況につきまして御報告を申し上げます。平成１８年度から２５年度までに、本町において７８組の方が御成婚されております。８年間で７８組でございますので、年に１０組程度ということでございます。そのうち３０％の方が、先程申しました交流会などに参加した経験のある方ということでございます。今回の研修会、交流会というようなものが、きっかけの一つになっているのではないかと、そのようにも判断をしております。今年度については、７月に３町合同の交流会を企画してございます。さらに、町独自のふれあいコンパを２回、さらに札幌市の結婚相談所主催のまちコンへの参加も考えているところでございます。また、結婚後の方々の対応といたしまして、道外出身者の奥様方をつくる会に対して、その交流会に対して助成を行ってございます。女満別には、メルヘンの会、東藻琴にはノンキーの会、という会がございます。また、本年度につきましては、ＪＡめまんべつにお

いてパートナー対策として、首都圏の女性と交流を深めてもらう機会にということで、8月に交流会を計画しているとお聞きしておりますし、J Aオホーツク網走におきましても、婚活パーティーを年2回開催をするという予定になっているようでございます。町におきましても、このほか異業種の方々の交流として、青年団体連絡会議の方々の御協力をいただきながら、事業を実施する予定としているところでございます。

次に、新規就農者の方々の支援対策についてお話を申し上げたいと思います。これは両J Aが実施をしております、農業担い手実習研修事業に支援をしております。この研修は、圃場作業から経営管理に至るまで実践的な技術、技能の知識を習得するためのプログラムの構成となっております。J Aオホーツク網走の研修事業には、平成22年度から参加をしており、2年間のカリキュラムとなっておりますが、その研修課程にこれまで19名の後継者が参加をしております。J Aめまんべつでは昨年度からこの研修事業をスタートさせ、取り組んでいるところでございます。さらに、後継者の方々の支援面での資金ということで、国の就農支援資金の貸付制度や町の農業振興資金の後継者育成資金の無利子貸付制度を活用いただいているところでございます。

3点目でございますが、労働力の確保についてでございます。初めに企業事業者の状況について御説明を申し上げます。過去5年間、J Aめまんべつでは22戸、J Aオホーツク網走では、東藻琴地区で9戸の離農がございます。今後の農業情勢にもよりますけれども、このままで推移いたしますと、さらに離農が進むものと考えております。離農者が増加するということは、離農者の農地が集約化され、経営規模が拡大をする、当然そこに労働力の不足というものが出てくると思っております。本町の農業の特色は、多様な農業があるわけでありましてけれども、労働力不足によって画一化されてしまう、そんな恐れがあるのではないかと懸念をいたしております。家畜でありますとか野菜といった作目について、今後皆様方が取り組んでいかないと、そんなことがあるのではないかと、そういった不安も抱いているところでございます。

この労働力の確保対策として、J Aオホーツク網走では平成12年度からコントラクター事業を実施しております。この事業は、東藻琴地区で酪農作業中心に進められております。粗飼料の収穫や耕起等の外部委託を行い、労働力負担の軽減や機械施設投資の抑制を図ることができているものと、そのように思います。そのほか全道各地でも、コントラクター事業の導入が進んでおります。主なものは刈り取り、収穫運搬、播種、移植、耕起、整地などということで、多くは牧草作業などにおけるコントラクター事業でありますけれども、近年においては、麦類、水稻、豆類などの畑作作業においても、作業の受委託が行われてきている傾向にあるようでございます。女満別地区においては、コントラクター事業は、今後ニンジンの収穫、ビートポートの作製などが検討されているということで、J Aめまんべつが事業主体となって検討しているということでお聞きをしております。今後、J Aめまんべつと連携をしながら、事業の導入について私どもも積極的にかかわっていく必要があると、そのように考えてございます。現状で

は、高齢者就労センターからの派遣でありますとか、そういうことが中心になっているかと思いますが、今後は、国内外からの研修生の受け入れ、さらなる機械化、そして従来は一時組織化とか、営農集団の組織化というものが、この労働力不足を補ってまいりましたけれども、一旦は個人経営に大きく移行してきたかと思えます。しかし、大規模の中での営農集団の組織化というものも今後また考えなければならないことではないかと。さらに、その先には農業の法人化というものも考えていく時代になっていると、そのように認識をさせていただきます。しかし、町としてだけで取り組めるものではありませんので、関係機関の方々とうこういった情報交換をしながら、有効な方策については今後、協議をしてまいりたいと思えます。

一例でございますけれども、山園地区にあります旧教職員住宅5戸を酪農に従事している人の居住に利用いただいておりますが、足りない状況となっております。今後の充足について、どのような支援ができるか、現在網走と協議をしているところでもあります。労働力の不足というものは農業の分野だけではなく、建設業、介護などあらゆる業界における課題となっております。私どもの地域でどのような対策が効果的か、適宜対策について検討をしてまいりたいと思えますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 田中裕之議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。
再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分
再開 午後 1時00分

◇議 長 暑い方は上着を脱いでよろしいです。
日程第7、田中裕之議員の一般質問を続けます。
2番、田中裕之議員。

◇田中議員 先程、御答弁をいただきましたけれども、残念ながら正確な数字は答えにならなかったと思いますので、本町でも、ぜひ2年に1度くらい調査をし、これからの後継者対策に生かされたいかと思えますけれども、その考え方はおありでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 過去には北海道が事業主体となりまして、毎年農業基本調査というものを実施しておりました。その他、国が進める統計調査として、農業センサス、農林業センサスというものが5年に1回、その統計調査がない時期に先程言いました、北海道の農業基本調査というものをやっていた時代がございました。しか

し、北海道の財政的な問題もあり、そういった独自の統計調査ということをしなくなりました。そんなことから、各市町村ではそれを契機に、農業基本調査というものを取り組まなくなってきた傾向にあります。今後町として、さまざまな計画樹立などに農業の基本的な統計調査というようなものが必要になる可能性があるということでございます。どのような手法、また統計調査というような手法なのか、アンケート調査というようなものなのか、その手法はいろいろあるかと思えますけれども、その実態を把握することについて、検討してみたいと思います。

◇議 長 2番、田中裕之議員。

◇田中議員 次に担い手支援のことですけれども、先程の答弁で各方面にいろいろなところに支援をしているという話でしたけれども、必ずしもその関係者に周知されていないのではないかと思います。それで農業や農村を取り巻く情勢が厳しい今だからこそ、その人的資源、また物的資源を徹底的に利用するというスタンスが必要だと思えますけれども、いかがでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私どもの情報発信力というものが十分ではないというご指摘かと思えます。町の広報紙でありますとか、ホームページなどでは、PRはさせていただいております。また、農協などを通じて、農協の組合通信などにも掲載をさせていただいておりますが、例えば後継者対策であれば、そういった全ての農業者にかかわるという話題ということではないだけに、全町的にPRをしていないというようなこともあろうかと思えます。

しかし、当該参加者を募集するということだけではなくて、広くその取り組みについて、農業者全体また町民全体が知り得ているというようなことも、町内的な機運を盛り上げるために必要ではないかと思えます。関係するという農協の皆さん方などと今まで以上に工夫を凝らしたPR活動というものに意を払ってまいりたいと、そのように思います。また、具体的に御指導いただける内容があれば、いろいろと御助言をいただければありがたいと思います。

よろしく願いいたします。

◇議 長 2番、田中裕之議員。

◇田中議員 最後に労働力の確保の問題ですけれども、有難いことに、本町には高齢者支援センターがあり、多くの農家の方が利用されていると思えますけれども、現在でも収穫時期などで、利用が重なると人数を確保することはできないのが事実であります。そういうことから面積等によりまして、今まで以上に労働力不足になることが懸念され、多様な対策が求められていくことになると思います。答

弁の中でいろんな対策を述べられましたが、コントラクター事業もその一つとして考えられ、いろいろと問題はあると思いますけれども、冒頭に申し上げましたように、国民の基礎的食糧を供給する農業と農村を大事にし、活性化を支えることがこれからの町の発展にもかかわってくると思いますので、ぜひ農協や農業委員会などと今まで以上に連絡強化して、この問題に取り組んでいただきたいと思います。

質問は以上であります。ありがとうございます。

◇町 長 先程、答弁でも申し上げました、高齢者就労センターの皆さん方が農業の一端を担ってくださっております。しかし、そこにも限りがありますし、農業者の皆さんが求める労働力また高齢者就労センターが提供できるその労働力というものには少し差が出てきている。そんなところもあるのではないかと考えております。

将来を考えたときには、さらなる労働力の確保の対策が必要と、先程国内外から研修生を受け入れる、そういうような対策も必要ではないか。それはそれとして、関係する機関とどのような方策があるのか、どのような形があるのか、協議をして考えてみたいというふうに思います。

一方でコントラクター事業など、従来でいうところの農村地域における共同作業、またその受委託というような形になるのではないかと思います。今の農業のスタイルの中でいいますと、協働して麦を刈り取り、乾燥調製などにあたっておりますけれども、こういったものを作業全般に普及させていく方法があるのではないかと、そのようにも考えてございます。どのようなコントラクター事業を今後取り組んでいくかという、その種類によって差はあろうかと思いますが、内容によりましては、機械の導入というようなものも必要になってくるのではないかと思います。また、施設の整備というようなものもあろうかと思えます。そういったときには、国の交付金事業などを活用する、北海道の交付金事業などを活用する、というような方法もありますし、町としてその導入に当たって、過去には農協の施設整備に対して、過疎債の借入れを行いながら、助成措置を講じるというような方法も行ってきた経過があります。また、こういった課題などについて、先月から今月にかけてでしたでしょうか、農協の皆さん、幹部の方々と、この地域の農業課題について懇談をさせていただいておりますが、どちらの農協におきましてもこの労働力不足というのが主課題と主要な話題となっております。そんな中で、今後、どのように取り組んでいくか、そしてどんな支援ができるかと、常にその協議のパイプを持ちながら、皆さん方の御期待に沿えるように取り組んでまいりたいと思っております。

今後、具体的な事業内容などが示された折に具体的な考え方などについて詰めて、また議会にもお諮りを申し上げていきたい、そのように考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 これにて田中裕之議員の一般質問を終了します。

次に、5番、品田好博議員の一般質問を許します。

5番、品田好博議員。

◇品田議員 午後一番の一般質問と思いますけれども、平成26年第2回定例会の一般質問に当たり、通告書に基づきながら質問させていただきます。

大空町の具体的な成長戦略のシナリオは、あるのでしょうか。安倍政権の経済政策は大企業や大都市優先との批判の中で、景気の果実を地方にも十分届けられるかどうか、アベノミクスの鍵を握るものと報じられております。新戦術、成長戦略と称して北海道の基幹産業でもある農業の中核を担う農協の改革にまで及ぼうとしている現況にあります。

さて、大空町におきましては、昨今、市街地の衰退は一層、緊縮している状況にあり、将来に大きな影を落とすものであります。町長におかれましては、同じ認識であろうと、町政執行方針を読んで、そのように感じた次第であります。

そこで、第1番目の質問になります。大空町の具体的な成長と成長戦略をお持ちであれば、その具体的な分野について、その政策と、そのシナリオをお聞かせ願いたいと思います。

2番目でございます。豊住小学校への女満別幼稚園の移転検討結果を踏まえて、今後のスケジュールはどうか、こういう質問でございます。

過日、6月11日に教育委員会から豊住小学校の跡地利用の幼稚園の移転についての最終結果の報告がありました。撤回するという妥当な判断であったのだろうと評価いたしているところであります。まだ町民の全体にまで周知されていない中でありますが、利用者の父兄の皆様、また、町民の関心事でありますので、今後の現女満別幼稚園の整備計画も踏まえながら、そのお考えを伺いたく質問いたしました次第でございます。

以上、大項目2点でございますけれども、御答弁賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

国では、新たな成長戦略を掲げまして、人、物、金を動かし実質成長率2%、名目国民所得150万円アップというような目標を持っているわけでございます。

大空町において、具体的な成長戦略、シナリオがあるか、そのように尋ねられますと、残念ですが、今以てそういった成長戦略を持ち得ていないということしか、お答えできない現状であります。成長戦略は当然掲げるということであれば、町としてそういったものを持ち得ながら、議会にも説明をしていくということになるかと思いますが、現在、そういったことができていないというような状況にあります。しかし、そこだけでお答えしてしまいますと、これからの一般質問に対する議論が進んでいかないと思いますので、私の考えているとこ

ろで少し御答弁を申し上げたいと思います。

私は、社会の発展には、成長というところと成熟というところと、2通りありまして、その両方が必要ではないかと思っております。例えば社会保障でありますとか、コミュニティ、教育というものは、今の時代、成長というよりは、成熟というものが必要になってきているのではないかと感じております。

一方で、産業というような分野については、やはり成長がなくてはならないと、そのようにも考えます。一体私どもの町で成長というと、何をもって判断をするか、例えば町民総生産でありますとか、町内総生産、町民所得というようなものが挙げられるのかもしれませんが、そのベースとなる数字そのものを十分把握している状況にはないということから考えますと、例えば、人口などで町の成長というものが、感じられてもしかるべきではないかと思っております。

しかし、今現在は日本全国、日本全体が人口減社会ということになりました。なかなか一つ一つの市町村が全て人口増ということをもって、成長ということにはならないのではないかというふうにも思いますが、地域間競争の中で、その中の勝ち組になっていかなければならないのではないかと、しかし、人口を増やすということはなかなか難しいことであります。現在、町としてそういった視点も含めて取り組んでおりますのは、医療や福祉、そういったものの充実、教育の充実、住環境、上下水道、道路さらには、居住そのものの住環境、そんなものをしっかりと充実させていく、そのことが成熟社会につながり、最終的には居住を促すことにつながるのではないかと、そのようにも考えているところであります。また、先程言いました、成長が必要な産業分野でありますけれども、一つには、私どもの産業の中心にあります農業、ここをしっかりと安定をさせる、そのための人材確保を図っていかなければならないと、そのように思っております。また、町政執行方針の中でも触れさせていただきましたけれども、私どもの地域はこのオホーツク管内農業の中心的役割を果たしていかなければならない、というようなことから、農業の広域施設、管内的な施設、そういったものを誘致していくということも、大切ではないかと、そのように受けとめております。また、農業に限らず、現在は多種多様な事業展開が行われているということから考えますと、町の企業振興促進条例に基づく、企業誘致を行ったり、また、今回御提案をさせていただいております、起業・創業に対する助成金などを活用して、あらゆる事業所の芽を私どもの町で植えつけていく、そのようなことが、必要かと思っております。最近では、福祉施設の拡充・充実、また増設・新設というようなことも、地域の中においては、福祉産業ということも出てくるように必要なことではないかと思っております。

もう1点は、私どもの町は、人口8,000人に満たない小さな人口しかおりません。その中で、経済活動を進めていっても限りあるものと、そのように思います。そんなことから、交流人口という切り口を大切にしなければならないものと考えております。その発端となる、観光でありますとか、さらに期間を長く滞在、そのことが定住へとつながるような、そんな取り組みを考えていくために、観光、またその玄関口となる女満別空港の活用、様々な移住でありますとか定住

に対する施策というものも、成長の中には、必要なものと考えております。分野ごとに分けますと、そんな考え方を持っておりますけれども、町として、さまざまな助成制度でありますとか取り組みを行っております。そのことが単一的、一過性のものとならないためには、一度投資したものが町内の中で何回か循環をしていく、そういう仕組みが大切ではないかと考えております。一つの投資が次の投資へとつながると、そんな考え方をもちながら、町内の経済優先というような視点を持ちながら取り組んでいくということが必要ではないかと考えております。具体的にきちっとした形として議会にお示しをしているものはございませんけれども、私なりに感じております。その成長の考え方ということを申し上げ、御答弁とさせていただきます。

以上で一回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 品田議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

教育委員会では、旧豊住小学校跡地を女満別幼稚園として利活用する計画の検討に当たり、保護者の皆さんや住民の方々から多くの御意見を伺うとともに、立地面、運営面、施設面など、さまざまな観点から、総合的に検証してまいりました。

その結果、幼稚園としての利活用は、既存施設の有効活用や教育環境の有利性などが認められるものの、距離的な問題などから通園やあるいは緊急時の対応など、園児や保護者の不安や負担が大きくなることも明らかとなり、その課題の解消を図ることは困難と判断し、旧豊住小学校跡地を幼稚園として活用すべきではないとの結論に至ったところでございます。

今後、早い時期に検討結果について、町広報紙などを通じ、住民の皆さんにお知らせをしてまいりたいと、そのように考えております。

今後の旧豊住小学校の利活用については、地域のスポーツクラブや豊住保育園の園活動の中で、体育館を年間通じて御利用いただくとともに、校舎部分につきましても、各種社会教育事業でありますとか、町の主催事業など、様々な形で活用を図ってまいりたいと考えております。

当面、そのような利活用を進めながら、町民の皆様が必要に応じて、より使いやすい施設となるよう、引き続き活用のあり方について検討してまいりたいと考えております。

御質問の女満別幼稚園の整備計画についてでございますが、女満別幼稚園は、昭和48年に建築された施設でありまして、鉄筋コンクリート平屋建て、面積1,183.59平方メートルの建物であります。建築から41年が経過し、老朽化が進んできており、建物の改修など必要性を感じているところでございます。教育委員会では、女満別幼稚園のみならず、所管する教育施設の整備に当たりましては、施設の建築年次や老朽化の状況、さらには利用状況などを勘案し、財源の見通しを立てた上で、優先順位を設けながら、計画的に整備を行っていく

という基本的考え方を持っております。近年の教育関連施設の整備状況といたしましては、昭和41年建築の女満別小学校の改築事業が平成25年度に完了し、また、昭和46年に建築されました東藻琴中学校の大規模改修も昨年度完了しております。また本年度は昭和45年に建築されました東藻琴小学校の大規模改修事業に係る実施設計に着手するとともに、昭和50年建築の東藻琴幼稚園の保育室の改修なども予定しているところでございます。

教育委員会が所管しております教育関連施設には、既に改修を終えた施設以外にも女満別幼稚園はじめ東藻琴幼稚園、女満別中学校や研修会館など、昭和40年代後半から昭和60年当初に建てられたものがあり、これらの改修などにつきましても、計画的に進めてまいりたいと考えております。

そのようなことで、現時点では、女満別幼稚園の具体的な整備計画については定めておりませんが、今年度から第2次大空町総合計画の策定が進められることとなっておりますので、他の教育関連施設ともあわせ、十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、品田議員への一回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
大槻事務局長。

◇議会事務局長 先程、小島議員が出席されましたので、ただいまの出席議員は12名全員であります。
以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。品田好博議員の一般質問を続けます。
5番、品田好博議員。

◇品田議員 町長には、無理難題というふうな印象も受けたかと思えますけれども、町長答弁のあったように、執行方針の中で、るる説明されているとのことでございますけれども、何分マスコミ関係におきましては、成長戦略、成長戦略、また、新成長戦略、度重なるニュースソースでございますので、町民の皆さん方の関心事もミニマムに我が町の成長はあるのかというふうな、素朴な質問であったと私は解釈しておりますけれども、今、町長がるる抽出しました人口対策といえますか、人口減少に対する処方せん、またるる観光振興、また、医療、福祉の充実、教育、住環境の整備、こういうふうな形で、述べられたわけでございまして、真にそのとおりだろうかと、1本の綱だけでは渡りきれないものがいっぱいあります。それぞれのロープを繋ぎ合わせていくと。こういうふうなことが成長につながっていくんだろうなという考え方はあります。ただ1番怖いのは、町長も1番よくわかっていると思います。将来的な人口減、これは本当に大変な問題だと。マスコミでも書いてありますけれども、実感としては、そんなに持ってないのかもしれませんが、大きな問題になってくるし、日々年毎に大変なプ

レッシュャーになってくるだろうと私はそのように考えております。そういう将来の先見性をもってですね、成すのが「まつりごと」だと私はそのように常々感じているところでございますし、一般質問を通じて、山下町長にいつもその角度で質問をさせていただいた、こんな感じがあります。例えば、観光振興、こういうふうなことで、町長さんがおっしゃいました。私は、昨年度の6月、大空町観光整備計画策定の必要性はあるか、こういうふうな質問をさせていただきまして、真に前進的なお答えをいただきたいと、こんなふうに私は感じ取ったわけでございます。町長さんはその節、総合計画に特に重要な計画として位置付けたい。このように申し述べております。私は大変うれしく感じたところでございます。たまたま総合計画の話も町長さん、今ちらっとしたところでございますけれども、その段取りで、この間協議会で説明がありましたけれども、どうも合点がいかない。時的な扱いをするという観光計画に対して、くくりも何もない。ただ産業の中の1分野というふうな感じがありましたので、担当の者に町長から、どういうふうに言われているのだというふうなことを言った経緯がありますので、この場でお答えをいただければなど、大変重い答弁だったと私は考えております。また1回目の質問とですね、人口減少に対する、今町長さんに言った認識、それを政策にできると思います。小さなものでございます。それでもその重なりというものがですね、人口減を止める、増やすことはなかなか難しいけれども止めていく、また減少幅を小さくしていく、そういう小さな施策をやってこられたのではないかなど、何も大きなものは、要求してないですね。まして、地方自治体でございます。ミニマムな政策は、地方自治体、他にはなかなかない小さな地方政策しか持ち合わせてはおりませんけれども、地方自治体においては、自らの地域です。どんな微小だろうと、どんな小さなものだろうと、やっぱりそういう願いを持ってやっていくということをしつかりと町民の皆さんにお示しをしていくということが、説明責任として大事なことでないのか。ばらばらとやっているのだと、いうふうな錯覚を覚えさせることではだめ。目的を持ってやっているのだというふうな自信と政策の説明能力を持たさなければ、億でなければ何か政策でないような感じ、何か大きなものを建てなければ何かやったというふうな感じでもっていらっしゃるかもしれませんけども、私はあくまでも100万でも200万でも300万でも、毎年、そういう願いを持って検証して、また再度、反省の上でまたし直す、でも目的はそういうこと、そういう執念みたいなものが大事な時代に入ってきているのではないかと、私は、そのように感じて、この質問事項を選んだということでございます。

それともう一つ、町長もよく言っていっぱいしました、その後の教育長の執行方針、それと伴いまして教育の充実もおっしゃっていました。真にそのとおりのことだと思います。やはりこの町がすばらしい、この町に住んでみたい、という若者が定住してくれること、また子育て世代が来てくれること、それが今般、宅地分譲の実施設計になろうかと思っておりますし、大変私は期待をしているところでございます。そういういいなと、この町に住んでみたい、そんな気持ちを持っていただけのような施策の連携、各課連携、そういうものを私は聞きたかった

し、ただ課だけの縦割りの予算じゃなくて、各課のそういう連携の中で施策を行うべきだ、そういうふうな考え方を力強く述べてもらいたかった。そういう気持ちでございます。

よろしく御答弁を賜りますようお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 少し順番が前後するかと思いますけれども、整理をして御答弁を申し上げたいと思います。

一つには、観光振興計画、昨年の6月、平成25年第2回定例会において一般質問をいただき、私は総合計画の策定とあわせて、観光振興計画と言われるような、そういったものを策定いたしますと、そのようにお答えを申し上げました。平成25年度予算におきましても、総合計画を策定していく上での予算計上があったというようなことから、そのように御答弁を申し上げましたけれども、実質的には準備段階というところまでしか平成25年度は進みませんで、実質平成26年度へとずれ込んできている。この点については、取り組みが遅れております。大変申し訳なく思っております、この場をかりておわびを申し上げたいと思います。

しかし、今、過日、担当職員からも、そのような産業の1分野ではないのかと、具体的な町長からの指示はあるかというようなことで、議員からのお尋ねもあったというようなことでございましたので、私の考え方をもう一度お話を申し上げたいと思います。

総合計画そのものにつきましては、各分野ごとにさまざまな将来的な考え方をまとめる、さらにそこに伴う実施計画については、具体的な事業を張りつけるということでございます。さらに、教育の分野、福祉の分野と言われるものには、さまざまな国からの指導といひましようか、義務づけをされる計画の策定というものが位置づけられておりますけれども、産業の分野、特に商工業や観光の分野については、地域の特異性というものがおのおの変わるというようなことから、国の一律的な計画策定というものはありません。しかし、私どもの地域をとらえたときに、どのように進行していくのか、それは、総合計画の基本的な考え方を持ちながら、しかし、そここのところに横出しをし、肉づけをするような形で、もう少し具体的な、観光振興計画が必要ではないか、そんなことを考えまして、その基本的な考え方を総合計画に委ねながらも、もっと肉厚な、そういう内容の観光振興計画というものが需要ではないか、それを作っていきたいというような考え方で御答弁を差し上げたつもりでございます。また、先程、議員も御指摘になりましたように、一つの観光という分野だけを切り口にして、そのことを進めていくということは、その広がりというものが限られてしまうと、もっともっと多様な観光というものを考えていくためには、福祉の分野との連携であったり、また、教育の分野との連携というようなことも、必要になってくるのではないかと考えております。従来と言ひましようか、過去の総合計画などを見ますと、そ

ういった縦の分野の割り振りといいいましようか、区分はありますけれども、さらにそれを横断的にチョイスをして各課題の横断的プロジェクトと言われるようなものや、戦略プロジェクトというようなこともあったかもしれませんが、そういう形での政策展開というようなものが、総合計画の中にも、位置づけられております。ですので、そういった考え方が今回の総合計画の中でも、生まれてくるのではないかと、それは私が一つ一つその指示をするということではなくても、審議会の皆さん方の中で、当然そういったものは必要になるということで、計画策定に当たっていただけるのではないかと、そのように考えているところでございます。

次に、人口減の対策でありますけれども、上地議員からの御質問もありますので、ここでは、過去の政策などからも含めて、少しお話をしてみたいと思います。

今から5年前になるでしょうか、住み替え促進事業というようなものを行っております。過去、女満別町時代でありますけれども、土地開発公社が宅地造成を行って、その宅地を町民の方々、また近隣市町の方々に提供し、人口減というものを底支えしてきたというところがありました。しかし、だんだんと市街地区が郊外に延び、一方で市街地が空洞化してくるというようなことで、今後の住宅対策は、街中の対策も必要であると、そんなことから、街中にあります空き家などの住み替え、こういったところに将来、また町外からの移住者も含めて、誘致をするというようなことを行ってまいりました。やっと5年経過をする中で、こういったものが定着してきた感があるかと思えます。

一方で私の政策ということも含めて、教育に対して、思い切った投資といいいましようか、取り組みをしてきたつもりでございます。補助教員の配置、また、英語の推進教諭、さらには少人数学級の解消、各学校における図書館司書の配置、そういった中で、この地域で子育てをしたいというような方々が、大空町を選んでいただけるような、そんなは町づくりをすることによって、他からの移住をされる方々、また、地域に残られる方々を増やしていこう、そんな思いで取り組んできたところであります。住み替え事業については、総務課に予算が計上され、先程言いました教育関係については教育委員会、さらに福祉の分野でいいますと、乳幼児の医療費の助成事業、そういったものも行っております。それは、一連にこの地域で子育てをされる方々にいかに選んでいただけるか、そんなことを意識した政策でもございました。今回、いろいろな補正予算も含めて、予算の提案もさせていただいておりますけれども、今回私自身で最もと言いましようか、思い入れの深い予算につきましては、一つには、教職員の研修事業に対する予算であります。今までは町、教育委員会、学校現場、人的な配置をすることだけで教育の現場の質的向上、成熟化というものを図っていきいたいというふうに思いましたけれども、やはり現場で1番に子ども達に接する教職員の皆さんのスキルアップというものも必要ではないか、そういう優秀な方々に、本町に来ていただく、また本町で研修を受けながら、子ども達に接していただく、そのことが大切ではないかという思いで予算計上を提案させていただきました。

もう一つは、異業種の交流事業であります。従来からも予算がありましたけれども、どちらかというと現場任せになってしまっている感があったのではないかと、今回、増額をするとともに、町としてこのことについて、しっかりと対処するという姿勢から予算計上をさらにさせていただいたところであります。やはり、地域で御結婚をされ、そして生み育てていただくというところの、その発端のところを少し拡充していかなければならないものと思って予算付けをさせていただいたところであります。さらに、先程の住み替え事業がある程度周知、皆さんに認識をいただくようになった、それだけでは十分ではないというようなことから、そのことと合わせて、土地開発公社が分譲してきました、宅地の持ち数というものが無くなってまいりましたということでありますので、今回は、宅地の供給に相対するために、設計を行う、あわせて子育て世代の方々に多く移り住んでいただく、そこに住宅を建て定住していただくということで、その支援策もあわせて検討したいという内容になってございます。

先程申しましたように、決して何か大きなものを建てたり作ったり、整備したいということばかりでなく、こういったものなどを通じて、大勢の方々に、この地域に住んでいただくということに意を払ってまいりたいという思いから取り組んでいるところでございます。

また、こういったことを各々の担当課に申し伝えておりますけれども、ひとつひとつその考え方がどこに最終的につながっているのかということについては、年2回、各担当課とさまざまな政策懇談を行いますけれども、その節、私のほうから私の考え方などについて説明をいたしておりますので、職員については、自分達が行っているひとつひとつの部署の政策であっても、それがどこに結びついていっているのかというようなことについては、承知しているものと、思っております。そういう中で、町づくりの将来を見ながら、政策展開を図ってまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 5番、品田議員。

◇品田議員 大変2番目の答弁が先にあれば、違った展開もあったかなと思いますけれども、たまたま若い父兄とお話する機会がありましてですね、女満別に定住された方で住宅を建設された、中堅の若者夫婦と話す機会がありまして、率直に「どうしてこの大空町を選びましたか」と、単純な質問させていただいた。参りました。答えは、簡単明瞭でございまして、大変交通の便が良い、地の利が良い、環境がすばらしくて、美しい。そういうふうな土地もまあまあ安い。幼稚園料が安い。保育園の保育料が安い。こういうふうな単純明快なお答えを2、3方の、若い世代のお父さん、お母さんに聞かされました。どこが不満ですか。残念ながら、買い物施設、こういうふうなことでありました。応えられない問題と応えられるなど、これを売っていけば来てもらえるなど。そういう絞り込みといひましようか、なかなか全部思うようにはいきません。一生懸命やっているの

す。やはりその絞り込み、ターゲット、そういうものを鮮明にでききちんとやっていくということが大事なことでなんだろうなど。それはまさに政策のストーリー性でありますし、時間と検証と、そういうものがが必要です。粘り強くやっていくということです。

観光に関しまして、網走市は、定住自立圏構想、私どもの中心地でございますけれども、熱心な観光地でありますから、当たり前といえば当たり前ですけども、やはり、「観光振興計画2014」作成、このように、毎年5年置きに立てているようでございます。厳しい情勢の中、ころころ変わる世の中と申しますか、ターゲットは目まぐるしく、ニーズが変わるということに対して、5年という短めの計画を立てながら、私どもはそういう中心市と、今提携を、協定を結んでですね、いろいろな分野において、提供していこうという作業をしている最中ではございませんか。真似なければならぬもの、学ばなければならぬもの、これをはっきりしていなければ、研修だとか、何だとか言ってもですね、何を学ぶのかということ、先進地、まして市ですから、十分な人材がおります。いろいろなものをやれるマンパワーというものの、職員パワーがあります。今、町長が言った研修、本当に時間がかかることです。それはそれでやっていただきたいと思っておりますけれども、まずもって、この全力で今の職員との中でですね、各課連携の中で、観光というものをどういうふうに取り込んで定住に結びつけていく、いろんな角度のもの、お試し居住もあれば、いろんなことで、できるはずです。私はそんなことで、ロッジ方式を、私この間、提案申し上げたところでございますけれども、一連の観光のことについて、私は町長さんと4回ぐらいは観光という形で一般質問をさせていただいております。ちなみにですね、当初、平成15年、平成16年の時には、ストーリー性ということで町長さんも一生懸命ストーリーのある観光、今なお言っておりますし、先だっ私の質問の中にも、こういうふうに申し上げてですね、現在総合計画の策定の事務にかかるところであり、観光という分野においては、ストーリー性のある戦略的な観光に取り組んでいく必要がある、このようにも町長は申しておりますし、これは平成15年、平成16年、私の第1回目の一般質問で観光についてお聞きしたときに、町長が述べられたことと全く同じです。10年たっても同じことを言っている。うちの町にしたらストーリー性のある観光はないのか。私は、それについても提言をしておりますし、町長がもしあるのであれば、そういった形で進んでいくのが妥当ではないかな。何年たっても同じ質問をすれば、ストーリー、ストーリーとでるけれども、一歩たりともストーリー性を感じさせない、決してその場しのぎと言っているわけじゃないですけども、政策の連鎖がない。そういうことが大事なんだと思っておりますけれども、その観光についての1点に絞っていけば、そういうことになろうと思っておりますけれども、新たな定住対策の昭和地区、また東藻琴では総合支所の裏、この定住対策のプランなど今実績でありますけれども、漠然とでも結構ですけども、町長さんのですね、どういうふうな形の順序立っていくという考え方が頭にあれば、また聞かせてもらいたいなど。

この2点をよろしく。また教育の方は、その後に、よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 一つ研修ということに対して再質問があったかと思いますが、その研修ということについては、先程私が御答弁を申し上げた教職員の研修という意味合いのものに対する御質問なのか、先程、定住自立圏、網走市と連携をしてという中で、研修よりもそういった具体的な観光振興計画の策定といったものが必要ではないかという中で、網走市との間における職員研修のことを指しているのか、そのところがちょっとわかり得なかったものですから、そのことについて、確認をさせていただいた後、御答弁でよろしいでしょうか。

◇議 長 その点について、品田議員。

◇品田議員 町長さんからね、教職員の研修の費用を組んだ、珍しいことだというふうなことでありましたので、なるほどそうだろうと、良い施策と私思っていますけれども、とっはじめのことでございますから、時間もかかることでございます。前段です、それとこの関連ではなくてですね、研修という項目についてですね、定住自立圏の中でも、お互いの研修というものも踏まえてやっているだろうということで、観光の整備計画についてもですね、そういう入手していただろうし、中心地がどういうふうな観光について考えているのか、また女満別とどういう関連があるのか、呼人とかくっついている町でございます。似ているような場面もありますけれども、流氷ありませんし、そういう違いがありますけれども、農村風景は大変似たり寄ったりでございますので、そういったことで、発言させてもらったところです。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 教職員の研修事業といいますのは、現在も町で実施をしております。それに今回増額をさせていただくということで御提案をさせていただいております。従来は、先生方にお任せと、予算は付いていますので、自ら研修項目などを拾い集めて実施をしてくださいというようなことで、現場が直接的に関わっているものではありませんでしたけれども、町として、教育委員会としてしっかりと先生方と向き合って、しっかりとした研修カリキュラムをつくりながら取り組んでいくその中で、先生方のスキルアップが図られ、それがまた子ども達にしっかりと伝わるような、そんな形で教育の充実を図りたいということでございます。

一方で、定住自立圏の中に職員の研修事業というものがございまして、これは、定住自立圏を進めていく中で、網走市と大空町が共同で一体どんなことができるかということで定住自立圏構想を進めていく、町民、市民レベルの協議会があります。その中で上がってきた項目として、職員、これは役場職員、市役所職員の研修を共同で進めようというようなものとして上がってきたものでございますので、直接的に結びつくものではないということについては、まず御理解を賜

りたいと思います。また、私どもは、定住自立圏に対してさまざまな分野で網走市との共同の政策展開というものができるのではないかと、現在では、医療の分野でありますとか、先程言った職員研修、または交通網についてというようなところで、話が進んでおります。私どもといたしましては、その観光の分野、女満別空港線を入り口、出口といたしました、そういう分野においても、連携が図られるのではないかと考えておりますけれども、行政側が思うよりも、市民、町民の皆さん方の考え方というのは非常に、限定した分野にかかわっております、集まってこられている委員の方々の発言の内容などを見ると、なかなかその観光の分野にまで積極的に踏み込んだ議論に至っていないというような点が見受けられるように感じております。実際には、その網走国定公園の一部をなす地域同士でありますし、非常に連携をして進めていくことが必要であろうというふうに思っておりますので、今後そういった分野における定住自立圏での議論の中に活かしていきたいというふうに思っております。

ストーリー性のある観光ということで、それは従来から品田議員がずっと訴えておりました。また、進めております考え方としてお持ちであったものかと思っております。ひとつそういうくくりもあるのではないかと思いますので、また、御助言をいただければありがたいと思います。具体的には花観光というような形でくくり、そういう分野でのくくりということで、話題性のくくりというところにはなっていない状況があります。私どもが今進めておりますのは、そのストーリー性というよりは、ある資源をどのように結びつけていくかというようなことでの観光の取り組みにしかなくてというのが現状であります。十分そのストーリー、絵を描くというところまで至っておりませんので、今後も御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

また、分譲地の売却方法などについてでありますけれども、今、設計費の予算をまず計上させていただきたいということで、提案でございますので、具体的に決まったということは何一つございません。ただ、考え方といたしまして、若い世代の方々、子育てをしようとする、またはしている、そういう世代の方々が宅地などを求め易く、また住宅を建設し易くする方法は、そのためには価格を抑える、もしくは補助金を出して、そういった方々に優先的に御利用いただくというような方法があるのではないかと、そのように考えております。さらに地域の事業者の方々に御利用いただくというようなことが、地域の経済循環にもつながるのではないかと、そういう視点を持って予算を認めていただき、でき上がった暁には、分譲をするということが前提とはしております。ただ、先程、言いましたように、全部が決まっているということではございませんので、議会の中、また町民の皆さんからもさまざまな御意見をいただくことになろうかと考えております。その中で、大勢の皆さんの御期待にそえるような、そういう形にしていきたいと思いますと考えておりますので、今後とも御意見をちょうだいいたしますようお願いを申し上げます。

◇議 長 5番、品田議員。

◇品田議員 観光について長い期間、町長さんと論じてきましたけども、残念ながら、私の思う通りには当然なりません、一步も進んでいない、いらだちも私自身の中にあるやに思いますけれども、たまたま忘れた頃に町民の人からですね、トマップ川の兩岸を結びつける橋が必要でないのかとか、そういう言われ方をされまして、忘れたところに言われ、寝た子を起こされた気になりますので、町長の方も忘れていたいのだろうと私は思っていますけれども、そういったものは、たび返して出てくるのかなというふうな感じ方もしているところでございます。

話は違いますけれども、以前町長さんが係長さんの頃と思いますけれども、町村会の助成でこの1階ですね、会議室でワークショップを開いたことを御存じでしょうか。町長さんが幾つの時だったかわかりませんが、多分私が40歳位のときですから、大部昔だったなという気がします。講師の方が来てくれてまして、五つのテーブルにわたってですね、この女満別をリーディングしていくキャッチフレーズといいますか、何用でまちおこしをするかというふうな題材を題名といいますか、キャッチフレーズをつくるというふうなワークショップでありました。私はその当時から、ゴッホに出会える町というふうな形をグループの皆さんに説得して、それは良いのではないかと、そういうことですが、町長さんは、そのときにどちらの班にいたのかよく私も存じ上げておりませんので、たまたま五つのグループから上がったのは、花と音楽の町の継続、映画の町、ギャンブル、カジノで町おこし、映画で町おこし、もう一つは、アイスクリームでまちおこしとか、そんなお話が五つぐらいだったと私思うのですが、町長さんはもうお忘れでしょうか。そのときの講師さんが、最終的に総括して、ひとつひとつの案について、述べられた所見が私、記憶にございます。この企画は、当たるともしれないね、と、そういうふうに言われた記憶がございまして、今その書類がありますれば、残っているのではないだろうかなという気がします。ぽつんと今、瞬間的に思い出したときで、町長さんはその時、それほど観光について考えてなかったのですけども、どちらの方の分野にいらっしゃったのかなというふうなことをちょっと頭に描いたところでございます。

定住対策については、新聞紙上等ですね、北海道で、全国で2番ですか、1番ですか、伸び率があったという町に、東川町だと思うのですが、定住対策が当たったと、あれは旭川の若い人たちの移住といいますか、分譲を格安に出したというふうな新聞紙上でございますから、ほとんど内容はわかりませんが、まづもって旭川より安くした、それとやっぱり地の利ですよね、確かに通えと同時に、今言った幼稚園、保育園、そういったものの充実、教育の充実、こういった私どもと似ている旭川空港というものはと考えれば似ているというふうに私は感じています。北見、網走、美幌、清里まで通っている方も女満別に居られますが、そういう意味が住宅地としては、最高な立地にあるのではなかろうかなと、いうふうな考え方がします。また、いろんなニュースを聞きましても、過激になってきているという言い方が正しいかどうかわかりませんが、30年経ってもらったら土地はただでいいですよ、こういうふうな政策が当たっているんだというふうなことも、ちょっと聞かせていただきました。30年経てば、ただに

なる。もちろん子供のいる方、子どもを持たれる予定がある方、35歳未満、というふうな設定をしてみたりですね、いろんな形で若手を中心に入れてもらって米を作ってもらって一挙に人口を伸ばしたい、そのための環境整備を各分野徹底的にやりますと、あとは静かな町にすぎない、ある程度のにぎわいのある町というのであれば、町長さんが言う、交流型観光、着地型でも滞在型でも何でもよろしいですけども、交流のできる、そういうにぎやかな町、そういう町になれば商人は、簡単に黙ってはいないですよ。儲けられるとなれば、自主的に開業はしてきます。業種は増やすし、業種転換もします。それが商業なのですね。行政からどうのこうのと言われることでなくて自然発生的にできたのが商店街でございますから、女満別においても、その時代に父はいましたけれども、肥沃な土地だ、これから伸びる土地だ、そういう予想で、うちの父も、ここに來たらしいです。やっぱり同じようなことじゃないですかね、まずベースメントのもの、町づくりをしっかりとするということが、そういう産業構造を良くしていく、そういうことだと思います。あとはその雇用の問題、これはもう、この後、質問がありますけれども、雇用は産業構造の豊かさでしか生まれません。そういう意味では、基幹産業だけでやっていたら、それはだめです。基幹産業の6次化なり、そういういったものが必要だし新たなにぎわいを創造するために異国民が入ってくる、そういう意味からの交流の中でしか生まれてこないものです。突然何ができるというものはないと私は思っています。そんなことで、町長さんの総くるみの話が聞ければ幸いですけれども、よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ゴッホに会える町、たびたびこの議場の中で、御指摘を、また御提言をいただいている内容かと思います。その中で、跳ね橋だったでしょうか、それをトマップ側の兩岸を結ぶものとして造れないか、大変夢のあるまた魅力のある発想かと思います。一方で、そういうものを一つ一つ実現していくためには、現実のハードルというものも超えていかなくてはなりません。先立つものをどうやって確保していくか、さらにはいろいろな規制などもございます。十分な安全性に配慮したものとしてはできるかどうかと、私が小さいころ遊んでおりましたときにのように、サラカオーマキキン川に丸太1本渡しておいて行き来できると、それはそれで子どもとしては、楽しかったわけありますけれども、そういうわけにもいかないだろうと、そのように思います。なかなか思いはあったとしても、実現ができない、実践できないもどかしさというものは持っているのは、議員だけではなく、私も同様でございます。皆さんから御指摘をまた御提言をいただいているさまざまな施策、全て実行することができればどれだけストレスも溜らないかなと、私自身も思いますけれども、なかなか全部できていないという中で悩んでいる部分もありますので、どうぞ御理解を賜りたいと思います。また、東川町もしくは東神楽町あたりもそうかと思いますが、両町については、旭川市近郊ということもあり、現実、旭川市内の人口が増えていない中で、東

川、東神楽町などについては、人口増になっている地域かと思います。その戦略というところは、私どもも学ぶところがたくさんあるのではないかと思います。また、今回の宅地分譲などについて、議会の常任委員会などに今の考え方などについて少しお話をさせていただく機会もありました。さまざまな御意見もやはり出てまいります。しかし、今回のこの子育て世代を優遇していくということに対して、私が少し抱いております考え方というのは、確かに行政というのは、公平性というものが大切ではありますが、完全にそのことだけで、プラスマイナスを含めて全く同じということであれば、町内業者の優先ということも叶わなくなりますし、子育て世代とその他の世代でどう違うのだと言われてしまうと、そこもまた、取り組めなくなるということもあります。当然、公平性というのは必要ではありますが、完全な平等ということにはならないのではないかと、ある意味、そういう特異的なところを押し出す、そういう政策が今回は必要ではないか、東川町、東神楽町においても、将来土地を30年住んだらただにすると、その前の年に売った土地はどうだったのか。その後だったらどうだったのかということに、例えばとらわれ過ぎますと、そういった思い切った政策ができなくなってしまうのではないかと思います。御意見に耳を傾けながらではありますが、どの程度までその特色を出せるかということが、今回の考え方の成否にかかわってくるのではないかなと思っておりますので、そういう中で、これから議論を深めてまいりたいと思っております。

商業については、黙っていても購買力がそこにあれば、人が集まってくるようなことであれば、さらに商工業は、当然、比例するように増えていくということでもあります。従来の楽市楽座という、いろいろな規制を緩和した中に、するとそこには人が集まる、当然そこには商業活動が生まれてくる、ということであったかと思いますが、現在は私が思いますのは、確かにそこで商工業を営む方と、する方々が出てくるかもしれませんが、それは大手のチェーン店であったり、人が少しでも少なくなればすぐ撤退をするというような、そういうところの形というものの、今の時代はあるのではないかと、そのように思います。画一的なものを取りそろえるということの必要性もわかりますけれども、この地域でしか手に入らないような、そんな商業活動が、この地域に芽生えてくる、そんなことがずっと大勢の方々に逆に来ていただける、そして、それが、定住にもつながっていくというようなことでもないかなと、そのように感じているところでございます。地域の中には、最近食肉などにおけるブランド化が進みつつある中での事業所の方々も多くおります。この地域でなければ、この地域が発祥となってそういうことに購買を求めたり、また、職を求めたりということに来ていただけるというような視点もあります。人口を増やすというそういう先程言った成熟社会のこととあわせて成長を促す誘致策というようなものを、両面から取り組んでみたいというふうに今現在は思っているところでございます。ぜひ、そういったものに対する御理解も賜りたいと思いますし、応援もいただければありがたいと思っております。今後とも、よろしくお願いいたします。

◇議 長 5番、品田議員。

◇品田議員 いろんな規制とか、いろいろ難しい面があるという話は前段のときもあったのですが、それは解決されたものであれば、橋が架けられないのであればノーなのか、そういうことがわかってそういうことを言われているのか。

私は感覚からこちらは39号線、向こうは国ですか、それと道で分かれているということで、運動公園の石橋、あれは明渠、暗渠ですか、事業で橋が架かっていますよね。どういう開発をしたかは、私記憶はありませんけれども、橋が架かっているんですね。それがあって許可がとれないとかいう、そういう実際の問題があって言われているだろうとわかるけれども、漠然とあるのではなかろうかなという形であれば、物事は進んでいかないんじゃないのかなという気はちょっとしました。

定住の問題ですけども、前が違う売り方をしたから、今回こうだというふうに町長はよくそういう類のことをおっしゃるが、昨日その値段で売って今日変わるというふうな、不動産はやっぱり問題ですけどね。

かなりの時間が経って、私の住宅も昭和の54年度ですね。3年以内に建てれば30万円助成という時代でしたけども、それがいつかなくなって今日になってきているんですけども、私の時は何で100万円になるんだ、そういうことをやったら何もできなくなるんじゃないかなというふうに、一般の小売り商工業者で昨日売ったものが今日は倍にもなって売ったり、日替わりで赤字で売っちゃったりする時代で、それをクレームつけるのはちょっと無いんじゃないかなという気がするんですね。逆にそれに縛られて残っているのが今の栄町団地の二つの区画であって、早々に少しダンピングすれば、すぐ売れるのではないかなということは当初から議会の方も言っていたと思うんですけども、前の方もいるのもうちょっとしばらくしばらくと言っている。そういう余裕があるのは行政なのかという気がするんですね。ですからそれは間違った解釈であれば直しても、もうほとんどそれを誰も言わないんじゃないかなという気がいたしております。

それ以上の答弁は難しいと思いますので、これで打ち切りたいと思いますけどもひとつよろしくお願ひしたい。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 橋にこだわって少し答弁をさせていただきたいと思います。

私が言いましたのは、トマップ川そのものが最下流域は国の管理、それから国道までは北海道の管理、さらにその上については、町の管理になりながら、旧来国営の土地改良事業で実施をしたということで、さまざまなものは、国が設置をした経過があるというようなことが過去に御説明したかと思っておりますけれども、私は今申し上げましたのは、その管理区分が別々だから、規制がかかって難しいなということではなくて、議員があそこに架けたいと思われているのは、私は跳ね橋ではないかと、そのように思っております。

例えば、単に行き来ができるような、コンクリートの運動公園に架かっているような橋をトマップ川公園に架ければいいということであれば、ハードルというものは非常に低いのではないかと思いますけれども、それでは何のストーリー性もないということだと思います。

しからばその跳ね橋たるものが、どのようなその安全性の中で、今のところに架けられるかということになると、それ相応の事業費も掛ってくるというようなこともありまして、なかなか進んでいないというようなことを先程申し上げたつもりでございます。

その管理のことについては、それは今の時代ですので北海道、また国や道が意見のすり合わせをすれば、それはそんなに難しいハードルではないのではないかと考えております。

また、土地の関係につきましては、私が先程言いましたのは、議員がおっしゃるような、考え方と私は同じでございます。ただ、いろんな意見の人のお話によって、例えば私は子育て世代に限りたいと町として提案をしても、安くなれば高齢者の算出基礎と比べて公平ではないか、また、子どものいないまだまだ若い世代の方々から見ても不公平ではないか、そのことを言われて全てに対して平等に価格も補助金を出すと、例えばということで考えをまとめましたと、前のところは補助金も出したことはないのに、今回出すのはおかしいというようなことで、それもなしにしたらいいと、また、町外の業者さん、町内の業者さんがいますけれども、そこも全部フリーにしたらいいというような話になってしまって、それが1番公平なんだということになってしまうと、何の特色もなくなってしまうということなので、今回はそういう意見があることは重々承知はいたしますけれども、多少の公平感の幅というものは持たせていただいた中で、特色のある売り方なり、その分譲の仕方、施工の仕方というものを考えていくべきではないかと、今時点でそんなふうに考えておりますというようなことでございますので、考え方としては議員と同じような視点、考え方に立って、今、皆さんに意見を聞いてまいるといことでおりますので、どうぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 5番、品田議員。

◇品田議員 わかりました。

2番目の現女満別幼稚園の整備計画の今後のスケジュールということで教育長から御答弁をいただいております。

去年の一般質問で、教育長さんとお話をさせていただいた経緯の中でございます。

教育委員会としては、現在、具体的な幼稚園の整備計画というものは持っていないが云々という形で、今と同じようなことの答弁をいただいたところでございます。

ただし、私は確認をしていただきたかったというのは、タイムリーな質問とい

うことですね。

豊住小学校の跡地利用も撤回があったことをございますから、どのような形で利用者の皆さん方に御通知をなさるか。御判断は教育長だと思いますけれども、間を置かず、いろんな形で御呼び立てをしたり、資料を送り込んだり、いろんな形で御協力をいただいているので、意見の聴取に対してですね、御協力を頂いているということをございますので、早くにですね、そういったこともなぞらえて教えてあげて、明日、明後日どうなるのではないけれども、考え方みたいなもの、現状の考え方みたいなものをお知らせするというのに、ちょうどタイミングがいいなと思いましたので質問をさせていただいたところをございます。

時間をかけてやられるということがよくわかりますし、総合計画の中で位置付けてからという考え方も当然あると思います。ですから年限をどうのこうのということではないわけですが、一言、整備計画を立てる上で、現幼稚園また保育所も含めてですね、幼保一体化の中で考えていくという考え方でやる整備計画があるだろうし、それは姿勢で変わってくるものだろうなと思っています。

今、現状の市町村を見ますと、津別、訓子府、それぞれ実施設計入りまして、28年頃完成を見る、また正しい情報では、しっかりした年度の情報ではないですけども、そういう近隣の動きがあるということは、町民の皆さん方も御承知のことだろうと、私は思うのです。近隣市町村ですから、ほとんど取り組みのスタートラインは同じであつたろうと思います。

私の町でそうすれば、認定こども園という情報を一体化、国の方針が一転二転した場面もありますし、いろんなものもあつたと思いますけども、取り組みとしてですね、そういうものもクリアしてやってきている町、また今年、子供支援新制度というものになりまして、来年度から消費税対応の7,000億円が出されるという国の方針でございますけれども、その受け皿としての施設という考え方に対して、ものがなければ、整備計画は進まないだろうと思うんですけども、その前段で子ども子育て会議というもののの中で意見収集をこれから是が非でもやっていかなきゃならないというふうなことがあろうと思うんですけども、そういうふうな一連の中で計画を立てていくという考え方は、当然、お有りだと思いますけれども、いかがなんでしょうか。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 お答えを申し上げたいと思います。

現在、国では子ども子育て支援制度というものを来年度、27年の4月から本格実施を目指し、現在、内閣府が中心となって準備が進められております。

大空町におきまして、大空町子ども子育て会議の委員の皆さんからですね、さまざまな御意見をいただきながら、今、大空町子ども子育て支援事業計画の策定事務が、進められております。

これについては、昨日、今日の議論ではなく、従来から国のほうで準備を進めてきているわけでありまして、大幅な制度の変革になるかなと、その様に

受けとめておりますし、新たな給付制度というものの創設という位置づけであります。

内容を調べますと、幼稚園や保育所、今お話のありました認定こども園といったものは、施設型の給付ということになるということでもあります。

本町では、御承知のように幼稚園が2カ所、保育所が3カ所ということであり、建物的には、女満別幼稚園については一つの幼稚園で、午前中幼稚園教育、午後から預かり保育、年齢的には、3歳から5歳までということでもありますし、また豊住保育園については0歳から5歳まで保育の業務を行っており、ただ幼児教育というものを意識した、そのようなカリキュラムで対応してくれております。

また、東藻琴地区においても、ひとつの建物の中で0歳から5歳まで、幼児教育と保育教育、預かり保育を同時にはやっているといるという、そのような本町の現状であろうかなと思いますけれども、国においては、その中で、教育と保育を一体的に行う認定こども園を今後、新しい制度の中で普及させていこうという考え方が出てきております。

当然、その辺も大空町として、今後、子ども子育て会議の中での議論もそうありますし、そういったことも視野に入れながら、計画に反映していく必要があるんじゃないかなと思っております。

ただ現状を見ますと、女満別幼稚園は0歳からではありませんけれども、3、4、5の幼保一元化、一部幼保一元化の現状というか実現できておりますし、他の東藻琴幼稚園、また豊住保育園においてもそういったような教育と保育の環境が一元化されていると、そのように受けとめております。

ただ新しい制度によって、サービス利用者にとって、また運営主体にとって、どのような影響が出てくるのか、現在、さらに詳しく、そういった情報の収集や内部検討を進めているところでございます。

御質問にありました幼稚園の今後の整備計画にあたりまして、当然その辺の国の考え方、新しい制度というものです、十分把握をした上で、あるべき本来の本町の子育て支援、サービスの受け皿づくりというものを考えてまいりたいと思っております。

◇議 長 5番、品田議員。

◇品田議員 教えていただきたいんですけども、現状のままで、そういった支援といえますか、運営費補助金ですか、そういったものはいただけるのですか。

実際、一体化というのは、別に施設を一体にするのではなく、いただけるということでよろしいですか。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 一応3種類、その施設型給付というくくりになっておりまして、繰り返

すようですけれども、幼稚園単独、保育所単独、または認定こども園、それぞれ単価は違いますけれども、給付は受けられるということでございます。

◇議 長 5番、品田議員。

◇品田議員 子ども園の取り組みは、これからいろいろなニーズ等を含め考えていくということで、それを受けてやっていくということではないというふうに考えていいのですか。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 新しい制度ということでありますので、いろいろなその条件といいますか、その設置基準といったものにも制約がございます。

例えば認定こども園であれば、幼稚園教諭と保育士の資格を両方持った人を配置しなければならない、ただし、向こう5カ年間は、暫定的に片方の資格でもいいといった特例期間ございますけれども、そういった配置的な問題、また施設の面積の基準の問題、さらには0歳からの保育の併設施設ということでもありますので、給食設備や調理員の配置といった、現在のうちの幼稚園、あるいは保育所でもっていない基準を満たせない部分もあるわけでありまして、それらの選択肢としてすぐさまたち来年から認定保育園にしなければならないというものではございませんので、また、もう一つはサービスの料金、利用者の負担などについても市町村のほうでそれぞれ負担の額は決めるというな仕組みになってございます。

現状の本町が取り組んでいる幼稚園、預かり保育、また保育所運営といったサービスのレベルを下げるようなことのないような形で、現行を基本にしながら、また、認定こども園といったものを視野に入れながらですね、今年度、具体的に検討を加えていかなければならないというふうに受けとめてございます。

◇議 長 5番、品田議員。

◇品田議員 前段で話した成長戦略に成りうるようよろしくお願いします。
以上で終わります。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 教育委員会といたしましても、よりよい教育環境となりますよう、より一層の努力を重ねてまいりたいと存じます。
今後とも、御指導いただきますようよろしくお願いします。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時41分

◇議 長 休憩前に引続き会議を開きます。

1 番、上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 4月に行われた議会議員選挙で初当選させていただきました上地史隆でございます。このたび初めての定例会で、質問する機会を与えていただきましたことに心から感謝を申し上げます。

私に与えられたこの4年間の任期を市政の発展と町民皆様の生活向上に向け精一杯努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく御指導、受け賜りますようお願い申し上げます。

まず最初に、自治体の人口流出についてですが、最近の新聞やニュースで大変驚かされたことについて質問をさせていただきたいと思いますが、その中でも特にわかりやすく関心を持った2社の記事を交え、質問させていただきたいと思います。

まず記事を簡単に読みますので、その後、町長に質問させていただきたいと思います。北海道新聞、「自治体の危機、少子化対策を待てない」将来消滅する可能性のある自治体が全国で896市区町村にのぼり、道内では全体の8割近くを占める147市区町村に達する。民間有識者会議でつくる日本創生会議が発表した試算は、日本の人口減少が深刻さを増している現実を改めて浮き彫りにした。特に北海道を初めとする地方は大都市への人口流出が止まらず、減少のテンポは極めて早い。ただ、あくまで試算だと、冷静に受けとめて対応分析し、政策を果敢に打ち出すことが大切だとあります。

政府や自治体は若い世代の大都市への流出を防ぎ、地域で子どもを産み育てるための少子化対策に可能な限り手を尽くすべきだ、調整会議で問題視しているのは、子どもを産む、中心世代である20歳から39歳の若い女性が大都市へ流出し続けている現状だとか、2040年までにこの世代の女性が半減する自治体を将来消滅する可能性がある」と指摘しています。

道内では檜山管内奥尻町や渡島管内木古内町など8市町の減少率が80%を超しております。函館、釧路、旭川といった拠点都市や札幌市南区さえも含まれるとのこと、流出の大きな要因は、東京への一極集中にある。しかし政府が進める政策は、大企業、大都市というふうに力点が置かれ、地方への配慮や少子化への目配りは感じられない。若年層の生活安定には子育て支援の拡充に加え、正規雇用の拡大や長時間労働の解消が必要だ。人口流出の防止には、地方での雇用創出や地方分権推進も欠かせない。

こうした課題に政府は最優先で取り組まなければならない。厳しい環境下にある道内だが、上川管内東神楽町や東川町などは若年女性の減少率が小さい。きめ細かな保育や住宅建設の補助などが定住化につながっている。少子化対策の参考にしたいと思います。

だがこの先の人口減少を考えれば、医療や介護、交通、学校といった社会インフラは、自治体単独では整備も維持も困難になる。そのため自治体間の連携がますます重要になり、地域の中核的な都市を中心に協力体制を構築する視点が欠かせない。それが地方の活力を生み、大都市への人口流出を防ぐことにもつながるはずだとあります。道は自治体にこうした動きを促し、後押しする必要がある、国には地方活性化に向けた財政支援などを強く働きかけていくべきだとあります。

次の記事にいりますが、産経新聞、「自治体の消滅、若者引きつける地域つくれ」とあります。先程、日本創生会議の分科会が発表した推計は衝撃的ですが、この記事では地域の崩壊は日本全体の衰亡につながると、地域の人口見通しが変われば国土計画を見直す必要も出てくる。自治体消滅の危機を過疎地の問題と片づけていられない、若者に魅力のある地域づくり官民上げて対策を講じることが急務である。高齢化で人口が減る上に出産期にある20歳か39歳の女性は仕事を求めて大都市部に流出する。この傾向に歯止めがかからなければ若い女性が現在の半分以上になった自治体は、出生率が回復しても、人口が減る運命にあるという、税収不足で行き詰まる自治体が相次ぎ、国民全体で負担することになる。農業や漁業人口の減少は食糧問題にも直結し、さらに深刻なのは、大都市部は、保育所不足や高家賃で、子どもを産み育てしづらいののに若者が吸い寄せられ続ければ日本全体の少子化に拍車がかかることだ。少子化対策の強化は言うまでもないが、若者の流出を食い止め、大都市から呼び込もうとすることに、まず取り組まなければならない。それには都会で技能・知識を身につけた若者が能力を発揮できる職場の確保が必要。企業の理解と協力が欠かせないとあります。

二つ目の議題に移りその後質問させていただきたいと思いますが、二つ目、自治体の要支援移管についてですが、町長もお知りと思いますが、私は福祉の現場で介護福祉士、ケアマネジャーとして約15年間、介護が必要な方と接してきましたが、身近に要支援事業は、要介護の予防に果たしてきた役割は大きいと私は思っております。

現在、大空町にも平成26年4月末の時点ですが、要支援1の方が91名、2の方が35名おり、少なからず要支援移管により影響を受けるのではないかと心配をしております。なぜかという、介護保険と医療提供体制を見直す地域医療介護総合推進法案を2日参院本会議で審議入りし、趣旨説明と質疑が行われ、6月18日に成立しましたが、介護保険で軽度の要支援の人向けサービスの一部を2015年4月から段階的に市町村に移す改革案が争点に上がりました。道内では体制不備などから可能と答えした市町村は5%にとどまり、20%近くは不可能と答えるなど、現場には根強い不安があります。

本案については、2025年に推計で、現在の2倍の約21兆円になる介護費用の膨張を食い止める狙いがあり、軽度の要支援の向けの通所介護と訪問介護を市町村事業に移し、NPO法人やボランティアの活用を促す政府与党は、地域の実情に合った多様なサービスができると説明しておりますが、実際に事業を押しつけられる形の現場では、懸念の声が広がっており、北海道社会保障推進協議会

の昨年末の調査では、全道179市町村のうち、91市町村から回答があり、32市町村は移行は不可能と答えており、可能は9市町村だけでした。不可能とした宗谷管内枝幸町は高齢者が多い小さな町でボランティアの確保が無理と説明しており、釧路管内弟子屈町も都市部と違い介護のNPOもなく、ボランティアがいても移動に時間と経費がかかり頻繁に利用者宅を訪問できないだろうと話されています。

このことについて、北星学園大学の杉岡教授は、市町村が安定的な事業を組み立てることが大変であり、サービスに地域格差が出るのではないかと心配をしております。ただ各地の社会福祉協議会を活用するなど、住民参加型の新しいシステムづくりのきっかけになる可能性もあると指摘もされていますが、私は大きな懸念を拭うことはできません。

それでは、最初の自治体の人口流出に戻りますが、最初の質問として、少子化対策について質問をしたいと思います。自治体は、若い世代の大都市への流出を防ぎ、地域で子どもを産み育てるための少子化対策に可能な限り手を尽くすべきだと、先程の記事にもありましたが、これについては出産の約9割を占める子どもの中心世代である若年女性20歳から39歳の若い女性が流出することが問題であります。この人たちが、大都市に流失し続けているのが大きな問題ですが、大空町も平成22年4月の755人から平成26年4月現在で614人と5年間で141人も減っております。

大空町は今年度より、北海道医療給付事業である乳幼児等医療費助成事業について、子育て世帯の経済的負担軽減と少子化対策の一環として、対象を小学生から中学生まで拡大することや、新たに若年世帯の定住策を検討、提案されたことについては一定の評価をしています。他の自治体でも独自の施策を行っており、これ以上の少子化対策は今後必要になると思われます。町長は、今後少子化対策について、これ以上のことをお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

質問二つ目に移ります。質問二つ目は、若い人が残れるような雇用の確保についてですが、都会で技能、知識を身につけた若い人がふるさとに戻り、能力を発揮できる職場の確保についてですが、大空町のハローワークの求人数は6月21日で33件しかなく、そのうち正職員の求人は11件でした。若い人が残るには求人数が余りにも少ないのが現状であり、労働人口が減るということは、それだけではなく、税収不足により自治体が行き詰まる可能性も出てくると思いますが、この大空町の現状について、町長はどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

続き、2番目の自治体の要支援移管についての質問に移ります。

それではまず、軽度の要支援の方向けの通所介護と訪問介護をNPO法人やボランティアの活用を促すとありますが、大空町は移管されることにより、どのような問題が起こるのか。そもそも、2017年度末までの短期間で受け入れることが可能なのか、お聞かせいただきたいと思います。

これで最初の質問は終わりたいと思います。失礼しました。続きもう一つの質

問で、要支援移管の次の質問で、最初の質問に続きこの法案についてですが、法案にはこのほか、2015年8月から一定以上の所得がある、厚生労働省は、所得は世帯単位ではなく、個人ごとに判断し、年金収入が280万円以上の人を想定しており、サービス利用料の約15%、特別養護老人ホーム入居者の5%が全国で対象となる見込みとありますが、利用者の自己負担割合を2割に引き上げることや特別養護老人ホーム入所者への居住費、食費補助の縮小、平成15年4月より入所を原則として要介護3以上にするなどの改革案が盛り込まれましたが、このことについて、今後大空町に二つある特別養護老人ホームはどのような影響が出る可能性があるのか、町内で介護サービスを利用している方の負担が2割に増えることにより、サービスを控え、適切に受けられないことによる要介護の重度化、入居者については、要介護度が低くても認知症で常時見守りが必要な方は入居できるとしてありますが、現実はその可否は難しく、御家族、御本人の負担は増大する可能性があります。今後、町からどのような支援が必要になる可能性があるのか、法案が成立したばかりなので、わかる範囲で結構なのでお聞きかせいたいただきたいと思います。

これで最初の質問終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員の一般質問にお答えをいたしたいと思います。

新聞記事なども引用されまして、大変詳しく数字的なものも使われておりました。私の御答弁と重なるところがあるかと思いますが、お許しをいただきたいと存じます。

5月9日の朝刊に、「道内147市区町村で半減、存続の危機指摘、少子化対策おくれに警告」という見出しが、これは北海道新聞の記事の内容でございます。この記事の出どころは民間有識者でつくる日本創生会議の人口減少問題検討分科会でございます。この指摘のもととなりましたのは、国立社会保障人口問題研究所の将来人口の推計値でございます。これによりますと、最悪の場合2010年、私どもの町でいうところの総人口7,933人、20代から30代の女性694人が、30年後の2040年には総人口4,677人、マイナス41%、20代から30代の女性は244人、マイナス65%と推計されるというものでございます。この場合、出生率が今後上昇しても、人口は増えません。社会保障、交通、学校の維持が難しくなり、将来的に消滅の可能性がある、そのような指摘でございました。この提言では、現在の出生率、国全体の1.4を2025年には希望出生率として1.8人に、さらに、2035年には出生率2.1人という実現を目指す必要があると、そのようにされております。

住民基本台帳で、私どもの町の平成26年と平成21年の人口を比較してみますと、8,323人から7,751人、人口で572人減っております。20代から30代の女性につきましては、781人から614人にいずれも減ってございます。20代から30代の女性は167人、21.4%ということでございま

す。各世代の減少から見ましても、20代から30代の減少は多い状況にあります。

各10年刻みで申し上げますと、0歳から9歳までは11.5%マイナス、10代は12.8%のマイナス、20代は19.8%のマイナス、30代では、21.7%のマイナス、40代は5.5%のマイナス、50代は15.0%のマイナス、60代は12.9%の増、70代は、6.1%のマイナス、80代以上は15.4%の増でございます。これは、男女ともに合わせた数値ということで御理解いただきたいと思います。いずれにいたしましても、少子化が進んでいる状況にあります。

その他の統計的な数字について少し御披露申し上げたいと思います。平成25年3月現在の北海道の年少者人口の状況でございます。14歳以下の年少者人口の比率、全道平均では11.7%、本町は12.7%でございます。全道179市町村中37番目、オホーツク管内では最も高い数値となっております。

さらに、合計特殊出生率でございますけれども、市町村の場合は毎年公表されるわけではなく、変動もありますので、5年間の平均で出されております。平成20年から平成24年までの5年間ににおける大空町の合計特殊出生率は1.71人、全道179市町村のうち、9番目でございます。

最も人口、合計特殊出生率が高いのがえりも町1.90人、別海町1.86人、共和町1.81人、日高町1.80人、猿払村1.75人、佐呂間町1.74人、標茶町1.73人、羅臼町1.72人の次でございます。

こういった少子化状況に対応する施策につきましては、さまざまなものが考えられますが、今回のこの定例会の中では、中学生に乳幼児医療を拡大したいということで、入院・外来の助成対象の拡大を行い、子ども医療費助成事業としての提案をさせていただいているところでございます。

また、この医療費助成事業、私どもが今回提案させていただいたものと同じような取り組みを行っているのをオホーツク管内の町村は、津別町、清里町、小清水町、佐呂間町、湧別町、滝上町でございます。さらに、西興部村、雄武町については、高校生まで拡大している現状にございます。

少子化問題は、経済的な課題、また雇用不安、夫婦共働きができる職場環境、ライフスタイルの多様化でありますとか、晩婚化、高齢出産化、さらにはお子様が欲しくても授からないなど、様々な要因が指摘されております。しかし少子化になりますと、労働力の減少、医療や介護費用の増大、社会制度そのもののゆがみ、交通、学校の維持が困難になり、地域力の低下を招くわけであります。

大空町にとっても大きな問題だと認識をしております。町といたしましては、現在母子保健対策として家庭訪問指導や乳幼児妊婦健診、育児学級を開催し、また子どもたちの各種ワクチンの無料化に取り組んでおります。そのほか、不妊治療費の助成、医療費の無料化の拡大、さらに、子育て支援という観点から子育て支援センター、児童センター、児童クラブの運営、放課後児童対策、さらに保育の拡充と料金の低減化、託児通所事業、教育の充実、奨学金制度の拡充など様々な施策に取り組んでいるところでございます。

子どもたちが、大空町で生まれ育ってよかったと思われるように、また、この地域で夢を育むことができるように対策にあたってまいりたいと思っております。

子育ての先輩の皆様方には、子育てに関わる大変さばかりではなく、楽しさや幸福感というものを次の世代に伝えていただきたいものと、そのように考えてございます。今後、先程品田議員の一般質問でもお話を申し上げました、子育て支援のための宅地住宅政策というようなものが必要ではないか、さらに食育の発想から給食費のあり方を検討する必要があるのではないかと、そのように考えているところでございます。

次に雇用の関係について、お話を申し上げたいと思います。

本年4月の北見と網走のハローワークにおける有効求人倍率は回復傾向にございます。北見0.78、網走で0.72でございます。職業別では、専門技術、販売、サービス、農林漁業で1.0を超えている現況にございます。

職種によっては、労働力不足が顕著になっている、そういう見方もできます。しかしこれが、大空町となると必ずしも同様とはなっていない現状があります。特に若い世代の求職というところと必ずしも求人が一致していないというのが現状であり、ここが1番大きな問題ではないか、そのようにとらえているところでございます。行政の政策・施策の中で最も難しいのが、私は雇用施策ではないかと、そのようにも感じてございます。本来、経済活動である雇用というところに、町として、行政がどの程度かかわることができるか。また、市町村単位での施策という考え方の中では、限界があるのではないかと、そのように感じているところであります。

ですので、今までの対策といたしましては、福祉施策、医療施策や教育の政策、住環境を向上させるというような施策で、この大空町での職業雇用というところには十分至らないかもしれませんけれども、定住を図る中で、人口増というところにつなげていきたいという施策を行ってまいりました。あわせて、直接的な雇用ということには至りませんけれども、産業施策、農業をしっかりと安定させる商工業の芽をつくる、そして観光で大勢の方々に来ていただけるような、そんな施策、今回の提案の中にも、今回の第2回の補正予算の提案の中にも企業創業の支援金の制度について、御提案をさせていただいたり、従来からあります企業振興促進条例に基づく企業誘致など、そんなことを進めてきたところでございます。そうやって事業所を誘致することによって、職場をつくるということで、雇用に結びついていけないものかと、そのような施策を展開してきた状況にございます。

また、この平成26年4月からは、町の嘱託職員等の賃金の引き上げを行ったところであります。今後、第三セクターへの波及も及ぶものと期待をしているところでございます。また、今定例会では医療・介護に係る従事者の定着のために補助制度を創設をして提案をさせていただいているところであります。こういった中においても、若い方々がこの地域で定着して働いていただけるということを目指してまいりたいと考えているところでございます。

次に、自治体の要支援、この移管についてでございます。

昨年(2017)の8月、社会保障制度改革国民会議から報告書が提出されました。要旨は、一定以上所得のある利用者の負担を引き上げ、食費や居住費についての補足給付の支給には資産等を勘案する。特別養護老人ホームは、中重度者に重点化を図る。一方で所得者の軽減措置の拡充を図る。介護納付金については、後期高齢者支援金の状況も踏まえつつ、総報酬額に応じたものを検討するというような内容でございます。

この報告を受けて、国は地域医療介護総合確保推進法案を提出いたしまして、この6月18日、参議院本会議で成立したところでございます。今後、政令等で具体的な内容が定められることとなりますが、現時点で国から示されている内容をもとに御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、大空町における要介護者の認定状況について説明させていただきます。

平成25年12月末、本町の65歳以上のうち、要介護認定者は440名、認定率は18.1%、全国17.9%、全道19.2%でほぼ同程度となっております。介護度別の割合では要支援1から要介護1までの軽度の方が52.5%、全国46.5%、全道51.9%と比べ若干軽度者の認定度合いが高い状況でございます。

これらのことを受けまして、軽度の要支援向けの通所介護と訪問介護、これらが市町村事務に移るということについて、町への影響は、また利用者の影響はどうかということについてでございます。今まで予防給付としていました通所介護、ヘルパーの派遣などがあります。訪問介護、デイサービスなどがありますけれども、これらは地域支援事業に全て移行となると言われております。訪問看護や、福祉用具等のサービスは、従来どおり予防給付事業で行うこととなっております。この移管ですが、第6期介護保険事業計画期間の満了年であります。平成29年度末までに移行を完了することとされておりますが、大空町としては、平成29年4月から、開始を目標としたいと思っているところでございます。平成26年3月末で訪問介護を利用されている方は26名、通所介護を利用されている方は48名でございます。

利用者の側における影響でございますが、サービス提供側の人的基準資格要件の緩和がいわれておりますので、国の説明では、今までよりも多様なサービスが多様な主体により提供されまして、サービス選択が可能となると説明をされております。例えば、NPO法人でありますとか民間事業者のミニデイサービス、コミュニティサロンまた住民主体の運動交流広場などがあるのではないかと考えております。

しかしながら、私たちの地域でどのような主体ができるかということは全く未知数の状況でございます。また、資格要件、人的基準の緩和が行われるということは、サービスの質の低下というものにつながるのではないかと、そのような不安も思っているところでございます。また、事業費の単価は、現在の報酬単価以下で市町村が設定します。さらに、利用料についても市町村が設定をし、現在の

1割負担を下回らない仕組みとして、厚生労働省がガイドラインを示す予定となっております。財源は移行後も介護保険制度内での提供でありますので、構成は変わらない予定であると、そのように、国は説明しております。

しかし、これらの事業費、先程言いました移行によって給付費から国からの交付金として町が受け取るというような形になりますので、私どもからしますと、交付金ということであれば国は減額しやすくなるのではないかと、法に基づく給付費ではないということで、結果的に市町村の負担が増えるのではないかと、そんな懸念も思っておりますし、市町村によってサービスの格差がありますとか、利用料の格差が生じる可能性が出てくるものと、そのように心配をしております。

また2点目の御質問で特別養護老人ホーム入所者への居住費、食事費の補助の縮小について触れられております。

これまでは一律1割の負担割合としていましたものを、一定以上の所得のある方の負担割合を2割とする見直しでございます。合計所得金額160万円以上、単身で年金収入からすると280万円以上の方を想定しているようでございます。さらに自己負担限度額の区分は現在3区分で、最も高い区分は月額3万7,200円でございますが、これを4区分にして、さらに高い区分として4万4,400円の区分ができるというような内容になります。さらに特別養護老人ホーム入所者の居住費、食事費に対する補足給付費は、預貯金等を勘案する制度に見直しされる予定でございます。

ちなみに平成26年3月サービス提供分で、本町においては、108名に対しまして396万円の給付をしている現状にございます。こういった方々に対して、預貯金等が1,000万円以上ある場合には対象外、さらに世帯分離後も配偶者が課税されている場合も対象外とする。そして、非課税年金であります遺族年金、障害者年金も勘案する予定としているということでございまして、これらは平成27年8月1日からの適用が予定されております。

続いて3点目の特別養護老人ホーム入所者を原則要介護3以上にするという内容についてでございます。

確かに重度の要介護状態の方で、入所待ちで在宅生活を余儀なくされている高齢者が多いということから、この入所を要介護3以上に限定する方向で法案ができてございます。ここで本町における平成26年3月末現在の特別養護老人ホームの入所者に占める割合、入所者に占める要介護度2以下の状況について御報告をいたします。78人が町民として町内の特別養護老人ホームに入所しておりますけれども、このうち軽度と言われるような要介護度2以下の方は、14名いらっしゃるという状況でございます。

ただ、今回の改正に当たっては、特例的に入所を認めるということが言われております。一つには認知症高齢者、二つには知的、精神障がい等があり地域での生活が困難な方、そして三つ目として家族のサポートがなく、地域からの十分な支援がない方、そして4番目として家族等の虐待が深刻な方、このような方々は、要介護1、2であっても、入所が可能とするということになっていきます。

また、今後の入所の判定については、市町村も含めて決定される仕組みづくりが検討されておりますので、私どもも加わった中で、十分しっかりと協議をしなければなりません。現実的な取り扱いについては、現行と大きな変更がないような形で進めてまいることができるのではないかと、そのように考えているところでございます。

高齢化の進展に伴いまして、軽度の方については在宅介護が主となります。介護者の負担を軽減するためには、今後、訪問介護や通所介護、ショートステイ等の提供体制の充実を図っていく必要が今まで以上になろうかと思えます。併せて施設の整備も必要となつてまいりますので、第5期計画において、グループホーム18床の増床を見込んでおりました。しかし、現在、事業者と協議をいたしておりますのは、9床の施設整備についてでございます。今定例会に必要な措置を講じているところでございますが、他の施設整備については、第6期計画策定の中で検討し、計画に反映をしてみたいと考えてございます。

法案は成立となりましたけれども、細かな規定は、今後政令等で決められてまいります。十分情報収集に努めながら、第6期介護保険事業計画に反映させる形で取り進めてまいりたいと思えますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げ、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、上地議員。

◇上地議員 先程町長がおっしゃるように、今後、要支援移行については、実際に施行されてから、何かと問題が起きる可能性もあるのだと。

まず、1点目の雇用について、雇用の確保と要支援移行についてだけ最後質問させていただいて、終わりたいと思えます。

最初の雇用の確保についてであります。やっぱり今後重要な課題であり、若い人が残るには雇用が大事なので、今後も若い人が残るために、定住対策だけでなく、雇用にまず重点を置いて改善していただくようお願いしたいと思えます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今までは、先程申しましたように定住対策というようにところにほとんどのエネルギーを費やしてきた現状にあります。しかし、今回直接的な雇用対策というところにはまだ十分ではありませんけれども、この4月から町の嘱託職員の賃金体系の見直しを行って増額をさせる、さらに、今地域の中では、医療や介護というのは重要な産業とも位置づけられてきている部分もあります。そういったところの方々が定着をいただくための雇用の支援金というようなものもさせていただいたところであります。

さらに産業をいろいろな形で、店舗のリニューアル、さらには企業創業支援に対する交付金、支援措置というようなもので様々な産業、職業をこの地に定着さ

せるような取り組みを進めてきたところでございます。先程の定住対策というところとあわせて、考えてまいりたいと思っております。

先程言いましたように雇用対策というのは、一つの町村だけでは十分な効果が発揮できないようなところもあります。また、経済活動の一環という難しい側面はありますけれども、今、市町村も取り組んでいかなければならないと、そんなふうに考えてございます。

今回の町政執行方針の中でも、まず子どもたちを産んでいただく、そういった施策の一つとして婚活事業、さらには、この地域で働いてもらうための産業支援、さらには雇用対策、定住対策というものをおしなべて提案をさせていただいたところであります。

まだまだ十分と言いきれませんけれども、これからも努力をしてまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 1番、上地議員。

◇上地議員 雇用の確保については、これからも力を入れていただきたいと思います。雇用についてはこれで質問の方終わらせていただきますが、要支援についてなんですが、実際に施行されてから、多分問題も出てくると思うので、今後もスピーディーに情報収集し、要支援の方が大変なことになるように、是非、早期に対応するようにお願いしたいと思います。

◇町 長 先程、答弁をさせていただきましたのは、国の法案に基づく国会での議論など、また新聞報道など、そういうところから私どもが今考えられる内容について御説明をさせていただきました。

しかし、具体的個々の対応につきましては、これから政令という形で随時内容がつまびらかになり、私どものところにも情報が届いてくるものと思います。私どもの町において、どのような運用が可能なのか、またどんな問題が生じてくるのか。私ども役場の中で議論することはもちろんでありますけれども、先程言いました第6期の介護保険事業計画を策定する中で、町民の皆さんに御意見を賜ったり、また議会の常任委員会、本会議などにおいても情報を提供しながら、御議論のところに上げてまいりたいと思っております。是非、施行されてからあれができない、これを考えていなかったということのないように、事前の準備対応というものに万全を期してまいりたいと、そのように考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 1番、上地議員。

◇上地議員 これで質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございます。

◇議 長 これで一般質問を終わります。
以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時26分

平成 2 6 年 第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成26年 6 月 23 日
- ・ 開 会 平成26年 6 月 23 日
- ・ 閉 会 平成26年 6 月 24 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	小	島	一	弘
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		建設課参事
住民課長		住民福祉課長
福祉課長		産業建設課長
産業課長		総務課主幹
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成 26 年第 2 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって議長において、7 番、齋藤宏司議員及び 8 番、松岡克美議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたします。

大槻事務局長。

◇事務局長 ただいまの出席議員は、12 名であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

また、職務の都合により、一部の異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、御了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 同意第 10 号

◇議 長 日程第 2 同意第 10 号 大空町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 議案書の 1 ページをお開きいただきたいと存じます。

「同意第 10 号 大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について

大空町職員懲戒審査委員会委員 藤田勉が平成 26 年 6 月 19 日をもって任期が満了したので、地方自治法施行規程第 17 条第 5 項の規定により、次の者を後任委員に選任することについて議会の同意を求める。

平成 26 年 6 月 23 日提出 大空町長 山下英二

記

住所 北海道網走郡大空町女満別西3条2丁目6番14号

氏名 藤田 勉

生年月日 昭和38年3月5日生まれ」の51歳でございます。

今回の同意案件につきましては、5月20日の第2回大空町議会臨時会において、同意をいただいた同一人についての案件でございます。同一人の後任者の残任期間であったため、本定例会において、再び選任の同意を求めるものでございます。

本人の履歴につきましては、お手元に配付してございます参考資料の1ページ及び2ページに掲載してございます。御覧をいただきたいと存じます。

提案理由の説明とさせていただきますので、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第10号 大空町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第10号 大空町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◇議 長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時06分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 議案第27号

◇議 長 日程第3 議案第27号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高島建設課参事。

◇建設課参事 議案書3ページでございます。

「議案第27号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

町有施設において発生した利用者事故に対する和解及び損害賠償の額を定める

ことについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月23日提出 大空町長 山下英二

記

- 1 和解内容 別紙となっておりますが、後ほど説明させていただきます。
- 2 損害賠償の額 77万6,131円
- 3 和解の相手方 網走郡美幌町字稲美90番地97

ヤマト運輸株式会社美幌センター 岩本真一

次に和解の内容、別紙でございます。5ページをお開きください。

1 事故の原因

(1) 事故の発生日時 平成26年4月17日午後0時45分

(2) 事故車両 北見100あ1090

(3) 事故発生場所 網走郡大空町女満別住吉967番地2

(4) 事故の相手方 車両使用者 網走郡美幌町字稲美90番地97

ヤマト運輸株式会社美幌センター 岩本真一

(5) 事故の概要 事故の相手方が荷物の配送中、町道住吉西6号線沿線住宅敷地内に入る際、道路側溝の蓋が跳ね上がり、車両に損害を与えた。

2 和解の条件

(1) 事故の第1当事者 甲 大空町長 山下英二

(2) 事故の第1当事者 乙 網走郡美幌町字稲美90番地97

ヤマト運輸株式会社美幌センター 岩本真一

(3) 過失割合 甲100% 乙 0%

(4) 損害賠償の額 77万6,131円

(5) 異議の申し立て 示談書(承諾書)の締結後は、甲乙間においては、今後本件に関しては、異議申立てをしないことを約束する。

なお、本件事故を踏まえ再発防止のため現場補修をするとともに、道路巡回により、随時同様箇所の補修をすることとしております。

以上で、御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２７号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第２８号

◇議 長 日程第４ 議案第２８号 物品の購入についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

田中産業建設課長。

◇産業建設課長 議案書の７ページでございます。

「議案第２８号 物品の購入について

地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

平成２６年６月２３日提出 大空町長 山下英二

記

- １ 購入する物品の種類及び数量 除雪ドーザ１台（１３ｔ級車輪式、マルチプラウ、簡易着脱装置付）
- ２ 購入の方法 指名競争入札
- ３ 購入の金額 ２，３７１万６，８００円
- ４ 購入の相手方 北見市東相内町９３４番地の５

北海道川重建機株式会社北見支店 支店長 名畑宏昭

今回購入いたします物品は、除排雪のため指定管理者に貸し付けておりました東藻琴地区の除雪ドーザーが本年２月にエンジンが故障し、修理に出した場合、多額の費用が掛ることから、新たに購入するものであります。

故障した車両につきましては、平成３年に新規登録された車両で既に２２年が経過し、今までに多額の修繕費用がかかっていたこと、将来的にまた多額の修繕費用が見込まれることなどから、今回新たに購入するものであります。

購入に係る入札につきましては、平成２６年６月３日に指名競争入札により実施をし、６月９日に仮契約を行ったところであります。

納入期限につきましては、平成２６年１１月２８日としております。

指名競争入札に係ります指名業者につきましては、キャタピラーイーストジャパン株式会社、小松建機販売株式会社北海道カンパニー北見支店、北海道運搬機株式会社北見支店、日立建機日本株式会社、北海道川重建機株式会社北見支店の５社に案内をしたところですが、２社が辞退をし、３社で入札を執行いたしました。入札の結果、北海道川重建機株式会社北見支店が落札したところであります。

契約の金額は２，３７１万６，８００円。消費税及び地方消費税の合計額は１

75万6,800円となっております。

購入に係る契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

なお、故障した車両につきましては、公売を予定しており、現在手続を進めております。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号、物品の購入についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第29号

◇議 長 日程第5 議案第29号 物品の購入についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高島建設課参事。

◇建設課参事 議案書9ページでございます。「議案第29号 物品の購入について 次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月23日提出 大空町長 山下英二

記

1 購入する物品の種類及び数量 ロータリー除雪車1台(1.3m/700t、装置幅1.5m)

2 購入の方法 指名競争入札

3 購入の金額 1,944万円

4 購入の相手方 北見市東相内町934番地の5、北海道川重建機株式会社

北見支店 支店長 名畑宏昭」

今回購入いたします物品は、主に歩道除雪のために指定管理者に貸し付けしておりました女満別地区のロータリー除雪車が本年２月に故障し、既に物品の供給年限が経過したことにより、廃車としたため、新たに購入するものであります。

廃車にした車輛につきましては、平成元年に新規登録された車輛で、既に２４年が経過し、交換部品もないこと、修理には多額の費用が見込まれていることなどから新たに購入するものであります。

なお、現有車両につきましては、同型のロータリー除雪車がまだ稼働していますことから、部品取りとして保管することとしております。

購入に係る入札につきましては、平成２６年６月３日に指名競争入札により実施をし、６月９日仮契約を行ったところであります。

納入期限につきましては、平成２６年１１月２８日としております。指名競争入札に係ります指名業者につきましては、開発工建株式会社、檜崎産業株式会社旭川支店、北海道川重建機株式会社北見支店の３者に案内をしたところですが、１者が辞退し、２社で入札を執行いたしました。入札の結果、北海道川重建機株式会社北見支店が落札したところであります。契約の金額は１，９４４万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は１４４万円となっております。

なお、購入にかかります契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上で御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２９号 物品の購入についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第30号

◇議 長 日程第6 議案第30号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

林総務課参事。

◇総務課参事 議案書11ページをお開き願います。「議案第30号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年6月23日提出 大空町長 山下英二」

大空町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づきまして、平成22年度から平成27年度までの6年間を計画期間として策定しているところでございます。

このたびの一部変更につきましては、本年度当初予算のほか、本定例会に補正予算として提案をしております事業について、財源措置として過疎対策事業債の充当を考えておりますことから、5つの事業を追加しようとするものです。

変更の内容でございますが、議案書13ページをお開き願います。

表の右側が変更前、左側が変更後の計画となっております。追加しようとする事業の1つ目でございます。こちらは、計画本文の変更でございますが、2 産業の振興 表の左側変更後の欄の1番下でございますが、「また、観光振興とともに地域内住民のコミュニティ形成による地域力の向上が求められ、住民のレクリエーション活動を活性化させる取り組みが必要となっています。」という文言を追加いたしまして、住民レクリエーション活動の必要性について明記するものでございます。

14ページをお開き願います。関連いたしまして、こちらは事業計画の表記において事業を追加するものですが、1産業の振興の表中（8）観光またはレクリエーションの事業内容、上から5つ目でございますが、「東藻琴弓道場耐震補強等事業」を追加するものでございます。

東藻琴弓道場の耐震補強及び一部改修工事を実施するものでございまして、総事業費は約1,550万円を予定している事業でございます。

15ページをお開き願います。追加する2つ目の事業でございます。左側変更後の表中段よりやや上でございますが、（1）現状と問題点に、「また、日常生活路線において、交通量の増加や老朽化に伴う危険箇所が発生しており、長寿命化を図るための適切な維持管理が必要となります。」という文言を追加しております。

また、下段の（2）その対策、丸の二つ目でございますが、町道における計画的な改良、舗装、歩道の設置の後に、「及び適切な維持管理」といたしまして、道路の適正な維持管理についての文言を追加するものでございます。

これにつきましては16ページをお開き願います。16ページの左側1番下で

ございますが、町道維持管理事業といたしまして、「過疎地域の住民が安心して暮らせるよう、道路が安全で良好に機能する状態を維持・更新するとともに費用対効果の高い維持管理と長寿命化を推進する。」という項目を新たに追加いたしまして、道路の補修舗装改修に対応をしようとするものでございます。なおこれに係る事業費は総体で約6,240万円でございます。

17ページをお開き願います。追加する3つ目の事業でございます。4生活環境の整備、中段よりやや上でございますが、(1)現状と問題点に「女満別・東藻琴両地域において整備を進め、埋設されてきた水道管であります。長年にわたる地形や建物の配置変更などに伴い管の位置が不明確となる問題を抱えています。水道管等の情報の再点検及び状況把握が急務となっております。」という文言を追加いたします。

さらに、下段(2)その対策、丸の1つ目でございますが、「及び水道施設の適切な維持管理」といたしまして、水道管情報の把握と適正な維持管理について文言を追加しております。

これにつきましては18ページをお開き願います。18ページの左側下から2つ目の事業でございます。「あんしん生活水道供給事業」といたしまして、「水道事業の根幹である水道管の位置や管種・管径等の管路情報などを総合点検し、データ化することにより、安定した水道供給が確保される。また、災害時対応の迅速化や効率化が図られ、安心して暮らせる地域社会が実現される。」という項目を追加いたしまして、具体的には、現在紙ベースの台帳による管理を行っております水道施設情報をシステム化いたしまして、水道施設の適切な維持管理に努めようとするものでございます。総事業費は3,400万円を予定しております。

続きまして、19ページをお開き願います。追加する事業の4つ目、5つ目でございますが、6教育の振興 左側の表の事業内容の上から4行目に「東藻琴小学校大規模改修事業」を追加し、さらにその2つ下に「東藻琴高等学校体育館耐震補強等事業」を追加するものでございます。

東藻琴小学校大規模改修事業につきましては、平成27年度から改修工事を実施する予定でございまして、今年度その実施設計を行おうとするものでございます。なお、実施設計に係る事業費は約1,070万円でございます。

また、東藻琴高等学校体育館耐震補強等事業につきましては、屋内体育館の耐震補強等改修工事を行うものでございまして、総事業費は約1,950万円を予定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げますので御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第31号

◇議 長 日程第7 議案第31号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 「議案第31号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成26年6月23日提出 大空町長 山下英二」

変更の内容につきましては、参考資料にて説明いたしますので、参考資料の3ページをお開き願います。議案第31号関係 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表であります。

北海道市町村総合事務組合は、市町村一部事務組合等の非常勤消防団員、非常勤職員などの公務上の災害に対する損害補償に関する事務、非常勤消防団の退職報償金等の支払い事務などを共同処理する一部事務組合です。

このたびの変更の理由は、組織の構成団体に脱退・加入があったためのもので、赤平市が他の消防組合に加入することに伴う脱退、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散に伴う脱退、また、道央廃棄物処理組合の設立に伴う加入、鷹栖町と上川町が消防団を単独組織として設立したことによる加入に伴う変更であります。

改正の内容ですが、新旧対照表の別表第1、石狩振興局の項中、北海道後期高齢者医療広域連合の次に、道央廃棄物処理組合を加え、構成団体数を(15)から(16)に改め、空知総合振興局の項中、赤平市を削り、構成団体数を(35)から(34)に改め、上川総合振興局の項中、上川中部消防組合を削り、構成団体数を(31)から(30)に改め、胆振総合振興局の項中、伊達・壮瞥学校給食組合を削り、構成団体数を(13)から(12)に改めます。

別表第2、1から7の項中、赤平市と上川中部消防組合を削り、長万部町の次に鷹栖町、上川町を加え、4ページになりますが、同表9の項中、上川中部消防組合等、壮瞥学校給食組合を削り、北海道後期高齢者医療広域連合の次に道央廃棄物処理組合を加え変更しようとするものであります。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、提案理由につきまして御説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第31号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第31号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第32号

◇議 長 日程第8 議案第32号 大空町課設置条例の一部を変化する条例制定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の25ページをお開き願います。

「議案第32号 大空町課設置条例の一部を改正する条例制定について
このことについて、別紙のとおり提出する。

平成26年6月23日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、参考資料にて説明申し上げますので、参考資料の5ページをお開き願います。議案第32号関係 大空町課設置条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

このたびの改正の理由につきましては、大空町土地開発公社が公有地の拡大の

推進に関する法律に基づき設置されていましたが、今後の公共用地の先行取得処分等の見込みを踏まえまして、昨年6月の議会におきまして、解散の議決をいただき平成25年7月2日付けで、知事の解散認可を受けたところでございます。

その後、清算事務手続等を行いまして、本年4月23日をもって、終了いたしました。

これに伴いまして、大空町課設置条例の中で、総務課の事務分掌として定めております土地開発公社に関するものを削除するものであります。

改正の内容ですが、新旧対照表、第2条総務課の項中、第21号 土地開発公社に関するものを削り、以下、第22号から第27号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由につきまして御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 大空町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 大空町課設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第33号

◇議 長 日程第9 議案第33号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 「議案第33号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成26年6月23日提出 大空町長 山下英二」

31ページ32ページにつきましては、改正条文でございます。

また、別冊で配付させていただいております参考資料、7ページ、8ページに、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を9ページから13ページに新旧対照表を載せてございます。

改正の内容の説明に当たりましては、概要により説明させていただきますので、参考資料7ページをお開きください。

大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要です。今回の改正につきましては、国民健康保険運営協議会からの答申をいただき賦課限度額を引き上げるものでございます。

平成26年度国民健康保険税を課税するための賦課資料がそろったことから、平成25年度の税率及び賦課限度額で試算を行いました。その結果、医療分につきましては、国からの調整交付金が全額見込まれないことから、未交付額の半分以内を一般会計から法定外繰り入れたことにより、必要額を確保できましたけれども、後期高齢者支援金分及び介護納付金分では、法定外繰り入れをしてもなお不足が生じる結果となりました。

そこで、地方税法施行令の一部を改正する政令において、後期高齢者支援金分、介護給付金分で賦課限度額がそれぞれ2万円ずつ引き上げられていることから、賦課限度額を引き上げて再度試算を行ったところ、各々総額を確保できることとなったため、今回は賦課限度額のみを引き上げによるものでございます。

また、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、施行されたことに伴う改正も合わせて行うものでございます。

具体的な内容につきましては、1つ目、関係条文条例第2条第3項の後期支援金分の賦課限度額については、賦課限度額を現行14万円から2万円増の16万円に引き上げる。2つ目の関係条文、条例第2条第4項の介護納付金分の賦課限度額につきましては、現行12万円を2万円増の14万円に引き上げるものでございます。

関係条文条例第23条、国民健康保険税の減額につきましては、前段の賦課限度額を引き上げたことに伴う所要の規定の整備による改正をするものでございます。この算定の改正につきましては、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、これからの改正内容につきましては、地方税施行令の一部を改正する政令等の改正に伴うものです。

1つ目の上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について、関係条文附則第5項ですが、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備をするものでございます。

2つ目、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について、関係条文附則第8項です。株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改

組したことに伴う所要の規定を整備するものでございます。

3つ目ですが、上場株式等に係る譲渡所得の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例について、関係条文附則第9項から11号までと、第13項ですが、法令では、国民健康保険税について独立した規定を置いていないこと、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、附則第9項から11号までと、第13項を削除するものでございます。

4番目、上場株式等に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、関係条文附則第9項で新たに設けたもので、上場株式等に係る配当所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定をするものでございます。

8ページをお開きください。

5つ目となりますが、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について、関係条文旧附則第12項ですが、旧附則第10項及び第11項を削除したことにより、規定を繰り上げ、第10項とするものです。

6番目の土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について、関係条文旧附則第14項、及び7つ目の条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例について、関係条文旧附則第15項は、先程説明しましたように、旧附則第10項、第11項及び第13項を削除したことにより、規定を繰り上げ、第11項、第12項とするものでございます。

8番目となりますが、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について、関係条文旧附則第16項、旧附則第10項、11項及び13項を削除したことにより、規定を繰り上げ13項とし、さらに条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備をするものでございます。

9つ目、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について、関係条文旧附則第18項で法令では、国民健康保険税について独立した規定を用いていないこと、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除するものでございます。

これまでの附則の施行期日につきましては、平成29年1月1日とするものでございます。

適用区分としまして、附則を除く改正規定は、平成26年度以降の国民健康保険税から適用し、平成25年度以前の国民健康保険税は、従前の例に附則の改正規定は、平成29年度以降の国民健康保険税から適用し、平成28年度以前の国民健康保険税は、従前の例によることとしていただいております。

以上、提案説明、提案理由の説明を申し上げます。

御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 33 号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、

原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 34 号

◇議 長 日程第 10 議案第 34 号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

林総務課参事。

◇総務課参事 議案書 33 ページをお開き願います。

「議案第 34 号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 26 年 6 月 23 日提出 大空町長 山下英二」

提案理由の説明につきましては、お手元に配付をさせていただいております参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の 15 ページをお開き願います。

本条例につきましては、企業立地促進法に基づきまして、地域の関係自治体や商工団体などで組織される地域産業活性化協議会で策定する基本計画を持ち、その計画に沿って事業実施をする場合、3 年間、固定資産税を免除しようとする条例でございます。

本町におきましては、美幌町、津別町と連携をして、美幌、大空、津別産業活性化協議会を設置して取り組んでいるところでございます。

この基本計画は、平成 25 年度で経過期間が満了しますことから、経過期間を 5 年間延長しまして、平成 30 年度までとすることについて、国との協議を行っていたところですが、このたびその協議が整い、同意にいたりましたことから期間延長の改正をしようとするものでございます。

具体的な改正箇所ですが、参考資料 15 ページの新旧対照表の中段からやや下、改正前の条例、平成 26 年 3 月 31 日までを、改正後、平成 31 年 3 月 31

日までとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用することとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第34号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第34号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第35号

◇議 長 日程第11 議案第35号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
南部福祉課長。

◇福祉課長 37ページをお開きください。

「議案第35号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成26年6月23日提出 大空町長 山下英二」

39ページは、改正文でございます。改正の内容の説明につきましては、参考資料17ページ、大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の概要により説明いたしますので、お開き願いたいと思います。

この大空町乳幼児医療費の助成に関する条例は、医療費の一部を助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、小学生まで入院と外来の医療費を助成しているも

のでございます。

今回の改正は、今まで小学生までとしている入院と外来の医療費の助成を子育て世帯の経済的負担軽減と少子化対策の一環として、中学生まで助成対象を拡大するものでございます。

条例の題名及び本則中、乳幼児等とあるものを子どもに改めるものでございます。また、医療費の助成の対象者につきましては、関係条文第2条、及び受給者証の返還について、関係条文第10条におきまして満12歳とあるものを満15歳に改めるものです。

助成の範囲につきましては、関係条文第6条で、第2条第5項から第7項に用語の定義が規定されていることに伴う、文言の整理に伴い改めるものでございます。

施行の期日は、平成26年8月1日とするもので、経過措置として平成26年7月31日までに受けた医療費については、なお従前の例によることとしたところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第35号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第35号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩します。

休 憩 午前10時53分
再 開 午前11時03分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

暑い方は上着を脱いでよろしいです。

◎日程第１２ 議案第３６号

◇議 長 日程第１２ 議案第３６号 平成２６年度大空町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の４１ページをお開き願います。

「議案第３６号 平成２６年度大空町一般会計補正予算（第３号）」

平成２６年度大空町一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７億１，０４９万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７６億１，９１３万５，０００円とする。２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正 第２条 地方債の追加及び変更は、「第２表 地方債補正」による。

平成２６年６月２３日 大空町長 山下英二」

４３ページをお開き願います。

第１表 歳入歳出予算補正 歳入です。１４款国庫支出金に５，２７８万７，０００円を追加、１５款道支出金に５４０万円を追加、１６款財産収入に３７万３，０００円を追加、１７款寄附金に５７万９，０００円を追加、１８款繰入金に２億４，８９９万５，０００円を追加、２０款諸収入に８５万７，０００円を追加、２１款町債に４億１５０万円を追加、歳入合計は、７億１，０４９万１，０００円を追加し、７６億１，９１３万５，０００円とするものであります。

４４ページをお開き願います。歳出です。

２款に３，４３０万７，０００円を追加、３款民生費に６，１２４万円を追加、４款衛生費に１，３９２万７，０００円を追加、６款農林水産業費に４２４万１，０００円を追加、７款商工費に１，７３１万２，０００円を追加、８款土木費に７，３５６万９，０００円を追加、９款消防費から１，００２万５，０００円を減額、１０款教育費に５億２，４３９万６，０００円を追加、１２款職員給与費から８４７万６，０００円を減額、歳出合計は、７億１，０４９万１，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

４６ページをお開き願います。

第２表地方債補正です。

１追加です。東藻琴４４号線道路整備事業債は、町営住宅の中央さくら団地の整備に関連し、道路の改良舗装を行うもので、限度額１，５００万円を追加します。

スクールバス整備事業債は、５月２９日にスクールバス運行中の火災により全焼したため、１台購入するもので、限度額１，８１０万円を追加します。

東藻琴小学校整備事業債は、大規模改修事業を実施するため、今年度は実施設計を行うもので、限度額１，０７０万円を追加します。

教育文化会館整備事業債は、施設の耐震補強と老朽化による全面的な改修を行うため、その経費を町が補助するもので、限度額、３億１，４２０万円を追加します。

分譲地造成事業債は、町内の若年層など持ち家を希望する世帯や交通の利便を活かし、近隣市町からの移住を希望する世帯に対し、宅地を造成し分譲するため、本年度は実施設計を行うもので、限度額６９０万円を追加するものであります。

いずれも起債の方法は、普通貸借または証券発行、率は５％以内、償還の方法は１２年以内償還うち据え置き３年以内と定めるもので、借り入れは過疎債を予定しています。

次に、２変更です。

都市公園整備事業債は、女満別運動公園の遊具改修を行うため、限度額９３０万円に２，０００万円を追加し、２，９３０万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

東藻琴高等学校整備事業債は、耐震補強工事に合わせ体育館及び弓道場の外部建具や外装の改修工事を行うため、限度額１，０９０万円に１，６６０万円を追加し、２，７５０万円とするもので、起債の方法、利率は変更ありませんが、償還の方法を２５年以内償還、据え置き３年以内を１２年以内償還うち３年以内に変更し、過疎債の借り入れを予定しております。

次に、４７ページを御覧いただきたいと思います。第１表 歳入歳出補正予算事項別明細書です。

歳出から説明申し上げますので、５４ページ、５５ページをお開き願います。

３歳出 ２款１項１目の総務一般事務費で２２節に損害賠償金７７万７，０００円を追加しております。議案第２７号で和解及び損害賠償の額を定めることについてで説明し、議決をいただきました町有施設である道路側溝の蓋の跳ね上がりが原因により、通行中の車両に破損を与えたことに伴います賠償金であります。

３目の広報広聴事業で、８節に１０年記念事業報償費９万１，０００円、１１節に印刷製本費３６万円、１３節に１０年記念デザイン委託料４万４，０００円を追加しております。

合併１０年の気運を高めるため、町民からキャッチフレーズの募集を行い、採用者への報償にかかる経費、町民等へ周知を図るためのステッカーやシールを印刷する経費、１０年記念デザインを作成するための経費であります。

また、１３節にホームページシステム更新委託料３８３万９，０００円を追加しております。現在のシステムが８年を経過しており、更新が必要なため追加するものであります。

6目の公有財産管理費で、15節に旧土地改良事業所改良工事1,500万円を追加しております。遊休となっている施設を相撲場として改修し、相撲の充実、振興を図ろうとするものであります。また、11節に消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料を合わせて31万円を追加しております。相撲場の維持管理に係る経費であります。

同じく分譲地造成事業で実施設計委託料695万6,000円を追加しております。町内の若年層など持ち家を希望する世帯や交通の利便性を活かし、近隣市町から移住を希望する世帯に対し、宅地を造成し分譲するもので、2団地の実施設計に要する経費であります。

7目の企画振興一般事務費で、13節に要請要望活動資料作成委託料150万円を追加しております。各種要請活動を行う際に必要となる資料や図面等の作成を委託する経費を追加するものであります。

8目の総合支所庁舎管理費で、15節に東藻琴支所・改善センター系統暖房配管取替工事143万4,000円を追加しております。暖房用の温水を循環させる配管が支所と改善センターの間で腐食により穴が開き、配管の取り替えが必要となったためであります。

10目の住民活動推進事業で18節に地区会館低床椅子399万6,000円を追加しております。高齢社会に適応した、利用しやすい座面の低い椅子を各自治会の世帯数に応じ、地区会館に配置する予定であります。

3款1項1目の国民健康保険事業特別会計繰出金で28節に2,382万8,000円を追加しております。

所得の確定に伴います国保税の税等の算定により、一般会計からの負担分が追加となるものであります。

同じく臨時福祉給付金給付事業と56ページ、57ページになりますが子育て世帯臨時特例給付金給付事業で、それぞれ12節に口座振替手数料13万円と8万7,000円を追加しております。給付金の口座振替に係る経費を追加するものであります。

2目の介護保険事業特別会計繰出金で28節の介護サービス事業勘定特別会計繰出金から121万8,000円を減額しております。4月1日付け人事異動に伴います人件費の減額であります。

同じく介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金で19節に3,540万円を追加しております。町内の民間事業者が整備します認知症高齢者グループホーム、定員9名、平屋建て1棟の建設に対し、支援するものであります。

4目の東藻琴老人福祉センター管理運営費で18節に管理備品17万3,000円、音響機器31万3,000円を追加しております。使用できなくなった体重計1台、カラオケシステム一式を更新するものであります。

2項2目の乳幼児等医療費助成事業で、13節に乳幼児等医療費審査支払委託料5万9,000円、20節に乳幼児等医療費扶助、197万9,000円を追加しております。医療費の助成対象を小学6年生までとしておりましたが、少子化対策として対象を中学3年生まで拡大して子育て世帯の経済的負担の軽減

を図るため、事務費及び医療費について追加するものであります。

同じく養育医療給付事業費で23節に前年度養育医療給付事業負担金返還金48万9,000円を追加しております。平成25年度の事業の額の確定により精算するものであります。

4款1項1目の医療・介護従事者就業支援補助金で19節に100万円を追加しております。医療・介護従事者不足の解消と定着を図るため、常勤雇用として新たに就職する就業者の住宅準備、継続就業に対して支援するもので、今年度は住宅準備に対する助成分を追加しております。

3目の簡易水道事業特別会計繰出金で、28節に344万5,000円を追加しております。水道管路の整備及び東藻琴地区の水源を有効活用するための事前調査に要する経費410万円の追加と4月1日付け人事異動に伴います人件費の65万5,000円の減額、合わせて344万5,000円の追加となります。

同じく、廃屋等解体撤去補助金で19節に300万円を追加しております。景観や周辺への影響が懸念される廃屋等の建物の解体撤去にかかる経費に対し、支援するものであります。

4目の葬斎場・墓地維持管理費で15節に葬斎場多目的トイレ整備工事501万2,000円を追加しております。障がいのある方に対応したトイレの整備工事を行うものであります。

2項1目の一般廃棄物最終処分場管理運営費で塵芥処理業務委託料に147万円を追加しております。最終処分場をより長く使用するため、重機により埋め立てごみの減容処理を委託するものであります。

58ページ59ページになります。6款1項1目の農業委員会事務費で4節に臨時職員雇用保険料1万1,000円、臨時職員社会保険料12万円、7節に臨時職員賃金80万7,000円を追加しております。職員が長期休暇のため、臨時職員を雇用し対処するものであります。

3目の土づくり対策事業で、19節にシストセンチュウ対策補助金137万円を追加しております。じゃがいものシストセンチュウ侵入防止を図るため、軽減効果の高い抵抗性トマト野生種の導入に対し支援するものであります。

同じく農業構造改善センター管理費で11節に修繕料65万9,000円を追加しております。浴室、床面の滑り止め処理を4年半前にしておりますが、脂肪分や石けん等の付着により効果が薄れてきていることから、床面の滑り止め処理を行うものであります。

4目の乳製品開発研究推進事業で、11節に消耗品88万1,000円、食糧費1万5,000円、12節に傷害保険料3万7,000円、検査手数料34万1,000円を追加しております。産官学の連携により、乳製品の新商品開発研究に必要な試作品に係る消耗品、試作品の細菌検査料、会議開催に係る食糧費、保険料について追加するものであります。

7款1項1目の商工業振興一般事務費で11節に消耗品費4万2,000円、食糧費19万5,000円を追加しております。異業交流事業の参加者の拡大を図る多くの方が交流できる機会にしようとするもので追加しております。

同じく、住宅リフォーム促進事業補助金で19節に1,200万円を追加しております。快適な住環境の向上と地元経済の活性化を図るため、リフォームに要する経費の一部を支援するもので40件分を見込んでおります。

同じく、店舗改修事業補助金で19節に150万円を追加しております。商店街の空洞化や商工業の活性化を図るため、店舗のリニューアルに要する経費の一部を支援するもので、5件分を見込んでいます。

同じく、起業化支援事業補助金で19節に200万円を追加しております。雇用の創出や産業の活性化を図るため、町内に新たな起業、創業をする事業者に対し経費の一部を支援するもので、2件分を見込んでおります。

2目の観光振興一般事務費で13節にキャラクター作成業務委託料141万5,000円を追加しております。オホーツク管内のゆるキャラによるオホキャラ隊の結成などもあり出演機会も多くなっており、今回、機動的な着ぐるみを作成しようとするものであります。

同じく、朝日ヶ丘公園管理費で8節にパークゴルフ大会賞品16万円を追加しております。パークゴルフ大会の開催により、パークゴルフ場のPRをして利用者の増加につなげようとするものであります。

60ページ、61ページになります

8款1項2目の外灯管理費で15節に外灯設置工事869万2,000円を追加しております。外灯の新設、撤去等適正な維持管理を図るとともに、外灯の省エネルギー化を計画的に更新していくものであります。

2項に2目の町道維持補修事業で17節に用地買収費150万円を追加しております。中央13線道路の拡張工事に伴う用地を確保するため購入するものであります。

3目の除雪センター管理事業で、15節に除雪センター屋根塗装工事776万円を追加しております。屋根の塗装がはげ、腐食が進んでいることから、施設を長く使用するため、塗装を行うものであります。

また、18節にエンジン溶接機64万1,000円を追加しております。昭和49年の機械であり、修繕部品がなく使用に支障をきたしているため、更新するものであります。

4目の東藻琴44号線道路整備事業で、15節に整備工事1,500万円を追加しております。町営住宅の中央さくら団地の整備に関連して道路の改良舗装を行うものであります。

4項1目の下水道事業特別会計繰出金で28節から2万4,000円を減額しております。4月1日付け人事異動に伴います人件費の減額であります。

5項2目の都市公園整備事業で、15節に女満別運動公園遊具改修工事4,000万円を追加しております。家族で楽しめる機能的な公園とするため、計画的な公園の改修を行うもので、本年度は遊具の改修を行ってまいります。

9款1項2目の網走地区消防組合大空消防署費負担金で19節から1,002万5,000円を減額しております。人事異動に伴います人件費の減額であります。

10款1項1目の教育委員会運営費で9節に費用弁償66万5,000円、2目の事務局費で9節に普通旅費15万7,000円を追加しております。教育委員会委員の研修機会の充実を図るため、追加するものであります。

2目の事務局費で、13節に清掃業務委託料41万1,000円、環境整備委託料9万9,000円を追加しております。旧豊住小学校の日常清掃業務と体育館床面にウレタンコーティングを行う清掃業務及び校庭の芝刈り作業を行う環境整備を委託するものであります。

同じく、学校教育研究会補助金で、62ページ、63ページになりますが、19節に110万円を追加しております。教育活動の充実等、質の高い教育を提供するため、教職員の研修経費について支援するものであります。

2項1目の東藻琴小学校大規模改修事業で、13節に実施設計委託料1,073万6,000円を追加しております。快適な教育環境を提供するため、老朽化した校舎等の改修に係る実施設計を行うものであります。

3項3目のスクールバス運行事業で、14節にバス借上料226万8,000円、18節にスクールバス2,112万円、27節に自動車重量税5万円を追加しております。5月29日に起きましたスクールバスの火災により新たに1台購入するための経費と納車になるまでの代替えバスの借り上げに係る経費であります。新しいバスは43人乗りの中型を予定しているところであります。

4項1目の東藻琴高等学校管理費で、15節に体育館等改修工事1,663万2,000円を追加しております。当初予算で計上している耐震補強工事に合わせ体育館と弓道場の外部建具及び外装などの改修を実施するものであります。

5項1目の女満別幼稚園管理費で4節に嘱託教諭雇用保険料1万7,000円、嘱託教諭社会保険料7万8,000円、7節に嘱託教諭賃金49万8,000円、臨時教諭賃金105万7,000円を追加しております。

職員の産前産後休暇の取得に伴いまして、現在、副担任の嘱託教諭を担当とするため、賃金単価が上がることから、嘱託教諭の雇用保険料、社会保険料、賃金を増額するものと、新たに臨時教諭を雇用するための賃金を追加するものであります。

同じく、東藻琴幼稚園管理費で15節に保育室床改修工事536万8,000円を追加しております。床の下地が腐食し不安定な状況となっていることから、安全な保育環境を維持するため改修するものであります。

6項1目の教育文化会館整備事業補助金で19節に4億6,173万3,000円を追加しております。耐震補強工事と老朽化した施設の全面的な改修に対し、支援するものであります。

同じく、大空町10年記念町民舞台実行委員会補助金で19節に55万円を追加しております。

来年度、実行委員会で講演を予定しています町民舞台の準備にかかる脚本の制作、チラシポスターの印刷等に要する経費を支援するものであります。

3目の文化財管理費で8節に講師謝金10万8,000円、9節に旅費8万9,000円、11節に食糧費5,000円を追加しております。女満別湿生植物

群落の現状について2年間調査を実施してまいりましたが、その結果を踏まえまして関係機関と連携して保全策を検討するため、会議開催に伴う講師の謝金、食糧費、打ち合わせに係る旅費を追加するものであります。

64ページ、65ページをお開き願います。

5目の生涯学習センター管理費で11節に修繕料17万3,000円を追加しております。床暖房の制御装置が故障したため修繕するものであります。

7項2目の多目的運動広場管理費で15節にパークゴルフ場散水栓設置工事47万6,000円、18節にスプリンクラー27万1,000円を追加しております。芝の状態を良好に保つため、散水栓を1カ所増設、スプリンクラーを3基購入し適切な芝の生育管理を行おうとするものであります。

同じく、大空町B&G海洋センター管理費で18節に体育備品73万5,000円を追加しております。体操少年団に小さな子ども達が増えてきていることから、安全で利用しやすいホッピングマット、ロイター板を購入するものであります。

12款1項1目職員給与費ですが、全体で847万6,000円を減額しております。2節から19節までそれぞれ4月1日付けの人事異動を新規採用、共済組合、退職手当組合の負担率の改定等による増減額で、今回整理をさせていただくものであります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、50ページ、51ページをお開き願います。

14款2項1目1節社会福祉費補助金で臨時福祉給付金給付事務費補助金に13万円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金8万7,000円を追加しております。両給付金の口座振替に係る経費に対して補助されるものであります。

同じく4節老人福祉費補助金で、地域介護・福祉空間整備交付金に3,000万円を追加しております。

町内の事業者が建設する認知症高齢者グループホームに対する国の補助金であります。

3目2節、中学校費補助金で、へき地児童生徒援助費補助金に257万円を追加しております。スクールバス購入に対します補助金であります。

4項1目1節、社会資本整備総合交付金で都市公園事業交付金に2,000万円を追加しております。女満別運動公園遊具改修工事に対する補助金であります。

15款2項2目、老人福祉費補助金で介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金に540万円を追加しております。町内の事業者が建設します認知症高齢者グループホームに対する道の補助金であります。

16款1項2目1節、利子及び配当金で出資配当金に37万3,000円を追加しております。網走地区森林組合に出資しております出資金に対し5%の配当があったものであります。

17款1項1目1節、一般寄附金に57万9,000円を追加しております。

6人の方からの御寄附があったものであります。

18款1項3目1節、財政調整基金繰入金に1億2,943万4,000円を追加しております。今回の財源調整のため繰り入れるものであります。

4目1節、公共施設等整備基金繰入金に1億1,956万1,000円を追加しております。

平成25年度国からの交付を受け基金に積み立てておりました地域の元気臨時交付金分を、教育文化会館の耐震補強工事等、施設の全面的な改修工事に充当するため、繰り入れるものであります。

20款4項7目1節、雇用保険料納付金に8万円を追加しております。臨時職員等の雇用によるものであります。

10目1節、雑入で損害賠償保険金に77万7,000円を追加しております。道路側溝の蓋の跳ね上がりにより車両に破損を与えた賠償金にかかわる保険給付について増額するものであります。

21款の町債につきましては、第2表で説明したとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして御説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。
5番、品田議員。

◇品田議員 55ページの住民活動推進事業について、備品購入費、会館低床椅子とありますが、この全体像といいますか、どのぐらいの個数なのか。また地区会館はどの位の数なのか。これは多年度わたる事業なのかどうか。

それと57ページの医療・介護従事者就業支援補助金、政策の発生源みたいなもの、お聞きしたいと思っております。ちょっと変わった事業かなというふうな印象を受けておりますので、詳しく御説明をいただきたい。その2点でございます。

◇議 長 山本住民課長。

◇住民課長 ただいま御質問のありました55ページの住民活動推進事業、地区会館低床椅子の整備の件でございます。

両地域にあります全ての地区会館を対象にしております。対象地区の世帯数が全部で1,566世帯ございます。そのうち約3割ほどの数を世帯に応じまして、低床の椅子を全ての会館に単年度で配布をするという予定をしています。

◇議 長 先に答弁をもらいます。
南部福祉課長。

◇福祉課長 医療・介護従事者就業支援補助金の関係で御質問がございましたが、新

たに常勤雇用として就職する医療従事者、それから介護従事者を対象に、補助金を交付して医療従事者、介護従事者の不足の解消及び定着を図るとというのが目的でございます。

対象施設としては、町内の病院、または介護福祉施設等々を対象としまして、対象の医療、介護の従事者の職種としましては、国家資格の方々を対象としまして、医学療法士、作業療法士、介護福祉士、その他国家資格でありませんけれども、准看護師までを対象とするというものでございます。

今回、提案させていただきましたのは、この補助金につきましては2つの目的がございまして、1つは、継続就業を補助金として、1年以上継続して就業すれば、条件はいろいろございますが、5年間、毎年15万円を補助するということで考えております。

今回補正に載せましたのは、住宅準備補助金として医療、介護の従事者が本町の対象施設において、仕事に従事するため、町内の賃貸住宅に居住した場合に、就職前、2カ月前までに限りますけれども、限度額20万円としまして、家賃またはそれに係る運送費用を補助するというもので、1回限りということで想定をしております。20万円かける5人ということで100万円の補正としてございます。

町内の医療関係者、またはそういうところから、やはり最近移り代わりが激しいということと、新たに雇用を求めてもなかなか雇用にならないケースもあるということから、新しく私どもの町に来ていただいている方々に対して、助成をするというようなことで要望がございましたので、提案しているところでございます。

◇議 長 山本住民課長。

◇住民課長 答弁漏れがありました。地区会館の数ですが東藻琴が14、女満別地区が12でございます。

◇議 長 5番、品田議員。

◇品田議員 施設が26ということで低床椅子は何基か。

◇議 長 山本住民課長。

◇住民課長 全体数が約390個の予定をしております。

◇議 長 5番、品田議員。

◇品田議員 全部そろえるということですね。

◇議 長 山本住民課長。

◇住民課長 本年度につきまして、全部そろえていくと考えています。

◇議 長 5 番、品田議員。

◇品田議員 住宅、医療従事者、就業支援金、住宅準備金ということで、要請があったということですが、どちら側の要請があったのですか。いろいろ医療機関、福祉施設等とありますけれども、どういった要請があったか聞きたい。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 医療機関等からも要請がございましたし、この事業につきましては、美幌町で既に平成 25 年度から実施をしてございます。そういうこともありまして、ぜひ本町においても導入について検討いただきたいという要請がございましたので、今回の提案に至ったわけでございます。

◇議 長 5 番、品田議員。

◇品田議員 医療機関ということでございましたけれども、たまたま美幌医師会から要請があったと、こういうことでよろしいですか。その他、福祉施設等からはそういったものがあったのですか。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 今回の制度につきましては、医療従事者また介護の方についても、やはりいろんな異動があつて大変というようなこともお聞きしておりましたので、私どもの方で介護の方の施策として追加をさせて載せてございます。

◇議 長 5 番、品田議員。

◇品田議員 女満別福祉会及び東藻琴福祉会から要望はありましたか。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 直接、お話ししてございましたけれども、その前段での要望はございませんでした。

◇議 長 5 番、品田議員。

◇品田議員 基本的にはですね、よく自治体病院ではこういった例がありますけれども、医療関係等、福祉関係等、薬剤という、そういった広範囲での人件費補助ではないのですか。ちょっと異例なことであろうなという感じを思っ質問をさせていただいたわけでございまして、美幌町におきましてはですね、支援金は申請時3年以上というふうな、私の大空町では5年ということですね、それと美幌町においては25万円を3年間、私どもでは15万円を5年間、こういうふうな自治体が違いますから、一緒にすることはないにしても連動してやっているという事があれば、同じ団体からそういった要請があったというのであればですね、何も変えることはなかったような気がするわけで、その狙いみたいなものはあるのでしょうか。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 今御質問のありましたように、美幌町においては、25万円の3年間、トータル75万円、ということで私も聞いてございます。大空町におきましては、15万円の5年間ということで75万円、総トータルの助成する金額はイコールと考えておりますが、やはり長くこの町に住んで医療、または介護の業務に従事していただきたいという狙いもありまして、3年ではなくて5年にした、2年間長くしたということで御理解いただきたいと思います。

◇議 長 5番、品田議員。

◇品田議員 先程も言ったとおり、よくわかるのですけれども、隣同士で労働のマーケットを奪い合うようなことが果たして好ましいのかと、労働市場をかえって混乱させないのか。また一部職員同士のですね、環境といいますか、これに当たらない職員も出てくるわけですね、現状の処理がそういったものの影響といいますか、いたずらに手を突っ込みすぎて、大きな火種になるというふうなことの懸念は考えなかったのか。

私は積極的に両福祉会が要望したという事実は、確認がとれておりませんし、「うーん」というふうな感じで、この議案に思ったわけでありまして。苦慮しているのはわかりますけれども、労働のマーケットは、そういう動きというのもありますしね、人材不足はここだけではない、いろんな部署の人材不足も今、当面出てくることは、昨日の一般質問の中でも町長さんが話してくれました。それを全部介入していくのかということになります。

また、看護師については、女満別中央病院等にも相当な補助金といいますか、看護師の雇用についても入っていったような、私はちょっと記憶しているんですけれども、そういったことと重複しないかとか、というふうな感じを持っていますので、再度お願いいたします。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 まず25万円と15万円の差ということで、私どもの年間の助成額の算出として考えたところでありますが、1年当たりの北海道と大都市、関東の実収入や実収入から消費支出や非消費支出の差額分をいろいろ統計調査からひもといたところ、北海道と関東とを比較したところですね、差額としては、月額1万3,000円程度の差があると、ですので1万3,000円を12カ月すると、年額156万円になるということも想定して端数整理をさせていただきましたけれども、15万円という妥当な数字であるということの算出基礎に至ったわけですので、今回15万円とさせていただきます。

また確定申告の際に、この受け取った金額につきましては、所得金額の中で雑所得として扱くと、その中で雑所得であれば、50万円までの控除があるということで、その他の収入があれば、当然確定申告の必要も出てくるというようなことも考慮した中で、15万円という形の設定をさせていただきます。

もうひとつ、異動の場合ということで、やはりこの補助金につきましては美幌町が先駆けて行っておりますし、その他の町村でも動きがあるように聞いております。やはり要綱であれば、皆さんも飛びついてくるので、いち早く手を打っていいこうということもあります。また、介護従事者や医療等々の従事者も優秀な人材を早く確保していきたいということもありましたので、今回の提案に至ったわけでございます。

女満別中央病院に出している補助金と、ここの部分での重複はありません。

◇議 長 5番、品田議員。

◇品田議員 美幌地区の賃金体系と我が町の賃金体系というものは、調べられているのでしょうか。私は、まるっきりわかりませんが、うちは平均なのか、美幌町が多いのか、そういったことは検討、調査したことがありますか。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 美幌町と大空町の賃金体系ということで、直接、私のほうでは調査してございません。

◇議 長 平成26年度大空町一般会計補正予算（第3号）の質疑中でありますけれども、ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成26年度大空町一般会計補正予算第3号の質疑を続けます。
質疑はありませんか。

◇議 長 7番、齋藤議員。

◇齋藤議員 1点だけお聞かせ願いたいと思います。

59ページです。1番下の方にキャラクター作成業務委託料145万1,000円でありますけれども、この内容について、恐らくそらっきーのことと思うのですが、それとも、改めて別に違うものを考えているのか、まずその辺について、お聞きしたい。

◇議 長 秋葉産業課参事。

◇産業課参事 齋藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

このキャラクター作成業務委託料につきましては、現在ございますそらっきーの着ぐるみの更新と考えてございます。作成からかなり年数が経っていることと、一昨年、管内のオホーツクキャラ隊、オホキャラ隊というのが結成されて、かなり出動回数も多くなってきております。

町内のイベント等でも活躍しておりますが、現行のそらっきーの着ぐるみにつきましては、動きにくい、通気性がない、ということもありますので、今回新規に動きやすく、胴体が曲がったり、可動範囲が広がったりとか、通気性を良くするだとか、視界の確保をする、汚れにくい素材にするだとかということで、新たに更新をしていきたいと、また出動回数も多いということなので、2体体制での運用も考えまして、それに合わせましてそらっきーについては、今のところ、男の子なのか女の子なのかという人格もございませんので、そこらの人格形成も含めて今回の予算の中でしていきたいと考えております。

◇議 長 7番、齋藤議員。

◇齋藤議員 そらっきーのことですけれども、去年7月だと思いますが、議員研修の折に、一緒に行ってくれましたけれども、その中では、札幌駅前で披露したのですけれども、ほとんどの方は、これは何ですか、何だろうという、後ろにいた主婦は、これは長いもですかって言われたんですよね。

できればジェット機らしく窓枠を付けるとか、プロペラを付けるとか、もっとわかりやすい、目立つような、あくまでもそらっきーは大空の顔だと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

◇議 長 秋葉産業課参事。

◇産業課参事 齋藤議員がおっしゃるとおり、なかなかそらっきーを飛行機と認識し

ていただけることが少ないことがございます。今回、新しい着ぐるみの作成に合わせまして、着せ替え用の法被というものを作ったりということで、よりわかりやすく、人格形成も含めて、PRをしていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

◇議 長 9 番、小島議員。

◇小島議員 私は前日、ちょっと目の不調がありまして、通院をしましたので、出ることは叶いませんでした。途中から遅参いたしましたけれども、前置きなのですが、私が以前から希望していた教育行政の執行方針、さらに、町長が今回政策予算に基づく、格調高い執行方針を聞けなかったこと残念だと思ってます。ただし、文書では、目が悪いですが、見させていただきました。

評価するところがいっぱい有るなと思っておりますが、補正予算に関しては、59 ページに、住宅リフォーム促進事業補助金、このことについて一つ、それから、店舗の関係の補助金ですね、改修事業、このことについて、企業補助金も含めてですが関連がございますので、三つともお聞かせを願いたいと思っております。

第1点ですが、住宅リフォーム事業については、私の年来の主張である継続が実現されて喜ばしいことだと思っています。最大限評価をしたいと思っております。町民の間でも評価は高くなるものと思われれます。

しかし、私がこのことについて、いつも常日頃、町長に申し上げてきたのは、ポイントカード事業との関係をどうするのかと、つまりですね、施工業者をポイントカードの加盟店にするような方向も、検討してはどうかというようなことも担当者との間では十分と議論をさせていただきました。今回そのことについては一切説明がありません。それで、そのことについてどうなっているかということも、もう一度お聞かせを願いたいと思っています。

それから、2点目は、起業支援事業ですね。このことについてはすばらしいことだと思っていますが、詳しい内容が示されていないのです。私みたいな古い議員は、通常こういう新しい事業、後程の店舗の関係の事業についてもそうだけれども、必ず要綱が参考資料に付されております。そういう中について、どういう条件が付されているか、確認ができたのですよね。そういうものが、今回は出されておられません。どういう考えなのかよくわかりませんが、もう少し詳しくわかるように内容説明していただきたいのです。

特に、私が常日頃言った店舗リニューアル事業という問題についてはですね、風の便りですけれども、中小企業振興資金の設備資金と一緒に使えないという話もちょうと漏れ聞いています。そんなことで、たった150万円しか付けておりませんから、簡単に言うとはですね、住宅リフォーム事業と同じレベルなんですよ。店舗の事業というのは、リニューアルしようと思ったら、そんな金額ではできないんですよ。本当にちょっとしたところの修繕みたいなことしかありません。

その辺で、せっかく私が提案して、町長が受け入れてくれたのですが、その辺の中身がね、いまいち良くわかりません。この辺について説明を求めたいと思います。

よろしくお願いします。以上3点です。

◇議 長 秋葉産業課参事。

◇産業課参事 小島議員の御質問に御答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目の住宅リフォームで施工業者のポイントカード会への加盟についてでございますが、内部協議をいたしまして、先日、商工会の会長、副会長と協議をさせていただきました。

住宅リフォームにつきましては、施工業者の縛りというしまして、大空町の商工会であることという縛りをさせていただいております。その中で内部議論もいたしましてポイントカード会への加盟ということも、議論をいたしましたが、要綱の中でそこまで制約することは難しいだろうということで、今議会で補正が可決いただいた後、対象業者、施工業者を集めまして、今回の3案件について、説明会をする予定でございます。

商工会との協議の中でも、その中でポイントカード会の加盟の依頼というか、協力依頼を説明会の中で、各事業所にしていこうということで、共通認識に立っておりますので、その部分について鋭意努力をしながら、ポイント発行についても、協力を依頼していきたいというふうに考えてございます。

2点目の起業化支援事業補助金についてでございますが、起業化支援事業につきましては、商工会の高齢化や後継者不足からくる空洞化しつつある商店街の活性化を中心に、町内において様々な起業が円滑に行えるように、起業等にかかる費用の一部を町が支援しながら、良好な経済活動を促すことを目的に今回の制度設計をいたしまして、本定例会に補正予算として提案をさせていただいているところでございます。

内容につきましては、起業、創業に係る事業拠点経費、宣伝広告経費、法人登記に係る経費の2分の1、上限は100万円となっておりますが、補助をしようということでございます。

対象事業につきましては、農林水産業、医療福祉、風俗営業等を除くもので町内において、主たる事業所において、新規に事業を開始するものであります。

起業創業後、6カ月という商工会の内規がございますが、企業創業後に大空町商工会に加盟していただくこと、町税等の滞納がないこととしてございます。

また企業振興促進条例、大規模な企業誘致にかかわる部分の企業振興促進条例で支援対象になるものについては、対象外ということで考えてございます。

なお、中小企業振興資金等の併用につきましては、本要綱による支援は、先程申し上げましたとおり、事業拠点経費、宣伝広告経費、法人登記と用途を限定しておりますことから、同一用途で借入れする場合は、精査の上、補助対象から除くものというしたいと思います。

この支援制度によりまして、町内で様々な起業がされることで雇用の場の創出につながるということで考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

3点目の店舗改修事業についてでございますが、店舗改修事業の補助金につきましては、先程議員がおっしゃったとおり、平成23年度から平成25年度に実施しました住宅リフォーム促進事業、今定例会で提案をさせていただいてございますが、その中では店舗の改修は対象外となっております。多くの御意見をいただきながら、内部検討しまして、ニーズがあるものという判断をし、制度設計を新たにいたしまして、本定例会に提案をさせていただいているところでございます。

内容的には、住宅リフォーム事業の店舗版ということでございますが、補助率は、住宅リフォームと同じで3分の1、補助上限につきましては、30万円となっております。

また、住宅リフォーム等の併用も可能としまして、従来、店舗併用住宅の部分については、店舗部分を除くということでございますが、今回住宅リフォームとの併用も可能としまして、店舗併用住宅の改修の場合につきましては、店舗部分、居住部分ということでダブルで支援をしていこうということで考えてございます。

また中小企業振興資金の部分、御指摘がございました設備資金との併用についてでございます。借入金以外を補助対象経費としていきたいと考えてございます。例えば総額で300万円の改修費用がかかるという場合については、210万円借り入れいただき、90万円、マックスの30万円の補助金を受ける場合は90万円以上でございますので、90万円の3分の1、30万円ということで考えております。

他の支援制度におきまして、他資金の部分については補助対象経費から除外しておりますので、この店舗改修事業につきましても、中小企業振興資金の設備資金等の併用につきましては、補助対象の経費から除外していきたいというふうに考えています。以上でございます。

◇議 長 9番、小島議員。

◇小島議員 ちょっと私の聞き方が悪いのか、特に3番目のことでございますけれども、全体につながっている問題ですから合わせて申し上げますが、中小企業設備資金を使えないというふうに断言をされたのでしょうか、そういうことではないと思って聞いていたのですが、どうもよく聞き取れませんのでもう一度説明をお願いします。

他のことについても同様のことが言えます。私が最初に聞きました、何故要綱を新規事業につきましては、参考資料に付さないのかという回答はございません。これは担当課の問題でなくて、総務課の問題であるのかよくわかりません。町長の判断なのかそれもわかりません。合わせてお答え願いたいと思います。

◇議 長 秋葉産業課参事。

◇産業課参事 まず、店舗改修事業の中小企業振興資金等の併用についてでございますが、併用できないということではございません。中小企業振興資金等の借入れ部分についての補助対象とはしないということでありまして、併用していただいて不足分の借入れをしていただいても構いません。ただ、借り入れた分に対して補助金を充当するということになりますと、町の支援の公金投入が重複という形になりますので、その部分については、積算から外していただくというようにことで御理解をいただきたいと思います。

また、新規制度3本の要綱を議会の参考資料に載せていないという部分につきましては、他制度も同じでございますが、各常任委員会の方で説明をしてございますので、今回の提案説明、予算参考資料の方にも載っていないということで、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 9番、小島議員。

◇小島議員 中小企業設備資金、そのことについては、重複がない限り可能だということ、確認させていただきましたので、そのように進めていただきたいと思います。

ただ、先程説明があった要綱ですね、参考資料として提出するというのを、それぞれの所管の委員会で説明したからいいということではだめなんですよ。あくまでも私どもの議会は、委員会を重視してまいりましたけれども、活動を、内容を微に入り細に渡って精査するという意味で、委員会活動を一生懸命やることになってまいりましたが、基本は本会議中心主義でございます。

ですから、他の委員会のことがわからないのじゃないという問題ではなくて、あるいは資料を見ればわかるだろうという問題ではなくて、提案された補正予算については、参考資料が付されるのが適当と思われれます。

このことについては、担当課に聞いてもしょうがないので、町長まで手をわざわざせなくてもいいのですから、副町長どうですか。どういう考えを持っていますか。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 ただいまの参考資料の件でございますけれども、先程説明したとおり、新規の事業については、常任委員会等々で説明をさせていただいて、特に補正のときに資料を付けてございませでした。そのことについて、どう考えるかということでございますけれども、議会側として、また、それを御覧になる町民の方もしらっしゃるかと思っておりますので、その辺については、議会等とも、その資料の添付の仕方については、検討させていただきたいというふうに思っております。

合わせて、この議会が終わりましたら、大至急その辺は協議をさせていただけ

るというふうに思っておりますので、どうぞよろしく御願いたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私からも一言お話を申し上げておきたいと思います。

従来でありますと、こういったものは当初予算に計上されているのが通例かと思いますが、そんなときには予算審査特別委員会というものが例年設置されまして、その中で各議員が様々な予算の内容について御質疑をいただいて、新年度がスタートするということになっております。4年に一度、このような骨格予算を、さらに6月に政策予算を含めてということで新たな提案がこういった時期になされるということでもあります。

このとき、今回でいいますと非常に新しいいろいろな考え方を提案させていただいておりますが、従来、新年度の予算のときと違いまして、特別委員会の設置というような形にはなっておりませんでした。ですので、今回は、従来を踏襲したような形で常任委員会に諮るということでのみ、お諮りをしてきた経過にあります。このことが十分皆様に御理解をいただけているかどうかというところで私自身も少し不安に思っているところがございます。

今回、御指摘をいただいたことについて、そのほかの議員の皆さん方の考えなどもいただいて、私ども提案をする側と皆様方と協議を少しこの議会の後、させていただきたいと、そのように思っております。

その中で、また、しかるべきルールというか、説明のあり方というものについて一つ一つ研究をしながら積み重ねてより良いものにしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 9番、小島議員。

◇小島議員 町長まで御答弁いただきました。私はそれで結構だと思っています。

ただし、再度確認を申し上げますが、私どものような小規模議会では本会議中心主義ですから、この原則をお忘れなく、このことだけ申し添えておきます。以上です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 かねてから小島議員からは、そういう御発言をいただいておりますし、私自身も、そのように思っております。

前段、議員協議会、常任委員会、様々な協議の場、情報の提供の場はありますがけれども、最終的に御質疑をいただきながら御決定をいただく、そこは本会議の場であろうと、そのことは、私も十分理解をしながら、常任委員会、協議会などにも当たらせていただいているつもりでございます。

今、言われましたことについてもしっかりと受け止めながら対処してまいりた

いと思います。

◇議 長 他に質疑ありませんか。
6 番、松田議員。

◇松田議員 61 ページ、外灯管理費ですけども、これについては、新しく設置工事や照明球の切り替えと、私聞き及んだのですけれども、私はこの外灯の部分については、防犯それから省エネについても、そういう観点からも大切なことだろうなと思って質問したいのですけれども、新しく設置する予定があるのであればどこら辺のことを、どれぐらいの規模を考えていらっしゃるのか。

それと省エネルギーの球の交換ですけども、現時点で町で所有している外灯の何%位、進捗状況ですね、そしてまた合わせて効果は、現時点で把握できる限りでいいのですけれども、どれ位の効果があるのか。そして今後の計画の見通しを聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 田端建設課長。

◇建設課長 今回の外灯設置工事の補正額で869万2,000円の内訳でございますけれども、まず東藻琴地区におきます外灯の新設と撤去が3カ所ずつで予定しております。それ以外が今回、外灯につきましてはLED化を予定しております。

大空町の現状でございますけれども、現在1,079本の外灯がございます。平成22年に234本の外灯を省電力外灯、エバーライトに替えてございます。比率につきましては21.7%でございます。

それ以降、現在までLED化を実施してまいりませんでしたが、今回から計画的に外灯については省エネルギー化をして、CO2の削減、電力の削減を行っていきたいというふうに思っております。

本年度800万円のLED化を予定しておりますけれども、50本程度を予定しております。女満別地区、東藻琴地区でそれぞれ、詳細な本数はできませんけれども、それぞれで50本の更新を考えております。

現状のエバーライトにすれば、どの位の効果があるかということでございますけれども、理論値でございますが、既存の100Wランプの外灯でございますけれども、年間に9,600円程度の電気料が掛って、平成22年に替えましたエバーライトとでございますけれども、年間に3,485円ということで、約60%以上の消費電力の節減ができると、そのほかに水銀の電燈になりますと、使用時間が、理論値でございますけれども、1万2,000時間でございます。それがエバーライトとなりますと、6万時間ということで寿命が伸びるという、その分交換の費用もかからないということでございます。

LEDにつきましても同額の6万時間ということで今のところ予定してございます。

◇議 長 6 番、松田議員。

◇松田議員 今後の計画の予定がありましたら、よろしくお願いいたします。

◇議 長 田端建設課長。

◇建設課長 これから大体年間 8 0 0 万円程度をかけまして、L E D 化を進めていきたいというふうに思っております。

今のところ 5 年間の予定でございますけれども、それで終わらなければ、継続して L E D 化を進めていきたいというふうに考えております。

◇議 長 6 番、松田議員。

◇松田議員 やっぱり省エネルギー、それから防犯、そういう観点から継続して事業を進めていただきたいと思います。終わります。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 3 6 号 平成 2 6 年度大空町一般会計補正予算 (第 3 号) を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 3 6 号 平成 2 6 年度大空町一般会計補正予算 (第 3 号) は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 3 7 号

◇議 長 日程第 1 3 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書 71 ページです。

「議案第 37 号 平成 26 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」

平成 26 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,883 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11 億 654 万 3,000 円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 6 月 23 日提出 大空町長 山下英二

73 ページをお開きください。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1 款国民健康保険税に 2,158 万 5,000 円を追加、2 款国庫支出金から 6,122 万円を減額、3 款療養給付費療養給付費交付金から 55 万 9,000 円を減額、4 款前期高齢者交付金から、12 万 2,000 円を減額、5 款道支出金から 234 万 5,000 円を減額、8 款繰入金に 2,382 万 8,000 円を追加しまして、歳入合計 1,883 万 3,000 円を減額して、11 億 654 万 3,000 円とするものでございます。

74 ページの歳出でございます。1 款総務費に 108 万 1,000 円を追加、2 款保険給付費から 1,998 万 7,000 円を減額、3 款後期高齢者支援金等に 6 万 3,000 円を追加、4 款前期高齢者納付金等に 1 万円を追加、歳出合計は 1,883 万 3,000 円を減額し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。まず歳出より御説明申し上げますので、80 ページ、81 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目 4 節の共済費の嘱託職員社会保険料に 9,000 円の追加でございます。社会保険料、標準報酬月額の高齢区分の異動に伴い追加をするものでございます。

13 節委託料、ここに国保システム改修委託料として 107 万 2,000 円の追加でございます。5 月 20 日開催の臨時会において専決処分の承認をいただきました軽減基準額の改正に伴う電算システムの改修に要する費用を追加するものでございます。

2 款 1 項 1 目 19 節負担金補助及び交付金の一般被保険者療養給付費から 1,998 万 7,000 円の減額でございます。平成 25 年度の療養諸費の支出額が確定したことから、再算定を行い、過去 5 年間の療養諸費支出額と被保険者の件数を勘案し、減額するものでございます。

3 款 1 項 1 目 19 節負担金補助及び交付金の後期高齢者支援金に 6 万 3,000 円を追加。

続いて 82 ページ、83 ページ、4 款 1 項 1 目 19 節負担金補助及び交付金の前期高齢者納付金に 1 万円の追加でございます。いずれも額の確定に基づき追加

をするものでございます。

財源内訳の変更につきましては、国の調整交付金が減額となる見込みのため、特定財源の国庫支出金を減額、また、社会保険料を診療報酬支払基金からの交付金の減額も伴いますので、その財源を減額し、一般財源に追加をするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので78ページ、79ページをお開きください。

1款1項1目1節、医療給付費現年課税分に1,390万7,000円、2節介護納付金現年課税分に142万2,000円、3節後期高齢者支援金現年課税分に640万6,000円を追加し、2目1節医療給付費現年課税分から14万円を減額、2節介護納付金現年課税分に2万4,000円を追加、3節後期高齢者支援金現年課税分から3万4,000円の減額でございます。本年4月1日現在の国民健康保険加入者をもとに、最新の住民税と固定資産税の情報により試算し、さらに、軽減基準額の改正及び先程議案第33号で承認をいただきました限度額の改正により試算した結果に基づき、追加または減額をするものでございます。

続きまして、2款1項1目1節の療養給付費負担金、現年度分から635万4,000円と介護納付金負担金現年度分から2万7,000円を減額し、後期高齢者支援金負担金現年度分に17万7,000円の追加でございます。歳出において、一般被保険者療養給付費を減額したことで、介護納付金及び後期高齢者支援金の額が確定したことに伴い、国庫負担金の対象額が変更となることから、減額または追加をするものでございます。

2項1目1節の普通調整交付金から4,321万1,000円、特別調整交付金から1,180万5,000円の減額でございます。所得が確定し試算した結果、国からの交付金が全額を見込めないことから、減額するものでございます。

3款1項1目1節の現年度療養給付費交付金から55万9,000円の減額でございます。退職者被保険者の後期高齢者の額の確定に伴い減額をするものでございます。

4款1項1目1節前期高齢者交付金から12万2,000円の減額でございます。交付金の額の確定により減額をするものでございます。

5款2項1目1節普通調整交付金から116万3,000円、特別調整交付金から118万2,000円の減額でございます。歳出において、一般被保険者療養給付費を減額したことに伴い減額をするものでございます。

8款1項1目1節一般会計繰入金に2,382万8,000円の追加でございます。国の調整交付金が減額となる見込みであり、減額される交付金額の半分以上に相当する額を一般会計から法定外繰り入れとして不足する財源を補填するために追加をするものでございます。

以上、補正予算内容について御説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成26年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 平成26年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第38号

◇議 長 日程第14 議案第38号 平成26年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 「議案第38号 平成26年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)

平成26年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ783万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月23日提出 大空町長 山下英二」

87ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正 歳入でございます。2款繰入金から121万8,000円を減額しまして、歳入合計は121万8,000円を減額し、783万8,000円とするものです。

88ページ、歳出でございます。1款サービス事業費から121万8,000円を減額しまして、歳出合計は、121万8,000円を減額し、歳入合計と同

額にするものです。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明申し上げますので、94ページ、95ページをお開きください。

1款1項1目2節の一般職給から41万9,000円を減額、3節職員手当等、一般職員の手当、扶養手当、期末勤勉手当、寒冷地手当、時間外手当、通勤手当、住居手当、児童手当、休日勤務手当等、一般職員の手当、49万2,000円を減額、4節共済費、地方公務員共済組合負担金及び共済組合追加費用負担金としまして、総額16万8,000円を減額、19節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金から14万円の減額でございます。全体として121万8,000円の減額でございます。本年4月1日付け人事異動に伴う職員給与の減額をするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、92ページ、93ページをお開きください。

2款1項1目1節の一般会計繰入金から121万8,000円の減額でございます。歳出が減額となり、財源調整のため減額をするものでございます。

以上、補正予算内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成26年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 平成26年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第39号

◇議 長 日程第15 議案第39号 平成26年度大空町簡易水道事業特別会計

補正予算（第１号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

田端建設課長。

◇建設課長 それでは、議案書９９ページをお開きください。

「議案第３９号 平成２６年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）」

平成２６年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７，５６４万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億９１万９，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正 第２条 地方債の追加及び変更は、「第２表 地方債補正」による。

平成２６年６月２３日提出 大空町長 山下英二」

議案書１０１ページをお開きください。第１表 歳入であります。

３款繰入金に３４４万５，０００円を追加、６款町債に７，２２０万円を追加し、歳入合計７，５６４万５，０００円を追加し、歳入合計４億９１万９，０００円とするものであります。

議案書１０２ページをお開きください。歳出であります。

１款総務費に７，５６４万５，０００円を追加し、歳入合計は７，５６４万５，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

１０３ページをお開きください。第２表 地方債補正、１追加であります。

起債の目的 東藻琴地区簡易水道事業債 限度額３，１６０万円 起債の方法 普通貸借 利率５．０％以内 償還方法は５０年以内償還でございます。

東藻琴地区の水道管路整備工事实施に係る起債の借り入れでございます。

町道４４号線改良、それから低区配水池から東藻琴配水地の導水管整備の事業でございます。失礼いたしました。償還の方法は、３０年以内償還でございます。

続きまして、起債の目的 水道台帳整備事業債 限度額 ３，４００万円 起債の方法 普通貸借 利率５．０％以内 償還の方法 １２年以内償還 水道台帳整備事業実施に係る起債の借り入れでございます。

２変更であります。起債の目的 女満別本町地区簡易水道事業債 限度額を６６０万円追加し、１，６２０万円に変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。昭和導水ポンプ場導水ポンプの更新工事实施に係る起債の借り入れでございます。

次に歳入歳出予算事項別明細書の御説明を申し上げます。先に歳出から御説明申し上げますので、１１０ページ、１１１ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、2 節給料から1 9 節負担金補助及び交付金までの補正額につきましては、4 月1 日付けで人事異動に伴う職員の給与、手当及び負担金の増減でございます。

1 款2 項施設管理費、1 目施設管理費、1 3 節委託料に水道台帳整備委託料として3, 4 0 0 万円を追加しております。紙ベースで管理しておりました水道管理につきまして、電子データ化し、下水道の管理データと一体管理を行うための委託料の追加でございます。

1 款2 項2 目建設改良費、女満別本町地区簡易水道整備事業、1 5 節工事請負費、水道施設建設工事に6 7 0 万円を追加しております。起債の補正でも御説明いたしましたが、昭和導水ポンプ場の導水ポンプ更新を予定してございます。

東藻琴地区簡易水道整備事業、1 3 節委託料、調査測量設計委託料に2 0 0 万円を追加しております。東藻琴水源地から女満別地区へ給水を行うため、水源の基本調査に係る委託料でございます。

1 5 節、工事請負費に水道管路整備工事として、3, 3 6 0 万円を追加しております。説明は起債のところで御説明したとおりでございます。

続きまして歳入を御説明いたしますので、各1 0 8 ページ、1 0 9 ページをお開きください。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金に3 4 4 万5, 0 0 0 円の追加であります。財源調整のために、一般会計から繰り入れするものでございます。

6 款町債、1 項町債、1 目簡易水道事業債に7, 2 2 0 万円を追加しております。詳細につきましては、「第2 表 地方債補正」で御説明いたしましたので、省略をいたします。

以上で、平成2 6 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1 号）の御説明を終わりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3 9 号、平成2 6 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1 号）を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 平成26年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第40号

◇議 長 日程第16 議案第40号 平成26年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

田端建設課長。

◇建設課長 それでは議案書の115ページをお開きください。

「議案第40号 平成26年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
平成26年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,122万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月23日提出 大空町長 山下英二」

議案書117ページをお開きください。第1表 歳入でございます。

5款繰入金から2万4,000円を減額し、歳入合計は、4億1,122万1,000円とするものでございます。

議案書118ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費から2万4,000円を減額し、歳出総額を4億1,122万1,000円とし、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書から御説明申し上げます。

124、125ページをお開きください。先に歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等から19節負担金補助及び交付金までの補正額につきましては、4月1日付け人事異動に伴う職員の給与、手当及び負担金の増減でございます。

続きまして、歳入を御説明申し上げますので、122、123ページをお開きください。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金から2万4,000円の減額でございます。歳出で減額となったものについて、一般会計繰入金の減額をするものでございます。

以上で、平成26年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の御説明を終わりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第40号 平成26年度大空町下水道事業特別会計補正予算
(第1号)を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号 平成26年度大空町下水道事業特別会計補正予算
(第1号)は、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩します。

休 憩 午後 1時56分
再 開 午後 2時06分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第17 農業委員会委員の推薦について

◇議 長 日程第17 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。
大空町長から、平成26年6月5日付けで、本年7月19日に任期満了となる
大空町農業委員会委員について、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規
定に基づき、大空町議会へ農業委員会委員の推薦依頼がありました。
お諮りします。
議会が推薦する農業委員会の委員は2人とし、推薦の方法につきましては、指
名推選の方法によりたいと思います。
これに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 御異議なしと認めます。
よって、議会において推薦する農業委員会の委員は2人とし、推薦の方法は指
名推選にすることに決しました。
お諮りします。
指名推選の方法は、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 御異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法は、議長において指名することに決しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時07分

再 開 午後 2時08分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会において推薦する農業委員会の委員に、ただいまお手元に配付しました推薦書のとおり、岡内祐一氏並びに丹羽真治氏を推薦したいと思います。お諮りします。

議会において推薦する農業委員会の委員に岡内祐一氏、並びに丹羽真治氏を推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 御異議なしと認めます、よって議会において推薦する農業委員会の委員に岡内祐一氏並びに丹羽真治氏を推薦することに決しました。

◎日程第18 発議第12号

◇議 長 日程第18 発議第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

8番、松岡克美議員。

◇松岡議員 「発議第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成26年6月24日提出 提案者 大空町議会議員 松岡克美、松田信行」の両議員であります。

この規約の変更については、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合から、解散脱退の届出がなされ、新たに道央廃棄物処理組合が北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加入することになり、組合理約の変更が必要となったものであります。

参考資料で御説明申し上げます。1ページをお開きください。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するために設立された一部事務組合であります。

新旧対照表の別表第1の上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合を削

り、北空知圏学校給食組合の次に、道央廃棄物処理組合を追加し、変更するものであります。附則としましてこの規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の認可の日から施行することとなっております。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

それで、討論を終わります。

これから発議第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第13号

◇議 長 日程第19 発議第13号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

6番、松田信行議員。

◇松田議員 議案書7ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第13号 「手話言語法（仮称）」制定を求める要望意見書について 大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年6月24日提出 提案者 大空町議会議員 松田信行、沢出好雄、後藤幸太郎、小島一弘、上地史隆」の各議員でございます。

9ページでございます。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や、文法体系を持つ言語である。

「音声が届かない」「音声で話することができない」など、聴覚障がい者にとって日常生活や社会生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。しかしながら、我が国で手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校で手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

国連総会において、平成18年12月に採択された「障害者権利条約」の第2条に、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語に含まれることが明記された。我が国は、平成19年9月にこの条約に署名したものの、権利条約批准に当たり必要な国内法の整備が必要なため、平成23年7月、障害者基本法改正し、手話が言語であることを明確に位置付けた。

しかし、この規定だけでは音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、権利条約で「言語」に関連して置かれているさまざまな規定に対応し、手話言語に関する「手話を獲得する」「手話で遊ぶ」などの権利を保障するためには、専門法である「手話言語法」の制定が必要である。

よって、国においては、「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日 大空町議会議員 近藤哲雄

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第13号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める要望意見

書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 発議第 14 号

◇議 長 日程第 20 発議第 14 号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

6 番、松田信行議員。

◇松田議員 議案書の 11 ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第 14 号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出します。

平成 26 年 6 月 24 日提出 提案者 大空町議会議員 松田信行、沢出好雄、後藤幸太郎、小島一弘、上地史隆」の各議員でございます。

13 ページでございます。

以下朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東日本大震災をはじめ、未曾有の災害が相次ぐ中、国民の命と暮らしを守るためには、国の役割が益々重要となっており、国家・地方を問わず公務員の果たすべき役割は拡大している。

しかし、日本の公務員数は、先進諸国と比較して著しく低い水準であり、公務職場は慢性的な人員不足で行政サービスに支障をきたしている。ＪＲ北海道のトラブルが象徴するように、民営・業務委託化による弊害は多く、安全・安心にかかわることは国の責任で行うことが不可欠であり、「国の出先機関」を撤退、縮小させるのではなく、全国各地に存在することが欠かせない。

北海道には航空管制部、開発局、税務署をはじめとする国の出先機関が各地に存在し、住民の安全と安心を支えている。また、国立大学、日本年金機構といった、公務関連の法人も多数存在し地域の福祉と教育を支えている。

しかし、人口減少や相次ぐ定員削減の影響を受けて、国の出先機関は撤退・縮小の傾向にあり、北海道の広大な面積、降雪寒冷地であるなどの地理的特殊性を踏まえると、安易な撤退・縮小は容認できるものではない。さらに、現在国が行っている行政サービスについて、民営化、独立行政法人化、業務委託化すると、責任の所在が曖昧になるとともに、営利目的となり、利潤が出なければ廃止、地域からの撤退が加速することになりかねない。

よって、国による行政サービス維持の観点から次の事項の実現を要望する。

- 1 国の出先機関改革にあたっては、廃止、地方移管を前提としないこと。
- 2 住民の安全・安心を支える行政サービスの拡充をはかるため必要な人員を確保すること。
- 3 現在国で行われている業務について、拙速な民営化、独立行政法人化、業

務委託化をすすめないこと。

以上、 地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 24 日 大空町議会議長 近藤哲雄

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議ください。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 14 号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する要望意見書を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第 14 号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 発議第 15 号

◇議 長 日程第 21 発議第 15 号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

7 番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 「発議第 15 号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書

このことについて大空町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出します。

平成 26 年 6 月 24 日提出 提案者 大空町議会議員 齋藤宏司、原本哲己、深川昇、松岡克美、品田好博、田中裕之」の各議員でございます。

17 ページを御覧ください。以下朗読をもって説明にかえさせていただきます

す。

５月２２日に、政府の規制改革会議は「農業改革に関する意見」を発表したが、その後、与党との協議を踏まえ、６月１３日に最終的なとりまとめが行われ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に反映させる予定となっている。

今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや農業生産法人の大幅な要件緩和等は、地域農業の姿を大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについては、ＪＡグループを事実上解体に追い込む内容であり、農業者、地域住民、国民生活に重大な支障をきたすことが懸念される。

については、規制改革会議意見書の「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂への反映にあたり、次の事項を要望する。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂にあたっては、真に農業者の所得向上・地域生活インフラの維持向上・国民に対する食糧供給の安定確保・農地の適正利用に資する観点から規制改革会議の意見書を取り扱うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年６月２４日、大空町議会議長 近藤哲雄

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明させていただきましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第１５号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第１５号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 発議第１６号

◇議 長 日程第２２ 発議第１６号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

６番、松田信行議員。

◇松田議員 議案書１９ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第１６号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出します。

平成２６年６月２４日提出 提案者 大空町議会議員 松田信行、沢出好雄、後藤幸太郎、小島一弘、上地史隆」の各議員でございます。

２１ページでございます。以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

我が国においてウイルス性肝炎、Ｂ型・Ｃ型肝炎の患者が合計３５０万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法などでも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と、Ｂ型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難をきたしている。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害者手帳の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされている。

肝硬変、肝がん患者は、毎日１２０人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

以上のことから、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- １ ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- ２ 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年６月２４日 大空町議会議員 近藤哲雄

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

以上、御説明させていただきました。

よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第16号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第16号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第17号

◇議 長 日程第23 発議第17号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
7番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議案書23ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第17号 「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年6月24日提出 提案者 大空町議会議員 齋藤宏司、原本哲己、深川昇、松岡克美、品田好博、田中裕之」の各議員でございます。

25ページを御覧ください。以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

北海道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。一方で、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、自治体の存続が危ぶまれる事態も想定されている。また、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸

収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっている。

こうした現状を踏まえ、国は「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、北海道では、国が平成21年度に創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、高性能林業機械の導入、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、さまざまな取組を支援してきたところである。

この結果、人工林を主体とする森林の整備や木材の有効利用が進み、北海道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達している。

今後、こうした取組をさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 木材の利用促進といった地域の多様な取組を支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続など、林野関連施策の充実・強化を図ること。
- 2 地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林設備の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日 大空町議会議員 近藤哲雄

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛てでございます。

以上、説明させていただきましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第17号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第17号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議第18号

◇議 長 日程第24 発議第18号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

7番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議案書の27ページを御覧いただきたいと思います。

「発議18号 「道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年6月24日提出 提案者 大空町議会議員 齋藤宏司、原本哲己、深川昇、松岡克美、品田好博、田中裕之」の各議員でございます。

29ページを御覧ください。以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止の再編・統合を行ってきた。これにより全道では現在までに20校が募集停止、17校が再編・統合により削減されている。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じており、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業に影響を及ぼしている。

このように、「新たな高校教育に関する指針」にもとづく「配置計画」がすすめば、高校進学率が98%を超える状況にありながら、北海道の高校の約43%がなくなることになる。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながる。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、地域の高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきである。

以上のことから、次の事項について要望する。

- 1 道教委が策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書の提出をする。

平成26年6月24日 大空町議会議長 近藤哲雄

提出先は、北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長宛てでございます。

以上、説明させていただきましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第18号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第18号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 発議第19号

◇議 長 日程第25 発議第19号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

7 番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議案書 31 ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第 19 号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、
「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2015
年国家予算編成における教育予算確保・充実に向けた要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出します。

平成 26 年 6 月 24 日提出 提案者 大空町議会議員 齋藤宏司、原本哲己、
深川昇、松岡克美、品田好博、田中裕之」の各議員でございます。

33 ページを御覧ください。以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっている。また、これは地域主権を脅かすものではなく、地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と負担率を 1 / 3 から 1 / 2 へ復元するなどの制度改善が重要である。

給食費、修学旅行費など、保護者の負担が大きくなっていて、地方交付税措置されている教材費や図書費についても、都道府県や市町村においてその措置に格差が出ている。国庫負担率が 1 / 3 になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっていて、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改正」及び「30 人以下学級」の早期実現が不可欠である。

以上のことから、次の事項について強く要望する。

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 1 / 2 に復元すること。
- 2 「30 人以下学級」の早期実現にむけて、学級編制標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。また、地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
- 3 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
- 4 給食費、修学旅行費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、充実を行うこと。
- 5 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 24 日 大空町議会議長 近藤哲雄

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣府特命大臣（地域主権推進担当）宛てでございます。

以上、説明させていただいてきましたので、よろしく御審議いただきますよう
よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第19号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第19号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 報告第5号

◇議 長 日程第26 報告第5号 平成25年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、平成25年度繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の35ページをお開きください。

「報告第5号 平成25年度繰越明許費繰越計算書の報告について」

繰越明許費につきましては、地方自治法の規定により翌年度に繰越して使用する歳出予算であり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

37ページをお開き願います。町長から議長への通知文で、6月2日付けで送

付をさせていただきます。

39ページをお開き願います。平成25年度大空町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。いずれも国の経済対策による実施事業で、平成25年度内に事業が完了しないため、繰越明許費として議決をいただいた事業であります。

8款2項の橋梁補修等事業につきましては、今後整備を予定しております3つの橋の設計費と、その一つであります空港橋の補修工事費1,070万円を、翌年度に繰り越すものであります。

8款6項の中央さくら団地建設事業につきましては、1棟3戸を建設する工事費5,240万円を翌年度に繰り越すものであります。2つの事業合計6,310万円の予算額に対しまして、繰越明許費も同額の6,310万円を翌年度に繰り越したところであります。

財源の内訳としましては、国道支出金が3,120万円、地方債が2,820万円、一般財源が370万円となっております。

以上、一般会計におけます平成25年度から平成26年度へ繰越した事業内容の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成25年度繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

ここで10分間休憩します。

休 憩 午後 2時53分

再 開 午後 3時03分

◎日程第27 報告第6号

◇議 長 休憩前に引続き会議を再開します。

日程第27 報告第6号 平成25年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

星加生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 報告第6号でございます。「平成25年度一般財団法人大空町青少年育成事業協会の経営状況」につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

まず、事業報告でございますが、資料は手元の経営状況を説明する書類の7ページから20ページでございます。

定款第4条第1号に掲げます青少年の健全育成のための学習講座の開設事業につきましては、青少年バンドクリニック、藤田善宏ダンスワークショップを開催し、ダンスだけではなく、体を動かすことの楽しさを体験してもらうとともに、町内の金管クラブや吹奏楽部の技術向上を図っております。

定款第4条第2号に掲げます芸術文化事業の企画と芸術文化を普及奨励する事業につきましては、公共ホール音楽活性化事業、オホーツク演劇祭inおおぞら、小林亜矢乃ピアノリサイタル、トム・プロジェクトプロデュース「案山子」など7事業を開催し、町内や近隣市町村から延べ3,790人の入場を得ております。

定款第4条第3号に掲げます社会教育を行うための専門的事項に関する研究集会、講座などの開催や開催に協力する事業につきましては、青少年健全育成研修会「大棟耕介講演会」、そして道化師のパフォーマンスを交えた笑いあいの講演を共催で開催しております。

定款第4条第4号に掲げます団体育成事業につきましては、町内青少年団体及び育成団体と連携し、求めに応じて援助を行い、また、教育文化会館の運営に協力をいただくボランティアの育成に努めております。

定款第4条第5号に掲げます受託施設管理事業につきましては、大空町から委託を受けました社会教育施設の女満別武道館の清掃業務を行っております。

指定管理業務につきましては、社会教育施設の女満別研修会館、女満別ゲートボールセンター、図書館、B&G海洋センターの管理運営業務を行っております。

定款第4条第6号に掲げます社会教育関係団体との連携事業につきましては、関係団体と連携協力して実施しました町民芸能祭、赤い羽根共同募金チャリティー歌謡ショーなどの3事業を実施し、延べ820人の方の入場を得ています。

次に、収支の状況でございます。

経営状況を説明する書類の23ページから27ページに掲載されており、貸借対照表、正味財産増減計算書にて報告されております。

27ページの正味財産増減計算書のⅠ一般正味財産増減の部、1経常増減の当期経常増減額、表の中程になりますが、953万5,452円で、マイナスの決算となっております。これは一般事業会社で例えば、経常利益に相当するものでございます。

当期経常外増減がなく、一般正味財産期末残高は、1億2,500万4,832円となっております。また、Ⅱ指定正味財産増減の部の当期指定正味財産増減額は、1,470万円ありますので、Ⅲ正味財産期末残高は、前年度対比516万4,548円増の1億3,970万4,832円となっております。

監査につきましては、経営状況を説明する書類の35ページに記載のとおり監査を受けており、特に指摘を受けたとの報告はございません。

次に、47ページから74ページにかけまして、平成26年度の事業計画書及び収支予算書を添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況及び事業計画につきまして御報告させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで平成25年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況につ

いては、終わります。

◎日程第28 報告第7号

◇議 長 日程第28 報告第7号 平成25年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

伊藤産業課長。

◇産業課長 それでは、議会提出議案書の43ページでございます。

報告第7号でございますけれども、「平成25年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況」につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、御報告申し上げます。

資料につきましては、お手元の経営状況を説明する書類をご御覧いただきたいと思います。

1ページを御覧ください。めまんべつ産業開発公社の目的を達成するための主な事業といたしまして、1から4まで記載をしております。また、公益法人制度改革に対応いたしまして、平成25年7月1日に一般財団法人めまんべつ産業開発公社として設立登記をしております。事業といたしましては、一般会計事業、環境整備事業、特産品収益事業、指定管理運営事業Ⅰ、指定管理運営事業Ⅱの5つの事業となっております。

まず、一般会計事業の状況でございますけれども、2ページを御覧いただきたいと思います。事業といたしましては、地場産品の試作研究、販路拡大、イメージ商品の開発などの事業を実施しております。

次に、3ページから4ページを御覧いただきたいと思います。環境整備事業特別会計の状況でございます。事業につきましては、主に公共施設の管理受託をしております公共施設等管理事業、女満別空港消防業務の空港環境整備事業、女満別空港駐車場管理事業、自動車テストコース整備の産業環境整備事業の4つの事業を実施しております。東日本大震災以来、低迷しておりました空港駐車場の利用につきましては、徐々に回復してきておりまして、料金収入が前年度比102.5%と微増となっているところでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。特産品収益事業特別会計の状況でございます。農産加工商品の製造販売や地場産品販売の収益事業でございます。アンテナショップ「ほのか」、メルヘン観光交流センター内のメルヘンぴっと内の「キッチンほのか」の来店者数につきましては、前年度比で108%、売上金額で107%となっているところでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。指定管理運営事業Ⅰの状況でございます。事業につきましては、町より受託をいたしておりますメルヘン公園の指定管理事業でございます。

管理施設につきましては、メルヘンカルチャーセンター、多目的広場、新規就

農者技術習得管理施設、温室体験農場、駐車場となっております。施設管理に当たりましては、料金高騰が続く中、光熱水費などの節約に努めるとともに、栽培温室にあつてはアスパラやブロッコリーの栽培、体験圃場では緑肥作物の栽培試験などを行っているところでございます。メルヘン公園全体では、前年度対比で利用者件数114.3%、利用者数で106%となっているところでございます。

次に8ページでございます。指定管理運営事業Ⅱの状況でございます。事業につきましましては、町より受託をしておりますひがしもこと乳酪館の指定管理業務でございます。乳酪館は地場で生産される牛乳を活用して乳製品の開発製造、体験、展示等を通じた都市と農村の交流を行う施設として、ナチュラルチーズを初めとする乳製品の製造販売、チーズ関連の新商品の開発や販路拡大に努めているところでございます。入館者数につきましましては、前年度対比で108.1%、販売収入につきましましては、205万2,000円の減となっておりまして、前年度対比で95.3%、4.7%の収入減となっているところでございます。

11ページから21ページにかけまして、一般会計、各特別会計の5会計の決算関係の総括表を記載しております。平成25年度めまんべつ産業開発公社全体の収支につきましましては、13ページの正味財産増減計算書を御覧いただきたいと思ひます。

Iの一般正味財産増減の部の1経常増減の部の(2)経常費用の当期経常増減額、表の中程にございますけれども、52万3,378円で、マイナスの決算となっているところでございます。一般事業会社で言えば経常利益というところでございます。しかし、表の中の2番、経常外増減の部の(2)経常外費用の雑損失が2万7,052円でございます。

表の下段の方にⅢ正味財産期末残高につきましましては、前年度比で56万430円のマイナスということになっておりまして、トータル、1億900万3,143円ということになってございます。

次に、23ページから41ページにかけましては、平成26年度の各事業計画書並びに収支予算書を添付しておりますので、御覧いただきたいというふうに思ひます。

以上でめまんべつ産業開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成25年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第29 報告第8号

◇議 長 日程第29 報告第8号 平成25年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

田中産業建設課長。

◇産業建設課長 議会提出議案書の４５ページでございます。

報告第８号 「平成２５年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況」について地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、御報告申し上げます。

資料は、お配りしております経営状況を説明する書類の１ページから１２ページでございます。

初めに、１ページから２ページの事業報告でございますが、芝桜開花期の入園者の状況、キャンプ場、釣り堀、ゴーカート、遊覧車、温浴施設の利用状況、それから苺ハウスの生産量等につきまして報告されております。

平成２５年度の芝桜開花期の入園者数につきましては、７万５，４１４人で、前年度比で９３．４％と６．６％減少してございます。入園者数の減少要因といたしましては、例年にない融雪の遅れに加え、芝桜開花時期の低温降雪により、三分咲きの開花宣言が５月２５日、満開宣言が６月２日と開花の時期が過去に例を見ないほど大幅に遅れたことが要因であると考えております。

次に、３ページから８ページの収支決算の状況でございますが、収入の５０％以上を占めております入園料は、開花の大幅な遅れが響き前年度より１７．５％の減収となりましたが、経費の徹底した削減などにより、単年度収支では、６ページに記載のとおり、３万６，９１３円の純利益となり、平成２４年度の繰越利益と合わせますと、平成２５年度末の繰越利益余剰金は、７ページに記載のとおり、９７８万７，１２８円となっております。当期末の利益余剰金につきましては、次期に繰り越すこととなっております。

次に１０ページから１１ページの平成２６年度事業計画でございますが、芝桜公園遊覧車、ゴーカート、売店食堂、キャンプ場、温浴施設、温室を中心として営業することとなっております。一昨年整備いたしました温浴施設、足湯施設や昨年完成いたしましたコンビネーション遊具により、芝桜祭りの期間やキャンプシーズンにおける入園者の増加を図るとともに、芝桜ライトアップの継続実施やイベントの分散化、地元特産品のＰＲ、近隣市町との広域連携や無料送迎車の試験運行など、新たな取り組みを加えて、魅力ある芝桜公園として運営していくこととしております。

また、芝桜の老朽化等の対応策として、引き続き苗の植替えや侵食防止対策を継続するとともに、スギナなど雑草の除去に全力を挙げていくこととしております。

平成２６年度の収支計画につきましては、１２ページに記載されておりますので、御覧いただきたいと思います。

なお、平成２６年度の芝桜祭りが、先日、既に終了しておりますので、参考までに６月１２日現在の入園者数等について報告させていただきます。６月１２日現在の入園者数８万３，０６９人、前年対比１０．２％の増、入園料収入３，３１１万５，７００円、前年対比２６．１％の増となっております。

以上で平成２５年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について、報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成25年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況については終わります。

◎日程第30 報告第9号

◇議 長 日程第30 報告第9号 例月出納検査報告についてを議題とします。
監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。
近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました「報告第9号 例月出納検査結果の報告」につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成26年1月分から平成26年4月分であります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況、及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました実施時期は、1月分及び2月分につきましては、3月20日に松岡前監査委員とともに実施し、3月分につきましては4月30日、4月分につきましては、5月22日に実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり、相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であると認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。
これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
山下町長から発言があれば許します。

◇町 長 平成26年第2回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼と決意を申し述べたいと思います。

今議会におきましては、3人の議員の方々から一般質問を頂戴いたしました。お1人は、この町の産業の中心となります農業の後継者、さらには労働力を確保していかなければならない、そんな意味合いからの御質問でございました。また、この地域における雇用の大切さ、それが人口増につながっていくというような御指摘で一般質問をいただいたところもあります。

また、地域の交流人口を増やしていくためには、ストーリー性のある観光振興が大切である、そんな御意見もいただいたところであります。一つ一つ私どもの町の成長を考えた上での御提案であったかと、そのように思っております。

一般質問にお答えする形で、人口減社会というものが、これの解消というものが喫緊の課題であると、そのような提言がされて各市町村、都道府県などの積極的な対策というものが求められている状況にあるように感じております。

このたびの議会におきましては、異業種交流事業によります婚活の推進、さらに、子ども医療費の拡充、さらに医療・介護就業者支援、企業化の支援、宅地造成の設計費、教育の充実といったようなことで、この地域で結婚をし、また子どもたちを産み育て、この地域にずっと住み続けていただける、そんな手立てができないか、そういうところを支援していくための施策を掲げたところであります。

一方で、相撲場の建設でありますとか、文化会館の改修、運動公園の改修などについては、交流人口の増大というようなことを狙った施策の一つでもございませう。そんなたくさんの提案を定例会にお示しをすることができました。職員それぞれが新しい部署、今までの部署の中でそれぞれこの制度化に向けて頑張ってくれたものと、そのように思っております。

しかし、今回、お認めをいただきました制度、予算など、ただ単にそこに置いておくだけでは、効果が発現しないのは言うまでもございませう。迅速にこの新しい政策などに取り組み、そして、実行する中で、一つ一つ成果として挙げてまいりたいと、そのように思っております。

その段においては、議員皆様からさらなる御指導を賜りますように、この機会に改めてお願いを申し上げ、お礼にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◇議 長 平成26年第2回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時28分